

## 【施策07】 高齢者支援

～高齢者が地域で安心して暮らせるまち～

- ◆展開方向01 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。
- ◆展開方向02 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。

展開方向01	1 敬老関係事業費	63
	2 高齢者ふれあいサロン推進運営費補助金	65
	3 老人クラブ関係事業費	67
	4 高齢者バス運賃助成事業費	69
	5 栄養・口腔機能低下予防事業費	71
	6 介護予防対策事業費	73
	7 介護予防普及啓発事業費	75
	8 いきいき健康づくり事業費	77
	9 高齢者ふれあいサロン運営費補助金	79
	10 生活支援サービス体制整備事業費	81
	11 老人福祉工場指定管理者管理運営事業費	83
	12 指定管理者管理運営事業費(老人福祉センター等)	84
	13 指定管理関係経費	85
	14 介護予防サービス給付費	86
	15 地域密着型介護予防サービス給付費	87
	16 介護予防福祉用具購入費	88
	17 介護予防住宅改修費	89
	18 介護予防サービス計画給付費	90
展開方向02	1 住宅改修支援事業費	91
	2 高齢者自立支援ひろば事業費	93
	3 緊急通報システム普及促進等事業費	95
	4 介護保険サービス事業者指定等事業費	97
	5 特別養護老人ホーム等整備事業費(債務負担分含む。)	99
	6 地域介護・福祉空間整備等事業費	101
	7 ねたきり老人理美容サービス事業費	103
	8 老人福祉施設措置費	105
	9 日常生活用具給付事業費	107
	10 徘徊高齢者等家族支援サービス事業費	109
	11 高齢期移行助成事業費	111
	12 高齢者軽度生活援助事業費	113
	13 高齢者移送サービス事業費	115
	14 尼崎市高齢者等見守り安心事業費	117
	15 軽費老人ホーム運営費補助金	119
	16 認知症確定診断体制整備事業費	121
	17 老人保健施設用地取得利子等補助金	123
	18 介護保険制度普及啓発事業費	125
	19 賦課徴収関係事務経費	127
	20 訪問型サービス事業費	129
	21 通所型サービス事業費	131
	22 地域包括支援センター運営事業費	133
	23 在宅医療・介護連携推進事業費	135
	24 認知症対策推進事業費	137
	25 生活支援サポーター養成事業費	139
	26 シルバーハウジング生活援助員派遣事業費	141
	27 徘徊高齢者等家族支援サービス事業費	143
	28 高齢者向けグループハウス運営事業費	145

29 高齢者自立支援型食事サービス事業費	147
30 住宅改修相談事業費	149
31 家族介護用品支給事業費	151
32 住宅改修支援事業費	153
33 介護相談員派遣事業費	155
34 介護給付適正化事業費	157
35 成年後見制度利用支援事業費	159
36 高齢者緊急一時保護事業費	161
37 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定事業費	163
38 介護保険利用者負担軽減対策事業費	164
39 主治医意見書支払費	165
40 認定調査委託料	166
41 居宅介護サービス給付費	167
42 地域密着型介護サービス給付費	168
43 施設介護サービス給付費	169
44 特定入所者介護サービス費	170
45 居宅介護福祉用具購入費	171
46 居宅介護住宅改修費	172
47 居宅介護サービス計画給付費	173
48 特定入所者介護予防サービス費	174
49 審査支払手数料	175
50 高額介護サービス費	176
51 高額医療合算介護サービス費	177
52 介護予防ケアマネジメント事業費	178
53 高額介護予防サービス費等相当事業費	179
54 審査支払手数料(総合事業分)	180

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	敬老関係事業費	331A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	金婚祝福事業開催要領 老人福祉大会開催要領		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	昭和38年度		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援		
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。		
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

事業概要

事業実施趣旨	ひろく市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者が自らの生活向上に努める意欲の向上を図る。
対象 (誰を・何を)	(金婚)市内在住の結婚50年の夫婦(S42.1.1～S42.12.31) (老人福祉大会)尼崎市老人クラブ連合会推薦による優良老人クラブ、老人クラブ指導育成成功者等 (敬老記念)市内在住の最高齢者男女・100歳高齢者(T6.4.1～T7.3.31)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	多年にわたり、社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに市民の老人福祉に対する関心と理解を深めるほか、高齢者が自らの生活向上に努める意欲の向上を図る。
事業概要	(金婚)結婚50年を迎えた夫婦に祝福状を贈呈することにより、夫婦の長寿と豊かな人生を祝福する。 (老人福祉大会)尼崎市老人クラブ連合会の推薦による市内優良老人クラブ、老人クラブ指導育成成功者等を表彰、記念講演を行う。 (敬老記念)最高齢者(男女)に記念品を、100歳高齢者には祝福状及び記念品を訪問等して贈呈する。
実施内容	(金婚祝福事業) 市長より祝福状贈呈、記念撮影(各夫婦ごと)、アトラクション 平成29年10月31日(水)13:30～ 都ホテルニューアルカイク鳳凰の間 当日参加数111組(申込135組)  (老人福祉大会) 市長より、優良老人クラブ14クラブ、老人クラブ指導育成成功者14人の祝福状授与、記念講演会等 平成29年9月18日(月・祝)13:30～ 総合老人福祉センター 出席者 235名  (敬老記念事業) 平成29年9月7日(木・祝)市長訪問 最高齢者(男女)・100歳高齢者宅に訪問して祝福する (最高齢者は記念品・100歳は祝福状と記念品を贈呈)

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	2,119	2,302	3,017	[平成28年度決算(内訳)]
報償費	677	828	1,327	金婚祝福事業 1,148
需用費	18	30	52	老人福祉大会 276
委託料	1,424	1,444	1,638	敬老記念事業 695
				[平成29年度決算(内訳)]
人件費 B	1,530	1,750	1,744	金婚祝福事業 1,168
職員人工数	0.19	0.22	0.22	老人福祉大会 276
職員人件費	1,530	1,750	1,744	敬老記念事業 858
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	3,649	4,052	4,761	[平成30年度予算(内訳)]
				金婚祝福事業 1,301
C 国庫支出金				老人福祉大会 337
市債				敬老記念事業 1,379
市債				
その他				
一般財源	3,649	4,052	4,761	

事業成果の点検

評価指標	(金婚)申込者数(組) (老人福祉大会)出席者数(人) (敬老)購入時の対象者(人)	単位	(組) (人)
目標・実績	目標値	達成年度	年度
		27年度	(金)204 (福)253 (敬)75
		28年度	(金)148 (福)180 (敬)79
		29年度	(金)135 (福)235 (敬)97
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 や達成できず 下回った 市長が直接慶祝する現在の形式は、本人や家族ともに喜ばれているとともに、当事者以外の高齢者の目標や励みとなっている。		

必要性・有効性の点検

必要性	市長が直接慶祝することで、対象者本人はもとより家族の励みにもなっており、高齢者が自らが健康維持や生活向上に努める意欲を高める一助となっている。
有効性	

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	
見直しの必要性	有 無	受益者負担なし。表彰や祝福式典に受益者負担はそぐわない。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	(金婚祝福事業)阪神間各市区、市が金婚式を開催しているのは、伊丹市と尼崎市のみ、その他には神戸新聞社主催の金婚祝福式があり、対象は兵庫県民で結婚50年の夫婦となっている。 (敬老記念事業)近隣他市とおおむね同じ実施状況である。 (老人福祉大会)西宮市は、市老連の総会と同時に表彰を行っており、芦屋市は実施していない。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全 てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	(金婚祝福事業・老人福祉大会)開催に伴う業務については、尼崎市社会福祉協議会に委託しているが、一部の業務(広報・申込み受付等)は市が行っている。 (敬老記念事業)調査や一部の訪問については委託の可能性がある。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 家族や地域の協力のもと、委託先と連携し業務を行っている。

総合評価

平成29年度の総合評価	永きにわたり、社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う機会となっており、市長が直接慶祝することで、対象者本人だけでなく、家族の励みにもなっている。このまま継続して事業を進めることにより、高齢者の健康維持や自らの生活向上に努める意欲の向上につながる事が期待できる。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 今後、高齢化の進展に伴い、対象者とともに事業費の増加が見込まれることから、他都市の取組等も参考にすることで、より効果・効率的な事業の実施方法や内容等について検討していく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	高齢者ふれあいサロン推進運営費補助金	3326	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		款	15 民生費
事業開始年度	平成28年度		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
局	健康福祉局
課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴

事業概要

事業実施趣旨	住民型の支え合い活動の充実により、地域コミュニティの形成を図るとともに、地域で要支援高齢者等を支え合う体制づくりを行う。
対象 (誰を・何を)	地域の高齢者等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	身近な地域の集いの場での高齢者等の住民同士の交流を通して、見守りや安否確認、参加者間の支え合い、体操等の取組を通じた介護予防の充実を図る。
事業概要	自主的・定期的に地域で活動するグループやNPO等が福祉会館等において地域の高齢者等に対して実施する交流活動や介護予防に資する活動に対して月2回以上のサロンの開催などを要件として、介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業へと円滑に移行できるよう補助を行う。
実施内容	(1)開催頻度：月2回以上週1回未満
	(2)利用者要件：5人以上が65歳以上の高齢者であること
	(3)実施内容 基本事業（必須）：1回あたり2時間以上のサロンを開催し、併せて欠席者に対する安否確認を行う 選択事業（任意）：基本事業に加え、体操等の介護予防に資する取組を15分程度行う
	(4)補助単価 基本事業のみ実施 1回あたり1,500円 基本事業に加え、選択事業を実施 1回あたり2,000円
	(5)補助期間：2年 平成30年3月31日現在サロン数：27カ所

事業費

(単位：千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	2,856	1,261	5,419	
需用費	5	122	193	
使用料及び賃借料	12			
負担金補助金及び交付金	2,839	1,139	5,226	
人件費 B	0	2,165	2,860	
職員人工数		0.17	0.27	
職員人件費		1,352	2,140	
嘱託等人件費		813	720	
合計 C (A+B)	2,856	3,426	8,279	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	2,856	3,426	8,279	

事業成果の点検

評価指標	月2回以上開催のサロンを新規開設した団体数	単位	サロン数
目標・実績	目標値	達成年度	年度
		27年度	28年度
		56	29年度
			11
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 や達成できず 下回った 年度内に新規開設されたサロンのうち約半数が、当初から週1回以上の定期的な活動を実施している。		

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	単身高齢者や高齢者のみの世帯が多く、今後さらに高齢化が進むため、地域の中で高齢者自身が支え合い、支えられる仕組みづくりが必要となる。本事業は身近な地域で人と人とが交流できる場ができるよう環境づくりを推進し、閉じこもり防止や孤独感の解消、健康寿命の延伸だけでなく、高齢者自身の生きがいづくりにもつながっている。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	高齢者が主体となるグループに運営費の一部を助成しているが、グループ運営にあたり、実費相当費用について利用者負担を徴収しているところもある。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	高齢者が身近な地域で交流等を行うサロン活動は、様々な自治体でも取り組んでおり、近隣自治体においても、本市と同様に活動に対する補助を行っている。 なお、近隣自治体においては、事業の実施主体である社会福祉協議会を通じてグループに対する補助を行っており、行政が直接補助を行っている本市とは異なる状況である。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	補助申請の受付、決定、審査及び交付のすべてを行政が行っているが、補助申請の受付等については、外部への委託等について検討していく。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	住民主体による活動を、行政が補助している。	

総合評価

平成29年度の総合評価	高齢者ふれあいサロンは、高齢者の社会参加及び地域交流を促進するとともに、住民間のつながりの強化や支え合い活動、介護予防の推進などにも寄与する事業である。 今後、後期高齢者がさらに増加することから、介護予防の一層の充実を図ることを目的に、特別会計の介護保険事業費において、介護予防・日常生活支援総合事業に係る一般介護予防事業として週1回以上の高齢者ふれあいサロンへの補助制度を創設しており、当該事業への円滑な移行を図る。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 補助期間を2年としていることから、週1回未満の頻度で開催しているグループに対しては、週1回以上の開催に移行できるように働きかけを行っていく必要がある。また、その活動支援にあたっては、社会福祉協議会の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)と連携して取り組むことが効果・効率的であることから、他自治体の取組も参考としつつ、社会福祉協議会との連携を深めていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	老人クラブ関係事業費	333A	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	老人クラブ活動等社会活動促進事業運営助成金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	昭和43年度		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援				
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。				
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進				
局	健康福祉局	課	高齢介護課	所属長名	西岡 茂晴

事業実施趣旨	高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、高齢者の交流を促進する老人クラブ活動の円滑な運営を支援する。
対象 (誰を・何を)	概ね60歳以上の高齢者が30人以上の団体を形成し、地域福祉活動等を行う。
求める成果 (どのような状態にしたいか)	老人クラブの健全な育成や活動支援を通じて、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを促進する。
事業概要	老人クラブ活動に助成等を行うことで、生きがいと健康づくりのための多様な活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするともに明るい長寿社会づくりを目指す。
実施内容	<p>老人クラブ活動としての社会活動に対し運営助成金を交付するもの</p> <p>1 老人教養講座開催等 (各種講演会 研修会 高齢者作品等)</p> <p>2 健康増進事業等 (歩こう会、健康体操等)</p> <p>3 社会奉仕活動 (公園等の清掃、友愛訪問等)</p> <p>助成額 32,221,532円 (内訳)</p> <p>・単位老人クラブ分          国庫: (@3,500円 × (332クラブ × 12か月 + 1クラブ × 6か月)) = 13,965,000円          県費: (@3,500円 × (332クラブ × 12か月 + 1クラブ × 6か月)) + @3,000 × 1クラブ = 13,968,000円          (@500円 × (331クラブ × 12か月 + 1クラブ × 6か月)) = 1,989,000円</p> <p>・市老人クラブ連合会分          @175,000円 + (@65円 × 17,960人) = 1,342,400円          特別事業 280,988円          健康づくり 676,144円</p> <p>(H29.4.1 会員数17,960人)</p>

事業費		(単位:千円)		
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	36,177	35,109	36,783	
委託料	2,887	2,887	2,887	老人クラブ連合会育成委託料
負担金補助金及び交付金	33,290	32,222	33,896	老人クラブ活動補助金等
人件費 B	990	1,034	1,031	
職員人工数	0.12	0.13	0.13	
職員人件費	990	1,034	1,031	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	37,167	36,143	37,814	
C 国庫支出金	6,095	5,933	5,778	老人福祉費補助金(補助率1/3)
の 県支出金	5,518	5,319	5,520	老人福祉費補助金(補助率1/3)
財源 市債				(老人クラブ活動助成費)
内訳 その他				
一般財源	25,554	24,891	26,516	

事業成果の点検

評価指標	クラブ数(会員数) (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	クラブ数		
目標・実績	目標値	403 (30,000)	達成年度	年度	27年度	356 (20,129)	28年度	345 (18,777)	29年度	333 (17,797)
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成でわず下回った 補助金を交付することにより、老人クラブ活動の円滑な実施を支援するとともに、活動内容の充実等に向けて必要な指導・助言を行った。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢者が老人クラブ活動を通じて自らの知識や経験を生かす中で仲間とともに、生きがいづくりや健康づくりに取り組むことで豊かな生活の実現と明るい長寿社会づくりの促進に寄与している。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	受益者の負担はない。会員数の伸び悩みが課題であるが、引き続き会員数増を目指して、加入促進運動を実施していく。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国基準に基づき行っている。
---------------	---------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	老人クラブ連合会の育成及び指導を、尼崎市社会福祉協議会へ委託している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	高齢者が自主的に行う老人クラブ活動に対して、市が補助を行っている。	

総合評価

平成29年度の総合評価	高齢化が進行する中で、老人クラブ活動の充実や活性化を図るために必要な事業であるが、一方で高齢者の雇用延長や活動の多様化等から会員数の減少とクラブ数の伸び悩みが課題となっている。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、その活動及び役割が今後ますます期待されることから、引き続き活動内容の充実と会員の加入促進に向けて必要な指導・助言を行い、老人クラブ活動の活性化を支援していく。
---------------	--



平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	栄養・口腔機能低下予防事業	T11A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成13年度		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
局	健康福祉局
課	南部保健福祉センター 地域保健課
所属長名	堀池 香

事業実施趣旨	平成29年4月介護保険法が改正され、より早期からの口腔機能の低下による低栄養を予防するため、既存事業の内容を見直し、高齢者の食支援対策の充実を図る。
対象(誰を・何を)	65歳以上の高齢者及び高齢者支援を行う市民(健康づくり推進員、地域活動栄養士・歯科衛生士等)
求める成果(どのような状態にしたいか)	「低栄養」や「口腔機能低下」予防に関する学習の場が広がり、「バランスの良い食事をしっかり噛んで食べる」高齢者が増えることで、健康の維持・増進、介護予防につなげる。
事業概要	地域活動に協力してくれる在宅の「管理栄養士・栄養士」「歯科衛生士」や「健康づくり推進員」等を「担い手」として育成し、65歳以上の高齢者を対象に、「低栄養」「口腔機能の低下」予防をテーマとした介護予防教室(講話、お口の体操、調理実習等)を実施する。
実施内容	1 研修会(地域介護予防活動支援事業) 計16回、315人 (1) 「管理栄養士・栄養士」対象研修会(3回、延べ22人) (2) 「歯科衛生士」対象研修会(4回、延べ33人) (3) 「健康づくり推進員」対象研修会(7回、169人) そのほか、「介護支援専門員等」対象に、包括支援担当の依頼による研修を実施(2回、91人) 2 介護予防教室「おいしく食べよう健口教室」(介護予防普及啓発事業) 65歳以上の高齢者を対象に、健康づくり推進員と共に地域に出向いた体験型健康教育を行う。 (1)定期講座:支所・地区会館を会場に、お口の健康体操と簡単クッキングを含めた健康教育を実施(18回、211人、健康づくり推進員活動数70人) (2)出前講座:高齢者ふれあいサロン・いきいき百歳体操・老人会など、依頼場所に出向いて健康教育を実施 ア 「栄養・食生活」編: 28回、559人、健康づくり推進員活動数27人 イ 「お口の健康」編: 35回、692人、健康づくり推進員活動数47人 ウ 「栄養・食生活」お口の健康、同時実施: 1回、91人、健康づくり推進員活動数6人

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	566	710	985	
報償費	217	356	551	
需用費	343	317	410	
使用料及び賃借料	6	4	24	
備品購入費	0	33	0	
その他				
人件費 B	2,352	5,266	4,718	
職員人工数	0.31	0.62	0.60	
職員人件費	2,352	4,784	4,589	
嘱託等人件費	0	482	129	
合計 C(A+B)	2,918	5,976	5,703	(国)地域支援事業交付金20% 調整交付金5%程度 (県)地域支援事業交付金12.5% その他、 第1号保険料22% (支払基金)
C 国庫支出金	142	162	246	
の 県支出金	71	89	123	
市債	0	0	0	
その他	283	370	493	
内 一般財源	2,422	5,355	4,841	地域支援事業交付金28%

事業成果の点検

評価指標	自分が健康であると感じている高齢者の割合(施策07-01指標)							単位	%	
目標・実績	目標値	72.9	達成年度	34年度	27年度	73.3	28年度	67.2	29年度	67.9
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った バランスの良い食事をしっかり噛んで食べることは、高齢者の健康長寿につながる。定期講座・出前講座(栄養・歯科)受講者アンケートでは、約7割が受講後、実践意欲を示しており、評価指標に向けた事業実施ができた。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市は、他都市に比べて高齢者の単身世帯が多く、介護認定率は兵庫県下で一番高い。健康長寿の3本柱は「栄養・運動・社会参加」であり、高齢者が要介護状態に至らず自立した生活を維持するためには、「低栄養」「口腔機能の低下」によるフレイル(虚弱)に早い段階で気づく取組みが必要である。本事業でも受講者アンケートから、後期高齢者になると体重減少している人が1割以上おり、前期高齢者は後期高齢者に比べ「1日3食食べる・よく噛む・お口の体操をする」などの項目で意識変容が見られ、有効であった。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	有 無	総合事業「一般介護予防事業」に位置付けた啓発事業であり、現状は受益者負担はしていない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西宮市は、いきいき体操の自主グループに対して専門職による低栄養予防及び口腔機能向上のための講話や指導を実施。希望のあった場合は出前健康講座を実施。 神戸市は、地域拠点型一般介護予防事業として、専門職による介護予防講座の実施。後期高齢者(75歳)歯科健康診査対象者に「低栄養予防リーフレット」を送付。 姫路市は、保健所管理栄養士による市政出前講座、いずみ会(食生活改善推進員)による料理教室等を実施。オリジナルの口腔機能向上体操を作成し、出前講座等での啓発、いきいき百歳体操グループへのDVD貸出を実施。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	地域の優先的な健康課題を明確にし、施策の企画、実施及び評価を行うことができる体制を整備することは、行政がすべきことである。少数の専門職種であり、委託者を確保し、ノウハウを蓄積することが可能であれば、将来的に委託の可能性がないわけではない。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容 高齢化が進むなか、地域資源を活用し、多様な主体により支え合う地域づくりを推進することは必要である。
	現状 将来像	

総合評価

平成29年度の総合評価	平成28年度「ねたきり者等歯科保健対策事業」を廃止し、「高齢者食生活改善事業」を「栄養・口腔機能低下予防事業」に名称・事業内容を変更し、初年度の取組みであったが、関連部署と連携した広報により、出前講座の申込み数は64件と予定件数30件の約2倍であった。地域活動に協力してくれる在宅の「栄養士・歯科衛生士」や「健康づくり推進員」を介護予防教室の担い手とすることで、出前講座の申込みにも対応することができ、多くの高齢者へ啓発する機会につながった。また、「定期講座(拠点型)」だけでなく、専門職・健康づくり推進員が「住民運営の通いの場(いきいき百歳体操、高齢者ふれあいサロンなど)」に出向いて「出前講座(出前型)」を実施したことで、日ごろあまり「食事や口腔ケア」に関心のない高齢者層へのアプローチにもつながった。
-------------	---

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 平成30年度は、定期講座の開催場所を6か所 9か所に増やし、出前講座は新規グループからの申込みにつなげていく。「いきいき100万歩運動」「いきいき百歳体操」など運動の取組みや「高齢者ふれあいサロン」など交流の場は広がっているが、高齢者の食支援の取組みは少ない。今後も、「担い手」の増加や「栄養・運動・社会参加」が住民主体で一体的に取り組みする仕組みづくりなどを取り入れながら事業展開を図る。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	介護予防対策事業費	TI1G	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成26年度		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
局	健康福祉局
課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳

事業概要	より身近な地域で気軽に参加できるように、元気な高齢者も含めた地域ぐるみの介護予防体制を構築していく。
対象 (誰を・何を)	主に高齢者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	高齢者の心身機能の改善だけでなく、地域の社会活動に参加することで地域のつながりを強め、孤立や閉じこもりを防ぎ一人ひとりがいきいきと健康に過ごすことを目指す。
事業概要	特定高齢者を対象にした二次予防事業(平成26年度 廃止)の実績もふまえ、今後さらに進む超高齢化に備えた、住民主体で取り組む介護予防事業(週1回5人以上で集まり、DVD映像にあわせて行う高齢者の筋力アップのいきいき百歳体操)の普及啓発と立ち上がったグループに対する支援(物品貸し出し、自主的に体操に取り組めるよう職員が現地支援 当初3回と開始3ヵ月後、6ヵ月後、1年後、2年後及び臨時)
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護予防事業(いきいき百歳体操)に関する紹介・説明会 44 回実施 (H29.4.1～H30.3.31実施分)</li> <li>2 29年度に取り組み開始したグループ数 35グループ 活動中のグループ数は115グループ 内訳:参加者実数2,385人(平均年齢78歳 グループごとの参加者数 8人～59人)</li> <li>3 支援内容 1グループにつき初回支援3回、継続支援(3ヵ月後・6ヵ月後・1年後・2年後)各1回、その他必要に応じて随時支援。 体力測定(基本チェックリスト)、アンケート(生活の変化等について)、体操指導実施、スペシャル版・かみかみ百歳体操の紹介、継続運営の工夫などのお困りごとの相談等</li> <li>4 体力測定やアンケート、活動継続状況から、介護予防の効果を確認し、今後の普及と啓発(立ち上がったグループの活動継続支援も含む)に活用する。</li> <li>5 グループの活動発表及び情報交換や交流を図る。同時に広く市民にも呼びかけた。 2会場で開催。活動状況報告と市内自主グループ紹介、グループからの活動発表等。参加者51グループ206人を含む217人</li> </ol>

事業費 (単位:千円)			
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算
事業費 A	3,970	3,934	4,284
旅費	7		20
需用費	3,938	3,898	4,211
使用料及び賃借料	25	36	50
食料金補助及び交付金			3
人件費 B	15,850	12,604	11,942
職員人工数	1.27	1.07	1.05
職員人件費	10,055	8,511	8,323
嘱託等人件費	5,795	4,093	3,619
合計 C(A+B)	19,820	16,538	16,226
C 国庫支出金	993	899	1,021
の 県支出金	496	492	537
市債			
その他	1,985	2,051	2,205
一般財源	16,346	13,096	12,463

事業成果の点検

評価指標	いきいき百歳体操活動グループ数及び参加人数							単位		
目標・実績	目標値	225G 5,040人	達成 年度	34 年度	27年度	48G 979人	28年度	80G 1,654人	29年度	115G 2,577人
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 新たに立ち上がったグループが、26年度11 27年度37G 28年度32G 29年度35Gと年間30グループ程度で推移している。今後も年間30Gずつ増加を目指す。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	週1回の開催を、高齢者自らが運営するという自主性や、閉じこもりがちの高齢者を参加者が誘う・欠席者の安否を確認し合うなど、高齢者同士の支えあいの取組として定着していること、参加者の約6割が体力測定の結果を維持できていること、アンケート結果で「元気になったので主治医が驚いていた」「来週も参加しようと思う。」「他にもやりたいこと、目標ができた」など、心身の健康状態の回復とらえられる結果が表れていることは、高齢者が心身の機能の改善だけでなく、地域の社会活動に参加することで地域のつながりを強め、孤立や閉じこもりを防ぐ一助となっている。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	厚生労働省調査 介護予防に資する住民運営の通りの場の展開状況平成27年度末現在 (*いきいき百歳体操以外含む) ・神戸市* 209グループ・姫路市 458グループ・明石市* 69グループ・西宮市 148グループ ・洲本市 71グループ・芦屋市* 13グループ・伊丹市 52グループ・宝塚市* 45グループ 国の参考値(高齢者人口×10%÷25人)では、本市 495か所
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
現状 将来像	内容 住民主体による活動を、行政が支援している。

総合評価

平成29年度の総合評価	高齢期を迎えても、生きがいのある健康的な生活を送る上で、介護予防に資する取り組みを自主的に行い、その効果を心身ともに実感できることが重要である。グループ数は劇的に増えていないものの、アンケートでは、心身の健康状態の改善を実感できている回答がみられることから、事業効果はあがっていると考える。 高齢者による自主運営の機運を拡大させるため、今後も、説明会や初回立ち上げ支援、継続支援等を各地域包括支援センターなどとの連携を推進していく。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 地域ぐるみでの介護予防体制の構築は、認知症対策への効果が期待できるものである。地域の特性や環境、人材さまざまな資源を活かしながら、あらゆる世代の地域住民が自助互助の取り組みにより介護予防を促進できるよう、参加者一人ひとりが、継続参加することへのモチベーションが高められるよう、啓発と支援を進める。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	介護予防普及啓発事業費	T125	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成18年度		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当課
所属長名	鈴木 謙二

事業実施趣旨	要介護認定者は年々増加しており、介護が必要な状態にならないよう、健康づくりや介護予防のための知識の普及啓発を行う。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	広報誌等により、介護予防に関する意識啓発を促すことで、介護が必要な状態になることを予防する。
事業概要	介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。
実施内容	<p>1 事業内容 介護が必要な状態になることを予防するため、介護予防に関する意識啓発を促すための広報誌を発行する。</p> <p>2 事業実績 広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行(1月)全体発行部数 229,000部 市内一戸別配布(再送用) 1,610部 公共施設窓口設置 4,500部 点字版・CD版の作成・配付(点字80、CD110)</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,464	1,747	1,969	
需用費	361	396	558	印刷製本費
委託料	1,103	1,351	1,411	広報誌配布業務委託料
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	800	0	872	
職員人工数	0.10		0.11	
職員人件費	800		872	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,264	1,747	2,841	
C 国庫支出金	366	399	491	(国)地域支援事業交付金25%
の 県支出金	183	218	247	(県)地域支援事業交付金12.5%
市債				(その他)
その他	732	911	985	第1号保険料22%
内 一般財源	983	219	1,118	(支払基金)
財源				地域支援事業交付金28%

事業成果の点検

評価指標	あまがさき介護保険だより市内一戸別配布数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	数	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	226,568	28年度	228,229	29年度	229,000
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	介護保険だよりの配布等を通じ、介護保険制度及び介護保険制度に関する時宜に応じた情報を提供できた。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護予防に対する理解を深めるためには、正確でわかりやすい情報提供が必要である。また、介護予防に関するローカルな最新情報を伝えることにより、正しい知識の普及に寄与できる。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は、市が制度の普及啓発のために行なっているものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他の自治体においても、市民を対象に介護予防に関する意識啓発を促すための広報誌の発行は実施されている。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	内容等は保険者である市が主体となるが、配布業務については既に委託を行っている。
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 行政の領域	内容 行政の責任において実施する必要がある。
	A B C D E	
	現状 将来像	

総合評価

平成29年度の総合評価	広報誌の配布等により、介護保険制度及び時宜に応じた情報の普及啓発に役立っている。また、高齢者の自立・安定した生活環境の確保に有効である。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 介護予防に対する最新の情報を提供し、市民理解を深めるため今後も本事業を継続する。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	いきいき健康づくり事業費	T12A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	いきいき健康づくり事業実施要綱		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成12年度		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわれるよう支援します。
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
局	健康福祉局
課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴

事業実施趣旨	高齢者の増加に伴い、介護予防の観点から、自分のペースで気軽に継続して行えるウォーキングを奨励し、高齢者の健康増進を図る。
対象(誰を・何を)	65歳以上の高齢者
求める成果(どのような状態にしたいか)	適度な運動を継続して行えるよう、また時間や場所に制約がなく気軽に始めることができる運動を通して、介護が必要となる状態を予防する。
事業概要	介護保険制度の主旨である介護予防の視点を重視し、介護が必要となる状態を予防するため、適度な運動を継続して行えるよう、また時間や場所に制約がなく気軽に始めることができるウォーキングを奨励する事業を実施し、健康に対する意識啓発を行う。事業参加者は配布された貯筋通帳に歩数を記録し、100万歩、200万歩、500万歩、1000万歩及び以降500万歩ごとに達成者に対して記念品を贈呈する。
実施内容	貯筋通帳に歩数を記録(1日の記入歩数は1万歩を限度)し、所定の歩数を達成された場合に記念品を贈呈する。 記念品の内訳 100万歩・・・帽子 200万歩・・・ウィンドブレーカー 500万歩・・・ポーチ 1000万歩達成者・・・市長より祝福状、リュックサックの贈呈 (平成29年11月17日(金)13:00～ 尼崎市立総合老人福祉センター) 1500万歩以降500万歩ごと...タオル  平成29年度末時点登録者数:7,240人

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	4,499	5,074	5,479	
委託料	4,499	5,074	5,479	業務委託料
人件費 B	981	1,034	1,031	
職員人工数	0.12	0.13	0.13	
職員人件費	981	1,034	1,031	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	5,480	6,108	6,510	
C 国庫支出金	1,048	1,160	1,368	地域支援事業交付金25%
の 県支出金	562	634	687	地域支援事業交付金12.5%
市債				
その他	2,322	2,646	2,740	第1号保険料22%
内訳 一般財源	1,548	1,668	1,715	(支払基金)地域支援事業交付金28%

事業成果の点検

評価指標	いきいき100万歩運動の登録者数							単位	人	
目標・実績	目標値	7,800	達成年度	34年度	27年度	7,030	28年度	7,134	29年度	7,240
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず 下回った	高齢者の増加に伴い、気軽に取り組めるウォーキングは健康の維持管理につながることから参加者は増加している。貯筋通帳を交付し、達成者には記念品を贈呈する等、ウォーキングを奨励することで、高齢者の健康に対する意識が高まっている。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護が必要となる状態を引き起こす主な原因である生活習慣病や骨粗しょう症などの予防のために、自分のペースで気軽に継続して取り組めるウォーキングを奨励し、高齢者の健康に対する意識の向上と介護予防を促進する。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	有 無	受益者負担なし。介護予防事業であり、受益と負担を目的にしている事業ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西宮市・・・検討中
---------------	-----------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	尼崎市社会福祉協議会に事務委託している。受付窓口は高齢介護課と老人福祉センター5カ所で行っている。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容
現状		住民主体の活動を行政が奨励しており、委託先と連携し事業を行っている。
将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	貯筋通帳に歩数を記録する楽しみ、また記念品をもらう喜びなどが継続的な運動につながっている。介護が必要となる状態を引き起こす主な原因である生活習慣病や骨粗しょう症などの予防のために、継続して行える適度な運動であるウォーキングを奨励し、高齢者の健康に対する意識の向上を図る。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 新規の登録者数を増加するために、事業参加者の感想の紹介や未参加者への参加の呼びかけとともに、データを利用する中で、ウォーキングを習慣づけて行うことは健康を維持するために効果的であることをPRするなど、更なる事業の情報発信と周知拡大を図る。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	高齢者ふれあいサロン運営費補助金	TI31	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施要綱		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成29年度		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防事業費

施策	07 高齢者支援		
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。		
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

事業概要

事業実施趣旨	住民型の支え合い活動の充実により、地域コミュニティの形成を図るとともに、地域で要支援高齢者等を支え合う体制づくりを行う。
対象 (誰を・何を)	地域の高齢者等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	身近な地域の集いの場での高齢者等の住民同士の交流を通して、見守りや安否確認、参加者間の支え合い、体操等の取組を通じた介護予防の充実を図る。
事業概要	特別会計の介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業として、週1回以上のサロンの開催等を要件として自主的・定期的に地域で活動するグループやNPO等が福祉会館等において地域の高齢者等に対して実施する交流活動や介護予防に資する活動等に対して補助を行う。
実施内容	<p>(1)開催頻度:週1回以上</p> <p>(2)利用者要件:5人以上が65歳以上の高齢者であること</p> <p>(3)実施内容                  基本事業(必須):1回あたり2時間以上のサロンを開催し、併せて欠席者に対する安否確認を行う                  選択事業(必須):基本事業に加え、体操等の介護予防に資する取組を15分程度行う                  特定事業(任意):基本事業・選択事業に加え、認知症の予防に資する取組及び健康づくり、支え合い活動等への理解を深めるための学習会を行う</p> <p>(4)補助単価                  基本事業に加え、選択事業を実施 1回あたり2,000円                  特定事業を実施                  ・認知症の予防に資する取組 1回あたり500円                  ・健康づくり、支え合い活動等への理解を深めるための学習会 1回あたり1,000円                  平均参加者数による加算                  ・10人を超え、20人以下の場合 1回あたり500円                  ・20人を超える場合 1回あたり1,000円</p> <p>(5)補助期間:上限なし</p> <p>平成30年3月31日現在サロン数:70カ所</p>

事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	7,430	17,682	
役務費			56	郵送代
負担金補助及び交付金		7,430	17,626	
人件費 B	0	4,631	2,861	
職員人工数		0.48	0.27	
職員人件費		3,818	2,141	
嘱託等人件費		813	720	
合計 C (A+B)	0	12,061	20,543	
C 国庫支出金		1,699	5,304	地域支援事業交付金25%
の 県支出金		929	2,219	地域支援事業交付金12.5%
財源 市債				
内 其他		3,874	7,949	第1号保険料22%
訳 一般財源	0	5,559	5,071	(支払基金)地域支援事業交付金28%

事業成果の点検

評価指標	高齢者ふれあいサロンに参加した高齢者の人数					単位	人
目標・実績	目標値	4,928	達成年度	34年度	27年度	28年度	29年度
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った サロン数の増により、総参加者数も増加しており、身近な地域の中で高齢者が気軽に参加でき、介護予防のための体操や交流を深める場づくりが進んでいく。また、特別会計での事業実施に合わせて、一般会計の月2回以上から特別会計の週1回以上の活動へ移行するサロンも複数あった。						

必要性・有効性の点検

必要性	単身高齢者や高齢者のみの世帯が多く、今後さらに高齢化が進むため、地域の中で高齢者自身が支え合い、支えられる仕組みづくりが必要となる。本事業は身近な地域で人と人とが交流でき、かつ介護予防のための体操が定期的に実施される環境づくりを推進し、閉じこもり防止や孤独感の解消、健康寿命の延伸だけでなく、高齢者自身の生きがいづくりにもつながっている。
有効性	

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	高齢者が主体となるグループに運営費の一部を助成しているが、グループ運営にあたり、実費相当費用について利用者負担を徴収しているところもある。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	高齢者が身近な地域で交流等を行うサロン活動は、様々な自治体でも取り組んでおり、近隣自治体においても、本市と同様に活動に対する補助を行っている。なお、近隣自治体においては、事業の実施主体である社会福祉協議会を通じてグループに対する補助を行っており、行政が直接補助を行っている本市とは異なる状況である。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	補助申請の受付、決定、審査及び交付のすべてを行政が行っているが、補助申請の受付等については、外部への委託等について検討していく。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 住民主体による活動を、行政が補助している。

総合評価

平成29年度の総合評価	高齢者ふれあいサロンは、高齢者の社会参加及び社会交流を促進するとともに、住民間のつながりづくりや支え合い活動、介護予防の推進などに寄与する事業である。今後、後期高齢者がさらに増加することから、介護予防の一層の充実を図るため、29年度から特別会計において、週1回以上の定期的な活動を行う高齢者ふれあいサロンに対する補助内容を創設した。引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業として、一層の事業推進を図る。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 本事業は、介護予防・日常生活支援総合事業(平成29年度開始)における一般介護予防事業であり、事業推進にあたっては、地域福祉の充実とも深く関連することから、社会福祉協議会の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)と連携して取り組むことが効果・効率的であり、引き続き他自治体の取組も参考しつつ、社会福祉協議会との連携を深めていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	生活支援サービス体制整備事業費	TJ1D	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	介護保険法 第115条の45第2項第5号		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成27年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
局	健康福祉局
課	高齢介護課、介護保険事業担当課
所属長名	西岡 茂晴、鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備等を促進する。(介護保険法第115条の45第2項第5号)
対象(誰を・何を)	被保険者
求める成果(どのような状態にしたいか)	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する。
事業概要	元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する活動や、NPO、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する。
実施内容	生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築することで、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりの推進を図る。 委託先: 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 地域福祉活動専門員との兼務により、12名を配置 活動実績 (1)市民に対する地域福祉活動の理解促進に向けた啓発 (2)担い手の確保・育成及び担い手と地域福祉活動を結びつける事業 (3)地域福祉活動(見守り活動を含む)の立ち上げ支援 (4)地域福祉活動グループの組織化及び活動支援 (5)地域福祉のネットワーク形成に向けた支援  地域福祉ネットワーク会議(地区協議体)の設置及び運営 ・中央・小田・大庄・立花・武庫・園田の各地区で設置 ・地域包括支援センター、住民、各種団体、NPO、協同組合等で構成 ・平成30年2月に地域福祉ネットワーク会議(協議体)連絡会を行った

事業費 (単位:千円)

事業費	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	39,907	36,859	36,924	
報償費		29	54	講師謝礼
需用費	36		21	消耗品
委託料	39,871	36,823	36,823	業務委託料
使用料及び賃借料		7	26	会場使用料
人件費 B	1,800	1,352	1,549	
職員人工数	0.23	0.17	0.15	
職員人件費	1,800	1,352	1,189	
嘱託等人件費			360	
合計 C(A+B)	41,707	38,211	38,473	
C 国庫支出金	15,564	14,375	14,215	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	7,782	7,187	7,107	地域支援事業交付金19.5%
市債				
の 財源内				
その他	8,780	8,109	8,495	第1号保険料22%
一般財源	9,581	8,540	8,656	

事業成果の点検

評価指標	生活支援サポーター養成研修了者数	単位	人	
目標・実績	目標値 1,800	達成年度	34年度	
		27年度		
		28年度		
		29年度	315	
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、高齢者の家事支援等に係る担い手の裾野の拡大を目的に、平成29年度から新たに生活支援サポーターを養成しており、その養成研修了者数を平成29年度以降の指標として設定する。		

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	平成37年には団塊の世代の全てが後期高齢者となり、要介護・要支援認定者が一層増加することから、介護人材の不足が見込まれる。また、要介護認定等を受けても在宅生活を希望する高齢者は多く、そうしたニーズに対応していくためには、自宅介護サービスのみならず、民間のサービスや地域住民による支え合い活動など、必要な支援を受けられる体制づくりや担い手の裾野の拡大が必要である。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は、市民・関係機関等の参画を得て、高齢者の地域生活を支える協力体制づくりや担い手の裾野の拡大を推進する事業であるため、さらに受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	・生活支援コーディネーターは、国の要綱において、自治体が地域の実情に応じて配置数及び配置方法を定めるものと規定されており、阪神間他都市においても配置している。また、配置方法については、既存のコミュニティワーカーと兼務する自治体と独立した専門職として配置する自治体に分かれている。 ・兵庫県作成の「緩和した基準によるサービスの担い手養成研修カリキュラム」と同等以上の研修を修了した者は、同様の研修を実施する自治体で訪問型サービス等に従事することが可能である。阪神間他都市では、本市以外に神戸市・西宮市・芦屋市・宝塚市(H30.4.1時点)がこの基準を満たしている。
--------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	生活支援コーディネーターの配置、地域福祉ネットワーク会議(地区協議体)の設置・運営、サービスの開発・活用等、生活支援サービス体制整備の主たる業務については既に委託している。また、生活支援サポーター養成研修の実施については平成29年度から委託している。
委託等の可能性	上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E	内容	高齢者の地域生活を支えるための基盤整備事業であり、市民の参画を得ながらも、行政の責任で実施する事業である。
	現状	将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	生活支援サービス体制整備は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて、多様な主体の参画や担い手の裾野の拡大などにより、高齢者の地域生活を支えるための体制づくりを推進するものである。そのため、現在、高齢者ふれあいサロンなどの身近な集いの場や困りごとに対する支援活動などの推進に加え、多様な関係者等による地域福祉ネットワーク会議の設置・運営などにも取り組んでいる。今後、後期高齢者がさらに増加することから、引き続き、取組の推進を図る。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 身近な地域における多様な主体の連携を高め、高齢者の生活支援の充実を図るため、6地区に設置している地域福祉ネットワーク会議に参画する主体を拡大していくとともに、各地区での議論を共有し、本市の高齢者支援に係る地域づくりの共通理解を深めるための連絡会を開催する。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	老人福祉工場指定管理者管理運営事業費	3321	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立老人福祉工場の設置及び管理に関する条例			
個別計画				
事業開始年度	昭和57年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	20 老人福祉費			

施策	07 高齢者支援				
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。				
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進				
局	健康福祉局	課	高齢介護課	所属長名	西岡 茂晴

事業概要

事業実施趣旨	高齢者のもつ知識と経験を生かし、生きがいと所得確保を兼ねた就労の場を提供する。
対象 (誰を・何を)	60歳以上の高齢者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	高齢者のもつ知識と経験を生かし、収益にもつながる生きがいづくりを推進し、福祉の向上を図る。
事業概要	指定管理者に管理運営を行わせることにより、効果的で効率的な施設運営を図るとともに、施設利用者に対するサービスの向上を図る。
実施内容	<p>指定管理者による老人福祉工場(第2～第3)の管理運営経費</p> <p>1 竣工年 昭和61年(第2)・平成2年(第3)</p> <p>2 構造等 鉄骨プレハブ造</p> <p>3 管理 指定管理(平成24～28年度)・(公社)尼崎市シルバー人材センター</p> <p>60歳以上を対象とし、家電製品のプラスチック部品の加工・自動車部品の寸法検査・自動車部品の加工・釘の箱詰め・手掛け袋の加工・紙箱の加工等の業務を受託。</p> <p>第2老人福祉工場・・・尼崎市立花町3-10-13(平成29年度開所日数 240日)</p> <p>第3老人福祉工場・・・尼崎市久々知2-28-25(平成29年度開所日数 240日)</p> <p>平成23年度 行財政構造改革推進プラン見直し項目(第1老人福祉工場の廃止)</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	13,118	13,118	13,118	
委託料	13,118	13,118	13,118	指定管理委託料
人件費 B	990	1,034	1,031	
職員人工数	0.12	0.13	0.13	
職員人件費	990	1,034	1,031	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	14,108	14,152	14,149	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
の 財源				
内 其他				
訳 一般財源	14,108	14,152	14,149	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	指定管理者管理運営事業費(老人福祉センター等)	351A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例			
個別計画				
事業開始年度	昭和40年度			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	30 老人福祉センター費			

施策	07 高齢者支援				
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。				
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進				
局	健康福祉局	課	高齢介護課	所属長名	西岡 茂晴

事業概要

事業実施趣旨	高齢者が健康で明るい生活を営むための施設として、各種の相談に応じるとともに、健康増進、教養の向上のためのレクリエーションなどを開催し、地域の中での生きがいづくりや仲間意識の確立を図る。
対象 (誰を・何を)	60歳以上の高齢者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生きがいづくりや仲間づくりなど高齢者の日常生活の充実を図る。
事業概要	地域高齢者に対し、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供することで、高齢者の日常生活の充実を図る。
実施内容	<p>仲間づくりや健康管理等において、高齢者の生きがい増進を図る。</p> <p>また、各種の相談に応じるとともに、教養の向上、レクリエーションなどに関する事業を実施する。</p> <p>総合老人福祉センター (入館者数:47,322人)</p> <p>竣工年 昭和58年</p> <p>構造等 鉄筋コンクリート3階建</p> <p>管理 指定管理(平成26～30年度)尼崎市社会福祉協議会</p> <p>老人福祉センター (入館者数: 277,738人)</p> <p>(鶴の集園、千代木園、福喜園、和楽園)</p> <p>竣工年 昭和45年～平成18年</p> <p>構造等 鉄筋コンクリート造等</p> <p>管理 指定管理(平成21～30年度)尼崎市社会福祉協議会</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	250,549	231,669	226,185	
委託料	250,549	231,669	226,185	指定管理委託料
人件費 B	4,769	4,852	4,915	
職員人工数	0.60	0.61	0.62	
職員人件費	4,769	4,852	4,915	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	255,318	236,521	231,100	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
の 財源				
内 其他				
訳 一般財源	255,318	236,521	231,100	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	指定管理関係経費	351F	事業分類	施設管理運営
根拠法令	建築基準法		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成24年度		項	05 社会福祉費
			目	30 老人福祉センター費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
局	健康福祉局
課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴

事業実施趣旨	総合老人福祉センター建築物及び建設設備における定期点検業務を行う。
対象 (誰を・何を)	総合老人福祉センター、老人福祉センター
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生きがいづくりや仲間づくりなど高齢者の日常生活の充実を図ることを目的とする総合老人福祉センターにおいて、利用者が安全・安心して過ごせるよう、建築物及び建築設備の点検業務を行う。
事業概要	生きがいづくりや仲間づくりなど高齢者の日常生活の充実を図ることを目的とする総合老人福祉センターにおいて、利用者が安全・安心して過ごせるよう、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検を行う。
実施内容	<p>建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検を行った。                      契約期間：平成29年12月4日～平成30年3月3日                      業務委託先：辻井建築設計事務所(株)                      なお、修繕の必要な箇所については、随時別予算にて修繕を検討する。</p> <p>総合老人センター外部廊下漏水工事                      契約期間：平成30年3月5日～平成30年3月31日                      契約金額1,166,400円</p> <p>老人福祉センター福喜園経年ガス管改修工事                      契約期間：平成30年1月15日～平成30年3月15日                      契約金額1,259,280円</p>

事業費	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	110	3,172	723	(平成30年度予算内訳)
委託料	110	746	723	総合老人 343
工事請負費		2,426		・千代木園 105
				・福喜園 106
				・鶴の巣園 83
				・和楽園 86
人件費 B	180	239	317	
職員人工数	0.02	0.03	0.04	
職員人件費	180	239	317	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	290	3,411	1,040	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財源 市債				
内訳 その他				
一般財源	290	3,411	1,040	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	介護予防サービス給付費	T751	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成18年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援被保険者が指定介護予防サービスを利用したときに、介護予防サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス事業者から、指定介護予防サービスを受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対して、当該指定介護予防サービスに要した費用について、介護予防サービス費を支給する。</p> <p>&lt;事業実績&gt;                      ・予防訪問介護 19,797件 394,890,425円                      ・予防訪問入浴介護 24件 612,315円                      ・予防訪問看護 4,764件 134,931,084円                      ・予防訪問リハビリテーション 1,914件 57,151,625円                      ・予防通所介護 12,535件 348,430,249円                      ・予防通所リハビリテーション 5,798件 191,422,368円                      ・予防福祉用具貸与 32,768件 182,345,432円                      ・予防短期入所生活介護 293件 10,517,243円                      ・予防短期入所療養介護 25件 1,003,719円                      ・予防居宅療養管理指導 5,788件 42,784,469円                      ・予防特定施設入居者生活介護 1,123件 80,149,585円</p>

事業費	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	2,319,059	1,443,235	820,901	
負担金補助及び交付金	2,319,059	1,443,235	820,901	給付費
人件費 B	0	0	4,122	
職員人工数			0.52	
職員人件費			4,122	(国)介護給付費負担金25%
嘱託等人件費				内5%程度は調整交付金
合計 C (A+B)	2,319,059	1,443,235	825,023	(県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	598,068	326,427	208,558	第1号保険料22%
の 県支出金	289,883	180,404	102,612	(支基金)介護給付費交付金28%
財源 市債				返納金
内訳 その他	1,133,913	680,840	404,371	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	297,195	255,564	109,482	繰越金

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域密着型介護予防サービス給付費	T75A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成18年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービスを利用したときに、地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・居宅要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス事業者から、指定地域密着型サービスを受けたときは、当該要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事その他日常生活に要する費用を除く。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。</p> <p>&lt;事業実績&gt;(H29決算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防認知症対応型通所介護 16件 745,001円</li> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護 245件 15,043,850円</li> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護 6件 1,300,348円</li> </ul>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	12,558	17,089	26,279	給付費
負担金補助及び交付金	12,558	17,089	26,279	
人件費 B	0	0	1,031	(国)介護給付費負担金25% 内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
職員人工数			0.13	
職員人件費			1,031	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	12,558	17,089	27,310	
C 国庫支出金	3,239	4,457	6,675	「その他」 第1号保険料22% (支払基金)介護給付費交付金28% 介護給付費準備基金繰入金 繰越金
の 県支出金	1,570	2,136	3,284	
市債				
その他	6,140	8,062	12,948	
内訳 一般財源	1,609	2,434	4,403	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	介護予防福祉用具購入費	T761	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成18年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかがわれるよう支援します。
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から福祉用具を購入したときに、介護予防福祉用具購入費を支給する。
実施内容	<p>・居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。</p> <p>・介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給する。</p> <p>・特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の100分の90に相当する額を償還払いで支給する。</p> <p>・支給限度基準額は、100,000円。</p> <p>・支給限度基準額の管理期間は、毎年4月1日からの12ヶ月間</p> <p>事業実績(H29決算) 598件 15,885,417円</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	16,462	15,885	14,234	給付費
負担金補助及び交付金	16,462	15,885	14,234	
人件費 B	0	0	2,245	(国)介護給付費負担金25% 内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
職員人工数			0.12	
職員人件費			951	
嘱託等人件費			1,294	
合計 C(A+B)	16,462	15,885	16,479	
C 国庫支出金	4,246	4,143	3,615	「その他」 第1号保険料22% (支払基金)介護給付費交付金28% (支払基金)介護給付費準備基金繰入金 繰越金
の 県支出金	2,058	1,986	1,779	
市債				
その他	8,049	7,494	7,014	
内訳 一般財源	2,109	2,262	4,071	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	介護予防住宅改修費	T76A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成18年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわれるよう支援します。
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援認定者が住宅の改修を行ったときに、介護予防住宅改修費を支給する。
実施内容	<p>介護予防住宅改修費は、当該被保険者が現に居住する住宅について行われ、かつ、当該被保険者の心身・住宅の状況等を勘案して必要と認める場合に限り支給する。</p> <p>&lt;支給限度額基準額等&gt;                  ・支給限度基準額は200,000円                  ・支給は、原則として1回限りであるが、要介護認定が著しく高くなった場合や転居した場合については、再度支給を受けることができる。</p> <p>&lt;受領委任払&gt;                  保険料の滞納がなく、工事着工前に市の承認を受けていれば、利用者は工事費から保険給付費分を差し引いた金額(1割等)を施工業者に支払、市は受領を委任された施工業者に直接保険給付費分(9割等)の支払を行う。</p> <p>&lt;事業実績&gt;H29決算                  747件 63,190,151円</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	63,607	63,190	65,884	給付費
負担金補助及び交付金	63,607	63,190	65,884	
人件費 B	0	0	3,495	
職員人工数			0.11	
職員人件費			872	
嘱託等人件費			2,623	(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	63,607	63,190	69,379	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	16,404	16,481	16,737	その他
の 県支出金	7,951	7,899	8,235	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	31,102	29,810	32,457	介護給付費準備基金繰入金
内訳	一般財源	9,000	11,950	繰越金

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	介護予防サービス計画給付費	T76K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成18年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわれるよう支援します。
行政の取組	07-1 健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援被保険者が指定介護予防支援を受けたときに、介護予防サービス計画給付費を支給する。
実施内容	<p>介護保険法第58条 (介護予防サービス計画費の支給)                  ・居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援事業者から、指定介護予防支援を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。                  ・介護予防サービス計画費の額は、地域等を勘案したサービスの平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (全額保険給付の対象となる。)</p> <p>事業実績(H29決算)                  56,223件 263,326,115円</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	352,198	263,326	329,988	給付費
負担金補助及び交付金	352,198	263,326	329,988	
人件費 B	0	0	872	
職員人工数			0.11	
職員人件費			872	
嘱託等人件費				(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	352,198	263,326	330,860	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	90,829	68,681	83,836	その他
の 県支出金	44,025	32,916	41,248	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	172,209	124,223	162,551	介護給付費準備基金繰入金
内訳	一般財源	37,506	43,225	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	住宅改造支援事業費	30BK	事業分類	ソフト事業
根拠法令	住宅改造費助成事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成7年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	市民協働局
課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴

事業実施趣旨	身体機能の低下した高齢者・障害者が住み慣れた自宅で安心して生活することができるよう、住宅改造の相談及び助言を行い、介護負担の軽減と生活環境の改善を支援する。
対象 (誰を・何を)	1 介護保険制度の要支援・要介護認定を受けている被保険者 2 身体障害者手帳の交付を受けている者 3 療育手帳の交付を受けている者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	住み慣れた自宅で安心した生活の実現と介護者の負担軽減。
事業概要	高齢者等の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造に関して、相談及び助言を行うとともに改造経費の一部を助成する。
実施内容	身体機能の低下した高齢者及び障害者が居住する住宅について、対象者の身体状況に配慮した住宅改造を行うために必要な費用の一部を助成する。  助成金交付額の決定・支出に関する事務を除き、尼崎市社会福祉協議会への事業委託。 平成28年度から、昭和56年5月以前建築の戸建て住宅に対して簡易耐震診断を助成要件に追加。  1 相談の受付 2 改造内容の相談・助言のための訪問調査 3 助成申請の受付 審査 決定 4 工事内容の確認 5 助成金交付額の決定 交付  平成29年度末時点助成世帯件数:68件

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	29,138	22,969	31,333	
委託料	2,479	1,761	1,503	改良相談員人件費等
負担金補助及び交付金	26,659	21,208	29,830	住宅改造経費の助成
人件費 B	1,980	1,989	2,061	
職員人工数	0.25	0.25	0.26	
職員人件費	1,980	1,989	2,061	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	31,118	24,958	33,394	
C 国庫支出金				
市債	13,329	10,604	14,915	老人福祉費補助金(補助率1/2)
市債				人生60年いきいき住宅助成
その他				事業として実施
一般財源	17,789	14,354	18,479	

事業成果の点検

評価指標	実績件数(高齢者及び障害者) (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)	単位	世帯数						
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	62	28年度	69	29年度	68
平成29年度の目標に対する状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	目標の設定はないが、住み慣れた自宅で安心して生活ができ、介護の負担を少しでも軽くすることは、要介護者とその家族の生活環境の向上につながっている。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	身体機能の低下した高齢者及び障害者が住宅改造を行うことにより、住み慣れた自宅で安心して生活することができるが、介護の負担軽減にもつながっている。また、高齢者・障害者の対象者及びその介護者が、不自由を感じていた箇所を改造することで、行動範囲を広げ前向きな生活が期待される。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	市の要綱に基づき、所得税に応じて受益者負担あり。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	この事業は、一般型・特別型・増改築型・共用型の4つのタイプがあり、市によって実施内容が異なる。 本市の場合、特別型を実施している。 ・尼崎市(特別型) 共用型は住宅・住まいづくり支援課で実施(平成26年度から) ・西宮市(一般型・特別型・共用型) ・伊丹市(特別型・共用型)
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	改造に係る相談、調査等については、尼崎市社会福祉協議会へ事業委託している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 助成金の交付決定及び支出事務のため、行政の責任と主体性により行う必要がある。

総合評価

平成29年度の総合評価	身体機能の低下に伴う段差の解消等の住宅改造は、要支援・要介護状態の高齢者等の在宅生活の支援として、今後の生活環境の向上につながるとともに、介護者の介護負担の軽減につながっている。身体状況によっては、訪問調査や申請手続きに日時を要する場合はあるが、高齢者等の状態やニーズ等に対応できるように努めている。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 要支援・要介護状態になっても、在宅での生活を希望する高齢者が多いことから、身体状況の変化に対応した住宅改造を行うことで生活支援サービスの充実を図る。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	高齢者自立支援ひろば事業費	30BM	事業分類	ソフト事業
根拠法令			会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成20年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳

事業概要

事業実施趣旨	災害復興住宅内に高齢者の見守りや自立を支援する拠点(ひろば)を設置し、地域主体の支援システムの構築を図るもの、震災発生以降かなりの年月が経過しており、本来の対象者(震災被害者)が年々少なくなっている。
対象(誰を・何を)	市内災害復興住宅(15か所)に居住する65歳以上の高齢者のいる世帯
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域主体の支援システムの構築
事業概要	北部と南部それぞれ1か所ずつひろばとして活動拠点を設置している。SCS(高齢者世帯生活援助員4名:本市嘱託員等)が、ひろばを拠点として、各種支援事業を実施しているほか、近隣の災害復興住宅居住の対象者宅も含め訪問、安否確認を行っている。
実施内容	SCS(高齢者世帯生活援助員4名:本市嘱託員等)が、ひろばを拠点として、各種支援事業を実施しているほか、近隣の災害復興住宅居住の対象者宅も含め訪問、安否確認を行っている。 1 趣味の講座などの生きがいづくり事業(平成29年度46回 延べ参加人員407人) 2 情報交換会等 コミュニティ支援事業(平成29年度10回 延べ参加人数148人) 3 職員による巡回型の見守り(対象:約336世帯、平成29年度 延べ 5,949 世帯巡回) 4 コミュニティづくりのサポートを行う 5 高齢者や高齢者支援事業に係る情報交換を行う 6 高齢者に向けた情報発信を行う 7 高齢者や地域住民との交流を行う

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,414	1,718	0	
報償費	78	54		講師への報償費
需用費	1,210	269		消耗品費等
役務費	98	85		電話料
委託料		1,287		ひろば拠点修繕委託料
使用料及び賃借料	28	23		会場使用料
人件費 B	15,136	14,465	0	
職員人工数	0.37	0.40		
職員人件費	2,932	3,182		
嘱託等人件費	12,204	11,283		
合計 C(A+B)	16,550	16,183	0	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他	12,765	13,120		生活再建支援金支給等事業
一般財源	3,785	3,063	0	収入を充当

事業成果の点検

評価指標	延べ参加人数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)	単位	人						
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	891	28年度	706	29年度	555
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	平成29年度は事業最終年度ということもあり、参加者は固定化されていた。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢者世帯の継続した巡回訪問やコミュニティづくり及び生きがいづくりを目的とした事業であり、見守り・閉じこもり防止策として一定有効である。しかし、災害復興住宅のみの対応であること、また、震災当時と比べ、いきいき百歳体操などのコミュニティ活動や介護サービスによる支援、高齢者への見守り活動など他施策が広がってきたことから、事業内容の「見守り機能」「コミュニティ機能」を他事業や他機関に繋ぐことに取り組み、既存の活動への転換を行った。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	
見直しの必要性	有 無	平成29年度末をもって事業を完了している。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県(県・市町生活支援協議会)と該当市が契約を締結している事業であり、各市とも業務として災害復興公営住宅に高齢者自立支援ひろばを設置・運営し、高齢者の見守り機能、健康づくり機能、コミュニティ支援機能、支援者間のプラットフォーム機能を提供してきたが、県の一般施策化等にあわせ、神戸市を除き、平成29年度末までに事業を完了している。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無		
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	平成29年度末をもって事業を完了している。	
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E	内容
現状			
将来像			

総合評価

平成29年度の総合評価	ひろば設置住宅を含め市内15復興住宅等の高齢者世帯に対し巡回・安否確認を行ってきた(LSA対応世帯、生活保護世帯は除く)が、震災当時と比べ、介護サービスによる支援、高齢者への見守り活動など他施策が広がってきたことから、平成29年度は、事業内容の「見守り機能」「コミュニティ機能」を他事業や他機関に繋ぐことに取り組み、既存の活動への転換を行った。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の方針	完了 本事業は、阪神・淡路大震災復興基金による事業で、県からの受託事業である。平成30年度以降は財源の基金が底をつくため、県は一般施策として補助事業化(1/2補助)したが、本市では平成29年度末をもって「ひろば事業」を他事業や他機関に繋ぐことにより既存の活動に転換した。
-------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	緊急通報システム普及促進等事業費	30BQ	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市緊急通報システム普及促進事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成3年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	07 高齢者支援		
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。		
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

事業概要

事業実施趣旨	一人暮らしの高齢者等に急病や事故等の緊急時に、ボタンを押せば相談センターにつながる発信機及びペンダントを貸与することで、当該高齢者等の日常生活の安全確保と不安の解消を図る。																																
対象 (誰を・何を)	・65歳以上の高齢者単身世帯 ・身体障害者手帳1級又は2級を所持する障害者単身世帯 等																																
求める成果 (どのような状態にしたいか)	単身高齢者等の日常生活における不安解消と安全確保を図るとともに、近隣住民と高齢者のつながりを深め、地域の力を借りながら見守り活動の一翼を担う。																																
事業概要	緊急時に発信機及びペンダントのボタンを押すことで、相談センターとのハンズフリーによる会話ができ、必要があると判断された場合は、登録された近隣協力員や救急に通報されるもの。また、緊急対応があった場合は、その後の継続的なフォローや協力者への対応などの事後処理も必要であるため、地域との関わりが深い尼崎市社会福祉協議会に業務運営の委託を行っている。																																
実施内容	<p>【実施方法】 (社福) 尼崎市社会福祉協議会に運営業務を委託 東洋テック(株)に受信センター業務を委託 【利用者自己負担】</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">利用者世帯の階層区分</th> <th>利用者負担額(月額)</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>生計中心者が市町村民税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>生計中心者が市町村民税課税世帯</td> <td>全額(864円)</td> </tr> </table> <p>平成27年度から利用料の算定基準を所得税から市町村民税に変更。 【設置台数及び利用状況】</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>設置台数</th> <th>緊急対応件数</th> <th>誤報・その他</th> <th>総件数</th> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>511</td> <td>300(67)</td> <td>375</td> <td>675</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>466</td> <td>304(79)</td> <td>484</td> <td>788</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>450</td> <td>358(81)</td> <td>399</td> <td>757</td> </tr> </table> <p>( )内は救急搬送</p> <p>【主な通報内容】 ・ベッドからの落下 ・体調不良を訴えたが協力員の訪問で落ち着いた。 ・一人で不安を感じたが機械で対話しているうちに安心した。</p>	利用者世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	B	生計中心者が市町村民税非課税世帯	0円	C	生計中心者が市町村民税課税世帯	全額(864円)		設置台数	緊急対応件数	誤報・その他	総件数	平成27年度	511	300(67)	375	675	平成28年度	466	304(79)	484	788	平成29年度	450	358(81)	399	757
利用者世帯の階層区分		利用者負担額(月額)																															
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円																															
B	生計中心者が市町村民税非課税世帯	0円																															
C	生計中心者が市町村民税課税世帯	全額(864円)																															
	設置台数	緊急対応件数	誤報・その他	総件数																													
平成27年度	511	300(67)	375	675																													
平成28年度	466	304(79)	484	788																													
平成29年度	450	358(81)	399	757																													

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	16,788	16,496	18,772	
委託料	16,788	16,496	18,772	運営業務委託料
人件費 B	2,609	2,625	2,695	
職員人工数	0.33	0.33	0.34	
職員人件費	2,609	2,625	2,695	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	19,397	19,121	21,467	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	562	638	481	利用者自己負担金を充当
財源内訳	18,835	18,483	20,986	
一般財源				

事業成果の点検

評価指標	利用者数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	511	28年度	466
			29年度	450			
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 必要な高齢者等に対して設置するものであり、数値的な目標の設定はない。単身高齢者等の日常生活において緊急時の不安解消と安全確保を図るという事業目的は達成できている。						

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢化が進行する現状において、本市では、近年、単身高齢者が増加していることから、緊急時に救急要請が簡易にできる体制整備を強化することが求められている。さらに、今後もこの傾向は進んでいくことが確実であることから、当事業の必要性はますます高くなると判断できる。また、援助が必要な高齢者を地域で把握しフォローしていく体制は、今後とも地域福祉の観点から非常に重要である。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	利用者世帯の階層区分	利用者負担額(月額)
見直しの必要性	有 無	A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
		B 生計中心者が市町村民税非課税世帯	0円
		C 生計中心者が市町村民税課税世帯	全額(864円)

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	宝塚市・川西市においてはアナログ回線のみで実施(通信の確実性の確保が充分でないことが理由)。西宮市・伊丹市・三田市・芦屋市はデジタル回線の対応も実施。 [参考:西宮市] 対象者:おおむね65歳以上の単身又は高齢者のみの世帯等で常に見守りが必要な方 窓口:民生委員(社会福祉協議会も可) 利用料:市県民税所得割以上380円/ヶ月(固定額)
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	運営業務:尼崎市社会福祉協議会に委託 利用決定:尼崎市
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
	現状 将来像	内容 運営は委託を行っているが、利用決定については、行政の責任と主体性により行う必要がある。

総合評価

平成29年度の総合評価	緊急事態発生時の救護体制を確立することにより、緊急時における不安の解消と、安心した在宅生活の維持に寄与できている。また、緊急性の高い疾病を有する単身高齢者等の設備設置のニーズは高いため今後も継続が必要である。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 当該サービスがより利用しやすいように、運営方法においては平成27年度から電話回線の多様化に応じてデジタル回線が利用できるように一部改善を行うと共に事務の効率化を図るために利用料算定基準を所得税から市民税へ変更している。引き続き業務委託者と連携し、制度のPRを行う中で、当該サービスが必要な高齢者の利用を促進する。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	介護保険サービス事業者指定等事業費	30EB	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	介護保険法		会計	01 一般会計
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成23年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等を行う。
対象(誰を・何を)	介護保険サービス事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	適正な判断で事業者指定等を行うことにより、事業者の適正な運営の確保、利用者へのサービスの質の向上を図る。
事業概要	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等を行う。
実施内容	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、指定権限が平成24年4月1日に中核市に移譲された。このため、都道府県が処理していた指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等を行う。</p> <p>平成29年度 (実績内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定件数 176件</li> <li>居宅サービス事業所 34件</li> <li>介護予防サービス事業所 20件</li> <li>居宅介護支援事業所 7件</li> <li>地域密着型サービス事業所 15件</li> <li>介護予防地域密着型サービス事業所 4件</li> <li>介護予防・日常生活支援総合事業 94件</li> <li>介護老人福祉施設 1件</li> <li>介護老人保健施設 1件</li> </ul>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,277	3,150	1,536	
旅費	80	54	148	職員旅費
需用費	167	122	156	事務消耗品
使用料及び賃借料	1,030	1,030	1,232	システム使用料
備品購入費				
委託料		1,944		
人件費 B	53,758	53,744	50,930	
職員人工数	4.14	4.14	4.14	
職員人件費	33,112	32,930	32,818	
嘱託等人件費	20,646	20,814	18,112	
合計 C (A+B)	55,035	56,894	52,466	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他	3,074	4,096	1,536	手数料
一般財源	51,961	52,798	50,930	

事業成果の点検

評価指標	介護保険サービス事業者指定件数(成果指標の設定が困難なため、指定件数を活動指標として設定している)		単位	件
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度 141 28年度 96 29年度 176
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	介護保険サービス事業者の指定、更新申請等について、適切に審査を行い指定した。		

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護保険サービス事業者の指定業務については、平成24年4月より都道府県から中核市に権限が移譲されており、当市において業務を担う必要がある。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	申請種別に応じて、尼崎市介護保険条例に定められた手数料を徴収している。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	性質上、市が行う業務である。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容 行政の責任において実施する必要がある。
現状		
将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	本市における事業者への指導では、事業者の資質向上を図るため、指定申請時や更新申請時に人員基準等を再確認するためのチェックシートを提出する等、法令順守に向けた周知を実施しているが、十分とは言えない。今後も資質の向上に向け課題を抽出し、効果的な手法を検討する。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 個々の職員の判断に齟齬が生じないよう、ミーティング等で判断基準の刷り合わせを行っている。また、そこでの議論の要旨や、厚労省等に確認を行った情報などを電子データで記録するようにし、共有ファイルで保存している。一律な判断ができるよう、職員が判断に迷った時に検索できるような環境を整えた。今後も引き続き、効果的な手法を模索していく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	特別養護老人ホーム等整備事業費 (債務負担分を含む。)	3342	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市社会福祉法人特別養護老人ホーム等補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	介護保険事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成11年度(債務負担)平成21年度(整備事業)		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援		
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。		
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

**事業概要**  
 (整備事業)介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホームの整備事業に対し、その建築費の一部を補助する。(債務負担)社会福祉法人が社会福祉医療事業団等から借り入れた特別養護老人ホーム等の整備費について、償還金相当分を分割で補助する。(平成11年度、平成12年度のみ実施)

**対象**  
 (誰を・何を) 特別養護老人ホームの整備を行う社会福祉法人

**求める成果**  
 (どのような状態にしたいか) (整備事業)介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームの整備を確実に行うことで、在宅等で特別養護老人ホームの入所を希望している待機者の解消を図る。(債務負担)平成32年で補助金支払完了。

**事業概要**  
 (整備事業)介護保険事業計画に基づき公募を行い、選定委員会において選定された社会福祉法人に対し、建築費の一部を補助する。  
 (債務負担)社会福祉法人が事業費の一部として、社会福祉医療事業団等で借り入れた場合の、その償還金相当額を20年を限度に償還が終了するまで分割補助する。

**実施内容**  
 (整備事業)介護保険事業計画に基づき公募を行い、尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会にて選定された社会福祉法人に対し、施設整備に際してその建築費の一部を補助する。  
 なお、工事が複数年にわたる場合は、その出来高に応じて支払う。

**補助上限額**  
 特別養護老人ホーム @2,700千円×100床=270,000千円  
 ショートステイ @1,350千円×20床=27,000千円 合計 297,000千円  
 [平成29年度]  
 [平成28年度 繰越 33.6%]  
 [平成29年度 債務負担 60.0%] 社会福祉法人 東香会  
 (特別養護老人ホーム100床・ショートステイ19床)  
 特別養護老人ホーム @2,700千円×100床×93.6%  
 ショートステイ @1,350千円×19床×93.6% 合計276,729千円

(債務負担)尼崎市社会福祉法人助成条例施行規則(昭和42年尼崎市規則第32号)社会福祉法人が、特別養護老人ホーム又は老人デイサービスセンターの老人福祉施設の新築、増築又は改築をしようとする場合において、当該工事に要する経費の一部を補助する。

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	128,233	383,874	401,791	
補助金補助交付金	128,233	383,766	401,791	[28年度決算(内訳)]
役員費		108		(整備事業) 現年 177,390 繰越 99,339
人件費 B	3,149	5,250	6,104	現年 107,037
職員人工数	0.39	0.66	0.77	[30年度予算(内訳)]
職員人件費	3,149	5,250	6,104	(整備事業)
嘱託等人件費				現年 297,000
合計 C(A+B)	131,382	389,124	407,895	(債務負担) 現年 104,791
C 国庫支出金				
市債	17,600	258,200	277,100	社会福祉施設整備事業債
その他				
一般財源	113,782	130,924	130,795	

事業成果の点検

評価指標	(整備事業)特別養護老人ホーム施設整備数(着工ベース・成果指標)							単位	床	
目標・実績	目標値	200	達成年度	34年度	27年度	0	28年度	0	29年度	0
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 平成27年度～平成29年度の第6期計画期間に基づき、平成29年度は1事業者(100床)を選定した。(但し、工事着工は平成30年度以降のため、実績は未計上)									

必要性・有効性の点検

**必要性・有効性**  
 (整備事業)特別養護老人ホームについては多くの方が入所待ちという状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるように、施設入所を希望しその必要性が認められる高齢者についてはできる限り速やかに入所できる環境整備を行うことは市の責務である。施設整備を行う社会福祉法人の費用負担の軽減を図ることにより、着実な施設整備に向けて取り組んでいる。  
 (債務負担)補助金交付により、対象法人の負担軽減と老人福祉の増進が図れるため、必要であり有効に活用されている。

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	
見直しの必要性	有 無	補助事業のため。

他自治体比較

**他自治体及び国との基準比較**  
 (整備事業)平成18年度の三位一体改革に伴い一般財源化され県補助として実施されていたものが、中核市移行に伴い本市に移管された。以降、本市においては移管後の補助単価により実施しているが、現在、神戸市、姫路市、阪神間の他市と比較すると低い水準にとどまっている。

担い手の点検

現状の委託等	全部	一部	無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 A B C		行政の領域 D E
現状	施設整備運営は社会福祉法人が行うが、補助金の支払いは行政が行うものである。		
将来像	施設整備運営は社会福祉法人が行うが、補助金の支払いは行政が行うものである。		

**総合評価**  
 (整備事業)平成27年度～平成29年度の第6期計画期間において、平成29年度は、1事業者(100床)の選定を行った。しかしながら、計画数である200床を満たせなかったため、30年度以降、引き続き残り100床の早期整備に向けて取り組んでいく。  
 (債務負担)補助金交付により対象法人の負担軽減と老人福祉の増進を図るため、平成32年の借入金完済まで支払う。

**改善の方向性**  
 平成30年度以降の取組方針

**維持**  
 (整備事業)ほぼ全域が市街化されている本市では、特養を整備するのに適した土地の確保が困難であるため、引き続き、公共施設跡地等の有効活用等を図る中で、計画的な整備を促進する。

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域介護・福祉空間整備等事業費	3345	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市地域介護拠点整備費補助金交付要綱等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市介護保険事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成21年度		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援				
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。				
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり				
局	健康福祉局	課	高齢介護課	所属長名	西岡 茂晴

事業概要

事業実施趣旨	高齢者の多様なニーズに対応し、身近な地域における介護機能の充実と強化を図るため、市内で小規模介護保険施設を整備する法人に対してその経費の一部を補助する。また、既存施設についても利用者の安全面等、サービスの質の向上を図るため改修等についての経費の一部を補助する。
対象(誰を・何を)	小規模介護保険施設の整備や既存施設の改修等を行う法人
求める成果(どのような状態にしたいか)	介護保険事業計画に基づき民間法人による小規模介護保険施設の整備を促すとともに、既存施設の更なる安全・安心の向上を図る。
事業概要	介護保険事業計画に基づき公募を行い、選定委員会にて選定された法人に対し、施設整備に際してその 建築費 開設準備に要する費用の一部を補助する。また、既存小規模施設が 消火設備(スプリンクラー等) 防犯設備(防犯カメラ等)を新たに設置導入する際にもその費用の一部を補助する。補助財源としては、国の地域介護・福祉空間等交付金及び県の地域介護拠点整備費補助金を活用。

単位:千円	【国補助】補助事業内容			単位:千円	
	区分	補助限度額	単位	施設数	決算額
国補助	8,347			1	5,669
県補助	34,946			5	2,678
合計	43,293			合計	8,347

  

単位:千円	【県補助】補助事業内容			単位:千円	
	サービス種別	施設整備	開設準備	施設数	決算額
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	32,000 施設	621 床	1	11,178
	地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特養)	4,270 床	621 床	0	0
	認知症対応型通所介護(認知デイ)	11,300 施設	無 -	0	0
	小規模多機能型居宅介護	32,000 施設	621 床	1	13,468
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,670 施設	10,300 施設	1	10,300
				合計	34,946

事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	25,519	43,293	369,091	
補助金補助及び交付金	25,519	43,293	369,091	[28年度決算] 現年 43,293
人件費 B	3,149	3,182	3,250	[30年度予算]
職員人工数	0.39	0.40	0.41	現年 369,091
職員人件費	3,149	3,182	3,250	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	28,668	46,475	372,341	
C 国庫支出金	14,341	8,347		地域介護・福祉空間整備等交付金(10/10)
の 県支出金	11,178	34,946	369,091	地域介護拠点整備補助金(10/10)
財 市債				
源 その他				
内 一般財源	3,149	3,182	3,250	

事業成果の点検

評価指標	地域密着型サービス事業所の整備数(着工ベース・成果指標)							単位	箇所	
目標・実績	目標値	12	達成年度	29年度	27年度	4	28年度	3	29年度	3
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	補助金の活用を前提とした公募により選定された2施設のほか、公募によらない小規模多機能型居宅介護等を2ヶ所整備するなど、高齢者の在宅生活を支える環境づくりを促進した。(選定事業者の1つは工事着工が平成30年度以降のため、実績は未計上)(目標は第6期介護保険事業計画に基づく)								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	小規模介護保険施設は運営面で厳しいことから事業者の参加が低調になりがちであるため、補助金を交付することにより、施設整備を促進し、地域に密着した介護機能の充実と強化を図っている。また、既存施設の改修等を行うことで、利用者の安全面等、サービスの質の向上が図られている。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	
見直しの必要性	有 無	補助事業のため。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金」により、全国国又は県の負担により実施している補助事業であり、全国的に同一の事業スキームである。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	施設整備運営は法人が行うが、補助金の支払いは行政が行うものである。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容 施設の整備運営は法人が行うが、補助金の支払いは行政が行うものである。
現状 将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	小規模介護保険施設の整備を促進することにより、介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス基盤の整備目標を達成するために実施するもので、今後も高齢化の進展に伴って施設等を整備していく必要があることから、施設等の整備を行う法人に対して補助金の交付を継続して実施していく。また、既存施設の更なる安全・安心の確保という観点から改修等についても実施法人に対して補助金の交付を継続して実施していく。
-------------	---

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 小規模介護保険施設の整備や既存施設の改修等を行う法人への補助金の交付は今後も必要であり、平成30年度以降も国又は県補助事業の活用により、継続的に補助を実施していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	ねたきり老人理美容サービス事業費	335A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市ねたきり高齢者理容・美容出張サービス		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	昭和50年度		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援		
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。		
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

事業概要

事業実施趣旨	ねたきりの高齢者に対して理美容の出張サービスを行うことにより慰労と福祉の増進を図る。
対象 (誰を・何を)	介護保険で要介護4又は5の認定を受けている65歳以上の在宅高齢者で、非課税世帯に属し、かつ、申請前の1年間において介護保険サービス(7日間以内のショートステイを除く)を利用していないもの
求める成果 (どのような状態にしたいか)	寝たきり高齢者の健康管理、保健衛生の向上。
事業概要	寝たきり高齢者に対して健康管理、保健衛生の向上のため理美容の出張サービスを実施することにより、寝たきり高齢者の慰労と福祉の増進を図る。
実施内容	<p>&lt; サービス内容(理美容) &gt; 寝たきり高齢者に対して、各家庭へ理容師・美容師を派遣し、理容・美容の出張サービスを実施する。</p> <p>&lt; 利用実績 &gt;                  ・平成22年度 62回 ・平成23年度 42回 ・平成24年度 27回 ・平成25年度 23回                  ・平成26年度 17回 ・平成27年度 16回 ・平成28年度 12回 ・平成29年度 15回</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	26	30	28	
委託料	26	30	28	
人件費 B	2,604	1,089	1,008	
職員人工数	0.51	0.13	0.12	
職員人件費	2,454	1,033	952	
嘱託等人件費	150	56	56	
合計 C (A+B)	2,630	1,119	1,036	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	2,630	1,119	1,036	

事業成果の点検

評価指標	利用回数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	回	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	16	28年度	12	29年度	15
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った ほぼ前年どおり。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	寝たきりの高齢者に対して、健康管理及び保健衛生の向上のために理・美容の出張サービスを提供することにより慰労と福祉の増進を図る。寝たきり高齢者等の快適な環境と衛生的な生活の保持を支援し、在宅福祉の向上を図る。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	寝たきりの高齢者に対し、慰労と福祉の向上を図ることを目的としているため、受益者負担を求めるべき性質の事業ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業の実施がない近隣自治体として当該が把握しているものは、次のとおりである。 西宮市
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	理美容実施にかかる業務は尼崎環境衛生協会に委託している。
委託等の可能性			
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E	内容 寝たきりの高齢者に対し慰労と福祉の向上を図ることを目的としており、行政の責任と主体性により行うものであるため、委託先と連携して事業を実施している。
現状 将来像			

総合評価

平成29年度の総合評価	寝たきりの高齢者に対して、健康管理及び保健衛生の向上のための理・美容の出張サービスは、高齢者の慰労と福祉の増進を図るために必要な事業である。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 平成26年度に事業対象者の要件に「非課税世帯に属し、かつ、申請前の1年間において介護保険サービス(7日間以内のショートステイを除く)を利用していないもの」を追加するなど、適宜必要な見直しを行っており、引き続き寝たきり高齢者を取り巻く状況の変化等を注視していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	老人福祉施設措置費	335K	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	老人福祉法		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度			項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	北部保健福祉センター福祉相談支援課 南部保健福祉センター福祉相談支援課
所属長名	林 弘之、上野 裕司

事業概要	概要65歳以上の高齢者で、環境上及び経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な者に対して、老人福祉法に基づき、対象高齢者を養護老人ホームに入所措置し、入所先の施設に対して所定の措置費を支払う。
対象 (誰を・何を)	概ね65歳以上で、身体・精神・環境上及び経済的理由により、居宅生活が困難な者(ADLは基本的に自立していること)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	居宅生活が困難な高齢者が安心して生活できるようになる。
事業概要	本人・家族、関係者等から相談、申請を受理し、本市の入所判定委員会にて承認を得た後、本人と施設とのマッチングを行い、入所となる。入所後は、市は入所者から収入に応じて自己負担金を徴収し、施設に対しては、一定の生活費・事務費等のいわゆる措置費を支払う。
実施内容	<p>1 養護老人ホーム措置者(入所者)数について (年間延べ人数、()内は1か月平均、直近3年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度 市外施設 434人(36人) 本市長安寮 508人(42人) 合計 942人(78人)</li> <li>平成28年度 市外施設 361人(30人) 本市長安寮 475人(40人) 合計 836人(70人)</li> <li>平成29年度 市外施設 335人(28人) 本市長安寮 414人(35人) 合計 749人(62人)</li> </ul> <p>2 養護老人ホーム措置費の内訳(単位:円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度 生活費等 48,697,971 事務費 119,304,288 介護保険料加算 356,650 介護サービス加算 1,768,393 他 944,694 合計 171,072,006</li> <li>平成28年度 生活費等 43,356,711 事務費 103,984,628 介護保険料加算 308,042 介護サービス加算 2,638,077 他 484,235 合計 150,771,693</li> <li>平成29年度 生活費等 40,242,235 事務費 97,077,680 介護保険料加算 323,572 介護サービス加算 2,748,654 他 112,636 合計 140,504,777</li> </ul>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	150,772	140,505	144,754	
扶助費	150,772	140,505	144,754	
人件費 B	4,272	3,262	8,646	
職員人工数	0.88	0.30	0.98	
職員人件費	4,272	2,386	7,768	
嘱託等人件費		876	878	
合計 C (A+B)	155,044	143,767	153,400	
C の財源内訳				
その他	34,491	34,133	33,532	入所者等自己負担金
一般財源	120,553	109,634	119,868	

事業成果の点検

評価指標	養護老人ホーム入所措置件数(居宅生活困難高齢者数と当事業がどれ程寄与しているか把握困難なため活動目標を決定)						単位	件	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	9	28年度	4	29年度	9
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	養護老人ホームへの入所に関するニーズの推移を図る指標として設定した。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	老人福祉法及び同法による措置費の徴収等に関する規則に基づき定められた階層区分に従って負担金を徴収している。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	老人福祉法に定められた行政の事務であり、他自治体においても実施されている。国は直接措置しない。 支払う措置費の基準は措置先の施設による。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	老人福祉法第11条に、市町村が措置を採らなければならないと定められている。
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容 入所措置決定や措置費の支払、負担金の徴収等は行政の業務である。
現状 将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	必要な入所措置を行うことができたため、良である。
-------------	--------------------------

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 老人福祉法に基づき養護を必要とする高齢者の措置事業は、引き続き必要である。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	日常生活用具給付事業費	336K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	高齢者日常生活用具給付事業要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	昭和54年度		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援		
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。		
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

事業概要

事業実施趣旨	防火の配慮や見守りが必要な高齢者に日常生活用具を給付することによって安全の確保と在宅生活の維持を図る。
対象 (誰を・何を)	65歳以上のねたきり高齢者及び単身高齢者等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	防火の配慮や見守りが必要な高齢者の安全の確保と在宅生活の維持を図る。
事業概要	65歳以上のねたきり高齢者及び単身高齢者等に対し日常生活用具を給付することにより、安全の確保と日常生活の便宜を図り、老人福祉の推進に寄与する。
実施内容	<p>市内に居住する65歳以上の高齢者で 電磁調理器においては、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者。 火災警報器、自動消火器においては、65歳以上の寝たきり高齢者を含む高齢者のみの世帯であり、生計中心者が市民税非課税世帯又は生活保護世帯</p> <p>電磁調理器 15件 自動消火器 0件 火災警報器 0件</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	168	194	284	
扶助費	168	194	284	日常生活用具の給付
人件費 B	1,440	1,432	1,506	
職員人工数	0.18	0.18	0.19	
職員人件費	1,440	1,432	1,506	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,608	1,626	1,790	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	1,608	1,626	1,790	

事業成果の点検

評価指標	給付件数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	19	28年度	13	29年度	15
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った		申請に対して給付を行うものであって目標値の設定はない。単身高齢者世帯等の防火の配慮が必要な高齢者が増加している現状において、必要な日常生活用具を給付することにより安全の確保と在宅生活の維持が図られた。						

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	火の始末に不安があるものの、在宅生活を継続したい高齢者が、電磁調理器等の給付を必要としている。また防火に配慮することにより、近隣住民や家族の不安解消となり、高齢者自身も安心して在宅生活を維持することができる。住み慣れた在宅での生活は、高齢者の自立意欲を維持し、要介護状態への進行を防ぐ効果が期待できる。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	
見直しの必要性	有 無	所得に応じて受益者負担あり

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市においては、実施内容に概ね相違なし。
---------------	-----------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	給付品の配達・納入等は民間業者に委託している。一方、申請に基づく調査・決定等は市が行っているが、給付件数が少なく、当該調査を委託した場合は更に経費が必要になることが見込まれる。
協働の領域	市民の領域 行政の領域	内容 給付品の配達・納入等は民間業者に委託している。一方、申請に基づく調査・決定等は市が行っているが、給付件数が少なく、当該調査を委託した場合は更に経費が必要になることが見込まれる。
	A B C D E	
	現状 将来像	

総合評価

平成29年度の総合評価	日常生活用具の給付によって、高齢者本人だけでなく、家族やまわりの住人の不安解消へつながり、在宅生活の維持が図れるため今後も継続が必要である。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 所得要件について、利用者の申請時の負担軽減のため、所得税から市民税へ移行した。一方で、利用者数については情報発信の不足等により低調な状況が続いていることから、引き続き、積極的に事業のPRを行っていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	徘徊高齢者家族支援サービス事業費	3371	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市徘徊高齢者家族介護支援サービス実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成13年度		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援		
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。		
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

事業概要

事業実施趣旨	徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として利用者の介護負担の軽減を図る。																				
対象 (誰を・何を)	徘徊高齢者を介護する家族																				
求める成果 (どのような状態にしたいか)	徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として介護負担の軽減を図る。																				
事業概要	認知症高齢者が屋外で徘徊した時に早期に発見する位置情報検索システムを活用し、安全の確認や事故防止などを行い、家族の不安と介護負担の軽減を図る。																				
実施内容	<p>1 認知症高齢者を介護する世帯に位置情報端末機 (携帯用の小型端末機) を貸与し、認知症高齢者の衣服等に装着する。</p> <p>2 屋外での徘徊により所在不明になった際、家族等が位置検索を契約位置情報提供者に依頼する。</p> <p>3 依頼を受けた位置提供事業者が位置検索した情報を電話やファクシミリにより家族等に提供する。</p> <p>[貸与台数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>廃止</th> <th>増減</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>14</td> <td>26</td> <td>12</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般会計では、市民税非課税世帯及び生活保護世帯の基本料金を事業費として計上</p>		新規	廃止	増減	利用者数	平成27年度	19	11	8	36	平成28年度	15	13	2	38	平成29年度	14	26	12	26
	新規	廃止	増減	利用者数																	
平成27年度	19	11	8	36																	
平成28年度	15	13	2	38																	
平成29年度	14	26	12	26																	

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	240	281	368	
委託料	240	281	368	事務委託料
人件費 B	1,799	1,140	1,059	
職員人工数	0.38	0.10	0.09	
職員人件費	1,743	1,112	1,031	
嘱託等人件費	56	28	28	
合計 C (A+B)	2,039	1,421	1,427	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	2,039	1,421	1,427	

事業成果の点検

評価指標	利用人員 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	36	28年度	38	29年度	26
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 や達成できず 下回った		徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として、利用者の介護負担の軽減を図ることができた。						

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	認知機能の低下等により徘徊し、行方がわからなくなったり、また身元がわからないまま保護される高齢者が増加しつつあり、早期発見と未然の事故防止を図る上で必要である。徘徊高齢者等の事故を未然に防止することによって在宅福祉の向上に寄与している。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有	無	市民税非課税世帯及び生活保護世帯以外は月額利用料540円を利用者負担する。その他に対応時に別途料金が発生するものについては、利用者負担となる。(市民税非課税世帯及び生活保護世帯も含む)
見直しの必要性	有	無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西宮市でも実施している。実施内容・方法・利用料などに概ね尼崎市と相違なし。
---------------	---------------------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部	一部	無		
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	尼崎市社会福祉協議会に委託している。			
協働の領域	市民の領域	行政の領域		内容	
	A	B	C	D	E
現状					
将来像					
介護者の負担の軽減を目的としており、行政の責任と主体性により行うものであるため、委託先と連携して事業を実施している。					

総合評価

平成29年度の総合評価	当該事業は、認知症高齢者が徘徊した場合に、早期発見できるシステムを活用しており、その居場所を家族に伝え、未然に事故防止を図るなど、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減、高齢者の在宅生活の継続・向上のための必要な取組である。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 利用者数については、情報発信の不足等により低調な状況が続いていることから、引き続き、業務受託者と十分に連携する中で、積極的に事業のPRを行っていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	高齢期移行助成事業	337A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例等		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	昭和46年度		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援				
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。				
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり				
局	健康福祉局	課	福祉医療課	所属長名	今井 雅雄

事業概要

事業実施趣旨	65歳～69歳で一定の所得以下を基本とし、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者の属する家庭の医療費における経済的負担及び精神的負担を軽減し、疾病等になった場合でも安心して暮らせる環境をつくるため実施している。
対象 (誰を・何を)	健康保険に加入する65歳～69歳で一定の所得以下を基本とし、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な市民(所得制限あり)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	医療費の一部を助成することにより、本人及びその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減し、受給者の保健の向上と福祉の増進を図る。
事業概要	65歳～69歳で一定の所得以下を基本とし、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な市民を対象に、国保又は社保による医療費のうち自己負担分(一部負担金相当額を除く)を助成する。(所得制限あり)
実施内容	健康保険に加入する65歳～69歳で一定の所得以下を基本とし、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な市民を対象に医療費の一部を助成。 (所得制限額: 市民税非課税世帯で、本人の年収収入を加えた所得が80万円以下) 平成24年6月末で市単独事業を廃止。 県行革に伴い、平成26年7月より、自己負担割合・負担限度額を改正。 (平成26年6月までの対象者については経過措置として69歳まで改正前の自己負担割合等とする。) 県行革に伴い、平成29年7月より老人医療費助成事業を廃止、「高齢期移行助成事業」へ移行し、区分の要件に「要介護2以上」を追加。 (昭和27年6月30日以前生まれの人については経過措置として69歳まで旧制度による助成を継続する。)  < 対象者数・年間助成総件数 > 平成27年度-1,124人・34,196件、平成28年度-813人・24,643件、平成29年度-526人・18,453件  < 平成29年度実績(年間助成総額) > 47,152千円 < 平成30年度当初予算(年間助成総額) > 33,823千円

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	69,743	51,311	37,107	
需用費	562	468	356	受給者証関係等の消耗品費
役務費	36	37	38	文書引継ぎ等運搬費
委託料	4,441	3,605	2,890	事務委託料
扶助費	64,704	47,152	33,823	年間助成総額
使用料及び賃借料		49		コピー機使用料
人件費 B	10,196	7,961	7,961	
職員人工数	1.18	0.77	0.77	
職員人件費	8,380	5,960	5,960	
嘱託人件費	1,816	2,001	2,001	
合計 C (A+B)	79,939	59,272	45,068	
C 国庫支出金				
市債				
市債	35,477	26,042	17,778	高齢期移行助成事業費補助金
その他				(補助率: 1/2)
一般財源	44,462	33,230	27,290	

事業成果の点検

評価指標	1件当たりの医療費助成額 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	円	
目標・実績	目標値	2,440	達成年度	30年度	27年度	4,951	28年度	2,626	29年度	2,556
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	1件当たりの医療費助成額が目標値を上回ったことから、受給者が負担すべき額(保険診療医療費の3割相当額から一部負担金を除いた額)を抑えることができ、本人及びその家庭のさらなる満足度につながった。今後も経済的負担及び精神的負担を軽減するよう安定的な事業を継続するよう努めたい。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	65歳～69歳で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者は医療機関での受診機会が多く、医療費の一部を助成することによって、本人及びその家庭の経済的負担及び精神的負担の軽減や疾病の早期発見等に寄与している。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	無	本事業は経済的負担を軽減するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	有 無	無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	所得制限と一部負担金を阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)と比較すると、一部負担金、所得制限とも平均水準である。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	既に、現物給付の支出経理事務等については、専門的な知識・経験を有する兵庫県国民健康保険団体連合会等へ委託済みであるが、現金給付に関しても、他都市の類似事例を参考にすると、担い手のあり方について検討していく。	
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E	内容 県の制度に基づいて事業を実施しており、医療費の助成という観点から見ても、今後も行政が主体となり事業を実施していく必要がある。
現状 将来像			

総合評価

平成29年度の総合評価	医療費の一部を助成することにより、本人及びその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減するよう今後も事業を安定的に継続させる必要がある。 しかし、医療費助成制度の内容が複雑であり、市民へのわかりやすい説明に努め、制度への理解を深めるよう工夫しながら取り組む。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 医療費助成制度に対する理解を深めるために、市民へのわかりやすい説明とこれまでにも実施してきた広報誌やホームページでの周知を図る。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	高齢者軽度生活援助事業費	337N	事業分類	ソフト事業
根拠法令	高齢者軽度生活援助事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成15年度		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援		
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。		
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

事業概要

事業実施趣旨	軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の単身高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。
対象 (誰を・何を)	在宅生活を営む概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、これらに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要と認める者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	在宅の単身高齢者等の自立した生活の継続を可能にするともに要介護状態への進行を防止するための一助とする。
事業概要	対象高齢者が在宅生活を営むために必要であると認められた軽易な日常生活上の援助を行う。
実施内容	対象者に対し、一般的な生活援助サービスを提供する。要支援・要介護の認定を受けているものは介護保険制度を優先させる。1時間250円・週2時間まで。(平成24年6月までは1時間190円・週4回まで)生活保護世帯無料 平成29年度利用時間数・・・4,982時間 介護保険未申請・非該当で日常生活上援助を必要とする人 下記の項目の内、利用できるのは - 介護保険制度の要支援・要介護認定を受けている人(介護保険認定申請中も含む) 下記の項目の内、利用できるのは のみ (サービス内容) 外出・散歩の付添いなど、外出時の援助 宅配の手配、食材の買物など食事・食材の確保 寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物の搬出入 庭・生け垣・庭木等家周りの手入れ 家屋の軽微な修繕、電気修理などの軽微な修繕等 家屋内の整理・整頓 朗読・代読など目が不自由な方に対する援助 台風時等自然災害への防備 その他単身高齢者等に生活支援に資する軽易な日常生活上の援助

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	4,740	4,243	5,704	
委託料	4,740	4,243	5,704	業務委託料
人件費 B	3,038	1,884	1,959	
職員人工数	0.48	0.23	0.24	
職員人件費	2,963	1,828	1,903	
嘱託等人件費	75	56	56	
合計 C (A+B)	7,778	6,127	7,663	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	7,778	6,127	7,663	

事業成果の点検

評価指標	延べ利用時間数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	時間	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	7,098	28年度	6,070	29年度	4,982
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 利用者の状況に合わせた日常生活の維持、向上に必要な援助を行った。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	増加する単身高齢者や老老世帯等において、日常生活上の軽易な援助を行うことで、要介護状態への進行を防止し、在宅生活を維持させることができる。介護保険サービスでは利用できない内容等の軽易な生活援助を当事業で行うことにより、要介護状態への悪化を防ぎ、自立した在宅生活の維持が図れる。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	生活保護世帯以外の世帯については、利用者負担有。平成24年7月から1時間単価と利用時間数の見直しを行った。1時間190円 250円 週4時間 週2時間
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間各市で実施している単価・利用時間数に合わせて、時間単価と時間数の見直しを行っている。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	尼崎市シルバー人材センターに委託している。(アセスメントに関しては、平成24年度から地域包括支援センターに委託)
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	単身高齢者の日常生活の維持・向上を目的としており、行政の責任と主体性により行うものであるため、委託先と連携して事業を実施している。	

総合評価

平成29年度の総合評価	軽易な日常生活の支援は、単身高齢者等の自立した在宅生活の継続を可能にするともに要介護状態への進行を防止するための必要な取組である。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 平成29年度から事業開始した介護予防・日常生活支援総合事業における地域の支え合い活動の進捗状況等を勘案する中で、今後の事業のあり方等について引き続き検討を行う。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	高齢者移送サービス事業費	338K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市高齢者移送サービス事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成12年度		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援	所属長名	西岡 茂晴
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。		
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり		
局	健康福祉局	課	高齢介護課

事業実施趣旨	移動に制約のある高齢者が通院等の外出が必要となる場合に、移送に係る支援を行うことにより、介護負担や経済的負担の軽減とともに、在宅生活が継続しやすい環境づくりを促進する。
対象(誰を・何を)	介護保険制度の要介護認定で要介護4又は5の認定を受けている在宅高齢者。
求める成果(どのような状態にしたいか)	重度の要介護高齢者の在宅生活の支援と社会参加の促進を図る。
事業概要	要介護状態にある高齢者について、通院時等外出が必要な場合に、移送に係る支援を行う。
実施内容	<p>移送用車両により利用者の居宅と通院先等との間を移動する際の一定の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシーの初乗り料金(単価)</li> <li>・片道単位で月4回(上限:年間48枚)。なお、年度途中から利用する場合は、利用開始月以降の月数に応じて助成を行う。</li> <li>・チケットの使用は、片道4枚までの複数枚の利用を可とする。</li> </ul> <p>&lt;平成29年度実績&gt; 17,655枚 10,568,270円</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	10,697	10,744	11,088	
需用費	166	176	201	サービスチケット
使用料及び賃借料	10,531	10,568	10,887	移送助成費
人件費 B	4,707	3,082	3,076	
職員人工数	0.92	0.36	0.36	
職員人件費	4,632	2,860	2,854	
嘱託等人件費	75	222	222	
合計 C (A+B)	15,404	13,826	14,164	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	15,404	13,826	14,164	

事業成果の点検

評価指標	延べ利用回数(単位:枚) (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	枚
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	17,190	28年度	17,599	29年度	17,655
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 や達成できず 下回った	登録者数が増加したことにより、利用回数も増加傾向にある。利用者数の増加に伴い、事業費は増加している。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	移動が困難な高齢者の介護負担や経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の外出支援を行うことにより社会参加の促進と在宅生活の維持に寄与している。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	チケットの使用には制限があり、受益者の負担も一部あることから、現時点においては受益者負担の見直しは考えていない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西宮市でも実施している。内容・委託方法など概ね尼崎市と相違なし。
---------------	----------------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	委託契約に基づき移送に関しては介護タクシー事業者が実施し、支払・契約事務やチケット配布等については市が実施している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 移送に関しては介護タクシー事業者が行うが、支払事務等は行政が行うものである。

総合評価

平成29年度の総合評価	要介護4・5の在宅高齢者は通常の交通機関の利用が困難な交通弱者であり、移動手段である介護タクシーの助成を通じて、高齢者の利用回数が増加していることは、日常生活の利便性と外出機会の拡大及び社会参加の促進に寄与しており、重度の要介護高齢者の閉じこもり防止とともに在宅生活及び介護者の支援につながっていることから、引き続き事業を継続していく。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 重度の在宅高齢者の生活支援として必要な取組であることから、より一層の情報発信を行い、制度の周知を図る。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	尼崎市高齢者等見守り安心事業費	338M	事業分類	ソフト事業
根拠法令			会計	01 一般会計
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成21年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	07 高齢者支援		
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。		
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	高橋 健二		

事業実施趣旨	高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるように、地域住民等による見守り体制の構築を図る。
対象(誰を・何を)	活動を実施することになった地区内に居住する住民で、見守りを希望した65歳以上のみで構成される高齢者世帯
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域の高齢者が孤立することなく、地域住民として安心して暮らせる地域の創造
事業概要	高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるように、地域住民等による見守り体制の構築を図る。(平成30年度より、「尼崎市高齢者等見守り安心事業費」から「高齢者等見守り安心事業費」に事業名変更)
実施内容	見守りを実施することになった地区(概ね連協圏域)では、その地域を担当する社会福祉協議会を中心に民協、婦人会、老人クラブなどからなる見守り安心委員会を設置し、見守りを希望する単身高齢者等への定期的な訪問や随時の声かけ、あるいは外観等からの見守りを実施する。見守りを希望しなかった人に対しても、客観的に見守りは必要であると判断できる場合については、継続して見守りに対する声かけを行っていくなど、その地域独自の見守り体制の構築を行っている。 【事業実施地区累計】 平成21年度 2地区 平成22年度 6地区 平成23年度 16地区 平成24年度 23地区 平成25年度 32地区 平成26年度 35地区 平成27年度 39地区 平成28年度 42地区 平成29年度 42地区 平成30年3月31日現在 登録希望者:4,534人 活動委員数:1,798人(推進員:577人 協力員:1,221人) 【見守り協定事業所】 平成30年3月31日現在 4事業所

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	10,738	9,991	11,580	
需用費	221	198	217	
委託料	10,517	9,793	11,363	
人件費 B	4,635	4,772	4,360	
職員人工数	0.66	0.60	0.55	
職員人件費	4,635	4,772	4,360	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	15,373	14,763	15,940	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,230	1,290	1,290	市民福祉振興基金繰入金
財源内訳	14,143	13,473	14,650	
一般財源				

事業成果の点検

評価指標	見守り事業に取り組む地区数(成果指標の設定が困難であるため、活動指数を設定)							単位	地区	
目標・実績	目標値	67	達成年度	34年度	27年度	39	28年度	42	29年度	42
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った 年間6地区の新規地区立上を目標値にしていたが、平成29年度については立上なしという形に終わった。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	今後も高齢化が進展するとともに、単身高齢者世帯も増加傾向にある。それに伴う高齢者に対する虐待、引きこもりや認知症の増加など高齢者に関わる様々な問題が生じる。特に一人暮らしの人々については、意識的に見守りを行う等、周囲からの働きかけにより、様々な問題の深刻化の防止が期待できる。 また、本事業を通して、見守りを希望する高齢者に対し、社協・民協を中心とした様々な地域資源からなる「見守り推進員・協力員」による定期的な声かけや訪問活動、外観等からの見守り活動を行うことで、地域における横のつながりができ、安心して暮らせる地域社会が構築されると考えている。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は、ボランティアによる高齢者等の見守りという事業の性質から、受益者負担を求めることは、本事業の主旨にならないものである。
見直し必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市において、本市のように地域で見守り安心委員会を設置し地域住民が活動者となり、見守りを実施するような事例はない。 近隣他都市の見守りの事例としては、本市でも実施しているが、見守り協定を事業所と締結し、見守り体制の構築を行っている。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	尼崎市高齢者等見守り安心事業については、尼崎市社会福祉協議会に業務委託し、取り組んでいる。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容
		行政だけでは地域の高齢者を見守ることは現実的に不可能であり、地域の様々な主体によってその地域の高齢者等の見守りを行う体制を構築することが必要である。

総合評価

平成29年度の総合評価	市社会福祉協議会と協議を行い、「高齢者等見守り安心事業」について理解を示している10カ所の重点地区を定め働きかけを進め、年度内の新規地区の立ち上げにはいたらなかったものの、1つの社会福祉連絡協議会については平成30年4月の立ち上げに向けて平成29年10月より施行的に見守り活動が行われた。また、セブン イレブン・ジャパンと「尼崎市地域福祉の推進に関する協定書」を締結することで、見守り協力事業所のひとつとして高齢者の見守りを担ってもらったこととなった。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 年々困難になってきている見守り活動実施地区の新規立ち上げを段階的に広げるために、引き続き、尼崎市社会福祉協議会が中心的に重点地区への働きかけを進めることと併せて新たな推進方法について、武庫地区をモデルとした地域振興体制の再構築とも連携した取り組みの検討を進める。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	軽費老人ホーム運営費補助金	338Q	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	老人福祉法第20条の6		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成21年度(中核市移行に伴い委譲)		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援	所属長名	西岡 茂晴
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。		
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり		
局	健康福祉局	課	高齢介護課

事業概要

事業実施趣旨	中核市移行に伴い県から委譲された事務である。当補助金を交付することで軽費老人ホームの健全な育成を図り、もって利用者の処遇向上を図る。																																			
対象(誰を・何を)	軽費老人ホーム入所者に対するサービスの提供に要する費用の減免を行った法人																																			
求める成果(どのような状態にしたいか)	老人福祉行政の円滑な推進を図るために設置・運営をする法人に対して運営補助を行うことにより、軽費老人ホームの健全な育成を図る。																																			
事業概要	法人が設置する軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、設置及び運営基準等に基づき徴収すべき事務費の一部を減免した場合に、その減免した経費分に対して運営補助を行う。																																			
実施内容	<p>軽費老人ホームを運営する法人が、入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合、減免した経費に対して運営補助を行う。</p> <p>(補助対象施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>法人名</th> <th>定員</th> <th>人数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケアハウスサンホームあまがさき</td> <td>社会福祉法人博愛福祉会</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>9,768,000</td> </tr> <tr> <td>ロータス・ガーデン</td> <td>社会福祉法人あかね</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>11,663,000</td> </tr> <tr> <td>ケアハウスほがらか苑</td> <td>社会福祉法人ほがらか会</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>13,446,000</td> </tr> <tr> <td>ふれ愛花みずき</td> <td>社会福祉法人平成会</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>12,567,000</td> </tr> <tr> <td>らくらく苑</td> <td>社会福祉法人テンドー会</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>11,297,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>75</td> <td>70</td> <td>58,741,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>29年度末時点の人数を記載しています。</p>	施設名	法人名	定員	人数	金額	ケアハウスサンホームあまがさき	社会福祉法人博愛福祉会	15	11	9,768,000	ロータス・ガーデン	社会福祉法人あかね	15	15	11,663,000	ケアハウスほがらか苑	社会福祉法人ほがらか会	15	14	13,446,000	ふれ愛花みずき	社会福祉法人平成会	15	15	12,567,000	らくらく苑	社会福祉法人テンドー会	15	15	11,297,000	合計		75	70	58,741,000
施設名	法人名	定員	人数	金額																																
ケアハウスサンホームあまがさき	社会福祉法人博愛福祉会	15	11	9,768,000																																
ロータス・ガーデン	社会福祉法人あかね	15	15	11,663,000																																
ケアハウスほがらか苑	社会福祉法人ほがらか会	15	14	13,446,000																																
ふれ愛花みずき	社会福祉法人平成会	15	15	12,567,000																																
らくらく苑	社会福祉法人テンドー会	15	15	11,297,000																																
合計		75	70	58,741,000																																

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	61,921	58,741	64,107	
補助金補助及び交付金	61,921	58,741	64,107	運営法人への補助
人件費 B	540	557	951	
職員人工数	0.07	0.07	0.12	
職員人件費	540	557	951	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	62,461	59,298	65,058	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	62,461	59,298	65,058	

事業成果の点検

評価指標	補助対象法人 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	法人数	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	5	28年度	5	29年度	5
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	社会福祉法人に対して運営補助を行うことにより、施設入所者の負担軽減と軽費老人ホームの健全な育成を図る。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	老人福祉法第20条の6に規定される軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成20年厚生労働省令107号)及び平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について」に定めがあるもののほか、必要な事項を定めており、軽費老人ホームの健全な育成を図っている。運営に要する費用のうち、設置及び運営基準等に基づき徴収すべき事務費の一部を減免した場合における減免した経費を補助対象とし、入居者の選定において各法人に不利益が生じないよう運営補助することにより、所得による入居者選定を避け、施設運営の健全な育成を図る。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	老人福祉法第20条の6に規定される軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成20年厚生労働省令107号)及び平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について」に定めがあるのとおり実施されており、補助内容については、他自治体による相違はない。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	補助金の支出に伴う事務処理のみのため委託にはなじまない。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 補助金の支出に伴う事務処理のため、行政の責任と主体性により行う必要がある。

総合評価

平成29年度の総合評価	中核市移行に伴い県から委譲された事務である。当補助金を交付することで軽費老人ホーム運営の健全な育成を図り、もって利用者の処遇向上に資することができるため、今後も継続することが必要である。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 今後も必要な運営補助を継続することにより、軽費老人ホームの健全な育成を図り、もって利用者の処遇向上を図る。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	認知症確定診断体制整備事業費	44AN	事業分類	ソフト事業
根拠法令			会計	01 一般会計
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		款	20 衛生費
事業開始年度	平成26年度		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策	07 高齢者支援				
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。				
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	高橋 卓広

事業概要

事業実施趣旨	認知症高齢者の急増が見込まれている中、認知症の人とその家族を支援する取組みの必要性が高まっている。住み慣れた地域で医療・介護サービスを体系的に提供する地域包括ケアシステム構築の一環として、認知症の早期診断・早期対応が可能な体制を整備する。														
対象 (誰を・何を)	市民(認知症の疑いがある患者)														
求める成果 (どのような状態にしたいか)	認知症の疑いがある者に対して、早期診断・早期対応を図ることでの確かな治療やケアにつなげることができ、患者本人や家族にとって、暮らしやすい環境へ導くことが期待できる。														
事業概要	認知症対策の一環として、認知症になっても「本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会」を目指して、認知症の疑いがある患者に対し確定診断をするシステムを運営することで早期診断・早期対応を促す。														
実施内容	<p>1 確定診断の方法</p> <p>市内かかりつけ医から関西労災病院に確定診断依頼を行う。 診断は、1回目＝医師の問診、診察、心理テスト、2回目＝機器検査、3回目＝結果説明、の3回セットで行う。</p> <p>2 実施状況</p> <p>認知症確定診断体制整備・・・概ね1週間あたり3枠の新規患者を受け入れる体制を確保する。</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市内かかりつけ医からの紹介件数</th> <th>確定診断件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度</td> <td>178</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>216</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>161</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>143</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>29年度は3月末時点の実績。受診が年度をまたがり、未確定14件あり。最終的に数値の時点修正を行い本記載も削除する。</p>		市内かかりつけ医からの紹介件数	確定診断件数	26年度	178	91	27年度	216	111	28年度	161	85	29年度	143
	市内かかりつけ医からの紹介件数	確定診断件数													
26年度	178	91													
27年度	216	111													
28年度	161	85													
29年度	143	78													

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	10,266	10,266	10,267	
委託料	10,266	10,266	10,267	医師、看護師、臨床心理士等人件費
人件費 B	480	398	634	
職員人工数	0.06	0.05	0.08	
職員人件費	480	398	634	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	10,746	10,664	10,901	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	10,746	10,664	10,901	

事業成果の点検

評価指標	鑑別診断受診件数	単位	件
目標・実績	目標値 156	達成年度	毎年度
		27年度	216
		28年度	161
		29年度	143
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った 年間件数は減少傾向にあるが、確定診断率は51.4% 52.8% 54.5%と増加傾向にあることから、よりの確かな症例の紹介がなされていることが伺える。また、予約から受診までの期間が1週間前後であり、早期確定診断の体制整備は維持できている。		

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	認知症高齢者等は、平成29年度14,701人から平成37年度20,084人と1.43倍になると推計されている(第7期高齢者保健福祉・介護保険事業計画)。認知症の確定診断を必要とする者は増加しているため、認知症の確定診断の体制整備は必要である。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県下では、地域の認知症医療の中核として鑑別を行う認知症疾患医療センターが、2次医療圏単位で置かれている。阪神南圏域では、兵庫医科大学病院が認知症疾患医療センターを担っているが、受診までの待機期間が2か月を要している現状から、認知症の早期診断・早期対応に対する本市独自の体制整備を図っている。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無																										
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">市民の領域</th> <th colspan="2">行政の領域</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">市内医療機関の認知症確定診断体制の状況を見ながら、事業を展開していく。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		市民の領域			行政の領域		内容		A	B	C	D	E	現状						市内医療機関の認知症確定診断体制の状況を見ながら、事業を展開していく。	将来像					
	市民の領域			行政の領域		内容																					
	A	B	C	D	E																						
現状						市内医療機関の認知症確定診断体制の状況を見ながら、事業を展開していく。																					
将来像																											

総合評価

平成29年度の総合評価	体制整備の目標である「概ね1週間あたり3枠の新規患者(年間156件)」を受け入れており、予約から受診までの平均も8日間で、早期対応がなされている。また、介護予防の観点から必要に応じて、地域包括支援センターの案内や情報提供(本人や家族の同意のもと)を行うなど、地域包括ケアシステム構築の一役も担っている。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 尼崎市医師会にて作成された「尼崎市認知症対応連携パス」に、認知症診断対応医療機関として掲載されている関西労災病院以外の医療機関(4か所)の稼働状況等を踏まえ、本事業のあり方について検討していく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	老人保健施設用地取得利子等補給金 44BA	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市介護保険施設用地取得利子等補助金交付要綱	会計	01 一般会計
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	款	20 衛生費
事業開始年度	昭和63年度	項	05 保健衛生費
		目	25 予防衛生費

施策	07 高齢者支援				
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。				
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	高橋 卓広

事業概要

事業実施趣旨	市内の介護老人保健施設を整備する費用の一部を負担することで、本市における介護老人保健施設の計画整備数(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より)の達成を促進するものであったが、事業開始当初の計画数は整備されており、新規受付は行わず平成29年度で事業を終了した。
対象(誰を・何を)	介護老人保健施設を開設する医療法人等
求める成果(どのような状態にしたいか)	本市における介護老人保健施設の計画整備数を達成することにより、必要な方にサービス提供ができる体制を整える。
事業概要	市内に開設する老人保健施設の建設を促進するため、介護老人保健施設を設置する法人で金融機関から融資を受け、施設の土地取得資金等又は長期借地料の借入金について、その返済に係る利子又は借地料の全部又は一部を補助する。
実施内容	補助対象となる法人等が土地取得・機械購入・長期運転の各資金融資を受けた場合の利子、又は施設建設用地が借地である場合に、その借地料(1000㎡以内の土地の取得資金の融資を受け、元金均等方式で25年間返済したと仮定した場合における利子相当額)を5年以内で補助する。(平成29年度の対象施設は、旧要綱に基づき25年以内)  事業開始当初の計画数が整備され、当初の促進策としての役割を終えたと判断し、平成15年度末で新規施設への利子補給制度を廃止した。その後、利子補給中の施設及び平成15年度開設の施設へは、開設時の要綱に基づき補助を継続してきたが、平成29年度まで継続していた1施設の補助期間が平成29年度中に終了したことから、事業終了となった。

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,839	1,226	0	
<sub>補助金補助及び交付金</sub>	1,839	1,226		平成29年度は11月までの8か月分 平成29年度で事業終了
人件費 B	379	452	0	
職員人工数	0.11	0.11		
職員人件費	379	452		
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	2,218	1,678	0	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	2,218	1,678	0	

事業成果の点検

評価指標	要綱に定める補助の実行率								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	27年度	100	28年度	100	29年度	100
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 や達成できず 下回った		新規受付を終了しており、既存の補助対象施設について、事業終了となる平成29年11月分までの補助金を要綱に基づき適切に支出することを指標としている。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	既に新規受付は終了しており、既存の補助対象施設(1箇所)の補助期間の終了(平成29年11月分)まで、事業終了。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	現時点では、他自治体に同様の事業は見受けられない。
---------------	---------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	補助金交付事業であり、委託は不可。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	補助金の交付事業であり、行政主体で実施した。 平成29年度で事業終了。	

総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年11月までの補助対象期間分について、要綱に基づき適切に補助金を交付した。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	完了 平成29年度で事業終了
---------------	----------------

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	介護保険制度普及啓発事業費	T021	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	05 総務費
事業開始年度	平成12年度		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業実施趣旨	65歳以上人口の増加により、介護保険被保険者は年々増加しており、介護保険制度に対する理解を深めるための普及啓発が必要である。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	介護保険制度に対する市民の理解を深めることで、介護保険制度の円滑な運用及び高齢者の福祉の増進を図る。
事業概要	介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、広報を行う。
実施内容	<p>広報誌の発行を通じ、介護保険制度の概要・手続き等についてわかりやすく市民に周知し、制度への理解を深める。</p> <p>1 広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行(6月)          市内一戸別配布 222,890部          市内一戸別配布(再送用) 1,610部          公共施設窓口設置 4,500部          点字版・CD版の作成・配付(点字80、CD110)</p> <p>2 パンフレット(いきいき介護保険)          公共施設窓口設置 25,000部</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	4,261	3,570	3,661	
需用費	2,859	2,421	2,492	消耗品、印刷製本費
委託料	34	41	55	郵送料
需用費	1,368	1,108	1,114	広報誌配布業務委託
繰出金				
その他				
人件費 B	800	795	793	
職人工数	0.10	0.10	0.10	
職員人件費	800	795	793	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	5,061	4,365	4,454	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳				
一般財源	5,061	4,365	4,454	

事業成果の点検

評価指標	あまがさき介護保険だより市内一戸別配布数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	数
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	222,890	28年度	222,890	29年度	222,890
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	介護保険だよりの配布等を通じ、介護保険制度及び介護保険制度に関する時宜に応じた情報を提供できた。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護保険制度に対する理解を深めるためには、正確でわかりやすい情報提供が必要である。また、介護保険制度に関する地域に密着した最新情報を伝えることにより、正しい知識の普及に寄与できる。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は、市が制度の普及啓発のために行なっているものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他の自治体においても、市民を対象に介護保険制度の普及啓発を促すための広報誌の発行は実施されている。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	内容等は保険者である市が主体となるが、配布業務については既に委託を行っている。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 行政の責任において実施する必要がある。

総合評価

平成29年度の総合評価	広報誌の配布等により、介護保険制度及び時宜に応じた情報の普及啓発に役立っている。また、高齢者の自立・安定した生活環境の確保に有効である。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 介護保険制度に対する最新の情報を提供し、市民理解を深めるため今後も本事業を継続する。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	賦課徴収関係事務経費	T21A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	05 総務費
事業開始年度	平成12年度		項	05 総務管理費
			目	15 賦課徴収費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	65歳以上人口の増加により、賦課徴収の対象となる第1号被保険者は年々増加している。																																																																																										
対象(誰を・何を)	介護保険第1号被保険者																																																																																										
求める成果(どのような状態にしたいか)	適正な賦課及び保険料の徴収を行うことで、保険料負担の公平性の確保及び介護保険財政の健全化を図る。																																																																																										
事業概要	(1) 介護保険料の賦課(年金保険者との連絡調整・特別徴収対象者の確定・保険料決定通知書の作成及び発送・他市への市税照会・減免申請の受付等) (2) 介護保険料の徴収(収納管理処理・納付推進・滞納整理)																																																																																										
実施内容	平成29年度収納率 (単位:人数(人)、金額(円)) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">調定</th> <th colspan="2">収納</th> <th colspan="2">未納</th> <th rowspan="2">収納率(%)</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>金額</th> <th>人数</th> <th>金額</th> <th>人数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成29年度</td> <td>特別徴収</td> <td>114,957</td> <td>7,431,578,192</td> <td>114,957</td> <td>7,431,578,192</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td>22,609</td> <td>958,530,378</td> <td>20,303</td> <td>821,017,371</td> <td>3,498</td> <td>137,513,007</td> <td>85.65</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>137,566</td> <td>8,390,108,570</td> <td>135,260</td> <td>8,252,595,563</td> <td>3,498</td> <td>137,513,007</td> <td>98.36</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成28年度</td> <td>特別徴収</td> <td>112,946</td> <td>7,317,654,749</td> <td>112,946</td> <td>7,317,654,749</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td>22,876</td> <td>965,463,889</td> <td>20,467</td> <td>825,598,048</td> <td>3,457</td> <td>139,865,841</td> <td>85.51</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>135,822</td> <td>8,283,118,638</td> <td>133,413</td> <td>8,143,252,797</td> <td>3,457</td> <td>139,865,841</td> <td>98.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成27年度</td> <td>特別徴収</td> <td>110,620</td> <td>7,129,762,604</td> <td>110,620</td> <td>7,129,762,604</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td>23,550</td> <td>980,111,475</td> <td>21,035</td> <td>834,326,060</td> <td>3,638</td> <td>145,785,415</td> <td>85.31</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>134,170</td> <td>8,109,874,079</td> <td>131,655</td> <td>7,964,088,664</td> <td>3,638</td> <td>145,785,415</td> <td>98.20</td> </tr> </tbody> </table>			調定		収納		未納		収納率(%)	人数	金額	人数	金額	人数	金額	平成29年度	特別徴収	114,957	7,431,578,192	114,957	7,431,578,192	0	0	100.00	普通徴収	22,609	958,530,378	20,303	821,017,371	3,498	137,513,007	85.65	合計	137,566	8,390,108,570	135,260	8,252,595,563	3,498	137,513,007	98.36	平成28年度	特別徴収	112,946	7,317,654,749	112,946	7,317,654,749	0	0	100.00	普通徴収	22,876	965,463,889	20,467	825,598,048	3,457	139,865,841	85.51	合計	135,822	8,283,118,638	133,413	8,143,252,797	3,457	139,865,841	98.31	平成27年度	特別徴収	110,620	7,129,762,604	110,620	7,129,762,604	0	0	100.00	普通徴収	23,550	980,111,475	21,035	834,326,060	3,638	145,785,415	85.31	合計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20
				調定		収納		未納			収納率(%)																																																																																
		人数	金額	人数	金額	人数	金額																																																																																				
平成29年度	特別徴収	114,957	7,431,578,192	114,957	7,431,578,192	0	0	100.00																																																																																			
	普通徴収	22,609	958,530,378	20,303	821,017,371	3,498	137,513,007	85.65																																																																																			
	合計	137,566	8,390,108,570	135,260	8,252,595,563	3,498	137,513,007	98.36																																																																																			
平成28年度	特別徴収	112,946	7,317,654,749	112,946	7,317,654,749	0	0	100.00																																																																																			
	普通徴収	22,876	965,463,889	20,467	825,598,048	3,457	139,865,841	85.51																																																																																			
	合計	135,822	8,283,118,638	133,413	8,143,252,797	3,457	139,865,841	98.31																																																																																			
平成27年度	特別徴収	110,620	7,129,762,604	110,620	7,129,762,604	0	0	100.00																																																																																			
	普通徴収	23,550	980,111,475	21,035	834,326,060	3,638	145,785,415	85.31																																																																																			
	合計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20																																																																																			

事業費 (単位:千円)

事業費	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	27,864	27,276	32,565	
旅費		1	2	職員旅費
需用費	5,912	5,557	6,708	消耗品等
役務費	18,777	18,541	22,355	郵送料
委託料	2,504	2,496	2,810	封入封緘委託料
負担金補助及び交付金	671	681	690	特別徴収情報経由業務負担金
人件費 B	54,746	61,701	27,348	
職員人工数	5.20	5.13	3.45	
職員人件費	41,204	40,804	27,348	
嘱託等人件費	13,542	20,897		
合計 C (A+B)	82,610	88,977	59,913	
C 国庫支出金				
市債				広告料
市債				簡便手数料
その他	1,705	1,994	1,388	延滞金
一般財源	80,905	86,983	58,525	繰越金

事業成果の点検

評価指標	現年度保険料収納率の向上							単位	%	
目標・実績	目標値	98.2	達成年度	34年度	27年度	98.20	28年度	98.31	29年度	98.20
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 一定の介護保険料を確保									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護保険法第129条に基づき、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 また、徴収について同法第131条、第135条、第144条等、法令に基づき行われるものであり、引き続き実施していく必要がある。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	
見直しの必要性	有 無	納付義務者に受益者負担を求めるべき事業ではなく、見直しの必要はない。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	帳票作成及び封入封緘作業は、すでに民間委託を行っている。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容
現状		
将来像		
内容	介護保険料は公課であり、公平公正に賦課徴収するものである。また、個人の秘密の属する情報がそのまま活用されていることから、行政の責任で実施すべき事業である。	

総合評価

平成29年度の総合評価	3年毎の制度改正及び事業計画に対応した適切な事務処理を行うことができた。
-------------	--------------------------------------

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 制度開始以降、被保険者及び保険料は増加傾向である。3年毎の制度改正により介護保険制度が複雑化しており制度を熟知するように努め、分かりやすい説明を行い保険料の負担について周知を行うことで、介護保険制度の理解を得る。また、納付意識の高揚を促進し、適正な納付への誘導を図り、引き続き安定した介護保険料の収納の確保に努めていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	訪問型サービス事業費	T132	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成29年度		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防・日常生活支援総合事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業を行う。
実施内容	<p>介護保険法第115条の45第1項 被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業を行うものとする。(介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、区域内に所在する住所地特例対象施設に入所をしている住所地特例適用被保険者を含む。)居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業・第一号訪問事業(訪問型サービス) 平成29年度(決算) 第1号訪問事業 18,443件 365,698,570円</p> <p>【小事業:訪問型支え合い活動補助事業費】 (対象者)65歳以上の高齢者(要支援1・2、事業対象者、虚弱等により支援が必要な高齢者、要介護1~5) (内容)要支援者等に対する生活支援活動を実施する住民団体等の非営利団体に対し、その活動に係る運営経費の一部を補助する。 【対象となる活動】 軽易な家事支援 ・買物(日用品・食材等)、ごみ捨て(家庭ごみ・粗大ごみ等)、掃除(掃除機がけ・掃き掃除等)、洗濯(洗濯物を干す・取り込む等) すきま介護・電球交換、庭木の手入れ、家具の移動、大掃除(換気扇やレンジフードの掃除等)、代筆・代読 (補助単価) 1件あたり500円(定額による間接補助)</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	365,699	837,614	介護予防・日常生活支援総合事業
負担金補助及び交付金	0	365,699	837,614	
人件費 B	0	5,317	828	
職員人工数		0.59	0.10	
職員人件費		4,693	793	
嘱託等人件費		624	35	
合計 C (A+B)	0	371,016	838,442	
C 国庫支出金		83,611	209,652	
県支出金		45,712	105,246	
市債				
その他		190,663	418,890	
一般財源	0	51,030	104,654	

事業成果の点検

評価指標	訪問型サービス利用件数					単位	件数
目標・実績	目標値	22,082	達成年度	29年度	27年度	28年度	29年度
実績							18,443
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 29年度当初件数は、約22,082件を想定していたが、実績は、18,443件であった。						

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護予防・日常生活支援総合事業(以下総合事業という。)の実施に伴い、訪問型サービスが開始された。 この訪問型サービスは、従来の介護予防給付費にあったものが、平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴い、費目が移行されたものであり、継続して行う必要がある。 なお、小事業項目である訪問型支え合い活動に関する補助事業に関しては実績がなかった。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	有 無	平成30年度から3カ年の期間を定めている第7期高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画の中で第1号訪問事業として位置付けられている。
-----------------	-----	--

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	総合事業の実施に伴い、他都市も実施している。
---------------	------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	市が独自に基準を定められるが、事業自体は、介護予防給付からの移行であり、事実上は、裁量のある法定事務というべきものである。
協働の領域	市民の領域 A B C D E	行政の領域
現状		
将来像		
内容	サービス費の支給に伴う事務処理のみのため委託の余地はない。	

総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度は、総合事業実施の初年度に当たり、介護予防訪問介護サービスと訪問型サービスが輪轉した1年であった。30年度以降は、訪問型サービスのみで推移していくことになる。 なお、小事業項目の訪問型支え合い活動については実績がなかった。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 介護予防サービスで実施されていたものが総合事業へ移管されたものであり、介護保険制度上、必要なものである。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	通所型サービス事業費	T133	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成29年度		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防・日常生活支援総合事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業を行うものとする。
実施内容	介護保険法第115条の45第11項 ・被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業を行うものとする。(介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、区域内に所在する住所地特例対象施設に入所している住所地特例適用被保険者を含む。)  居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業・第一号通所事業(通所型サービス)  事業実績(H29決算) 20189件 497,280,035 円

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	497,280	965,307	介護予防・日常生活支援総合事業
食料金補助及び交付金		497,280	965,307	
人件費 B	0	5,317	95,159	
職員人工数		0.59	0.10	
職員人件費		4,693	95,124	
嘱託等人件費		624	35	
合計 C (A+B)	0	502,597	1,060,466	
C 国庫支出金		113,785	268,748	
の 県支出金		62,160	146,328	
市債				
その他		259,175	429,563	
内訳 一般財源	0	67,477	215,827	

事業成果の点検

評価指標	通所型サービス利用件数						単位	件
目標・実績	目標値	19,318	達成年度	29 年度	27年度	28年度	29年度	20,189
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	29年度当初件数は、19,318件を想定していたが、実績は、20,189件であった。ほぼほぼ予測どおりであった。						

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護予防・日常生活支援総合事業(以下総合事業という。)の実施に伴い、通所型サービスが開始された。 介護予防通所介護サービスから移行したものであり、市が基準を定めるもののサービス自体は法定のものであることから、継続して行う必要がある。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	平成30年度から3カ年の期間を定めている第7期高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画の中で第1号通所事業として位置付けられている。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	総合事業の実施に伴い、他都市も同様に実施している。
---------------	---------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	市が独自に基準を定められるが、事業自体は、介護予防給付からの移行であり、事実上は、裁量のある法定事務というべきものである。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容 サービス費の支給に伴う事務処理のみのため委託の余地はない。
	現状 将来像	

総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度は、総合事業実施の初年度に当たり、介護予防訪問通所サービスと通所型サービスが輻輳する年度であった。30年度以降は、通所型サービスのみで推移していくことになる。29年度は、ほぼ予測どりの実績であった。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 介護予防サービスで実施されていたものが総合事業へ移管されたものであり、介護保険制度上、必要なものである。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域包括支援センター運営事業費	TJ15	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成18年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳

事業概要

事業実施趣旨	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続できるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために援助を行う身近な相談窓口として日常生活圏域に2箇所、計12箇所設置している。また、高齢者の増加により、相談内容も複雑化・多様化しており、円滑に事業を進めるために、条例にて人員配置基準を定めている。(職員配置:担当地域第1号被保険者数3,000人以上6,000人未満に3人、以後2,000人増加ごとに1人加配)
対象(誰を・何を)	市内在住の65歳以上高齢者及びその家族
求める成果(どのような状態にしたいか)	高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができる。

事業概要	介護保険法第115条の46(地域包括支援センター)に規定されており、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関とし平成18年度に日常生活圏域に2箇所ずつ計12箇所設置している。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>総合相談・支援:地域の高齢者とその家族の介護等に関する相談支援</li> <li>権利擁護・虐待防止:成年後見制度の紹介や高齢者虐待への対応及び防止</li> <li>包括的・継続的ケアマネジメント:多職種・他機関との連携、地域のケアマネジャーの指導・支援等</li> <li>個別課題解決機能を有する地域ケア個別会議、全市的な共通課題を洗い出す地域ケア代表者会議</li> <li>認知症地域支援推進員等設置:地域で認知症の人を支える支援体制の強化を図るため、認知症地域支援推進員を兼務で配置</li> <li>介護予防事業:地域介護予防活動等の普及・育成及び支援、要支援者の把握・支援</li> </ol> <p>また、上記事業とは別に介護予防支援事業所として、要支援者のケアプランの作成及びサービス提供支援事業者等、関係機関との連絡調整を行っている。</p> <p>配置職員:保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・認知症地域支援推進員(兼務)          受託先:社会福祉法人(10か所)・医療法人(1か所)・生活協同組合(1か所)          職員数及び委託料:4人 21,810千円(2センター)・4人 22,290千円(1センター)・5人 27,180千円(2センター)・5人 27,810千円(1センター)・6人 32,540千円(4センター)・7人 37,910千円(1センター)・8人 43,280千円(1センター) * 各包括とも認知症地域支援推進員配置委託料(340千円)含む</p>

事業費	(単位:千円)		
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算
事業費 A	357,006	364,073	379,442
報償費	24	105	2,748
需用費	522	696	991
委託料	351,000	357,374	369,530
使用料及び賃借料	5,438	5,881	6,058
その他	22	17	115
人件費 B	31,342	40,640	47,047
職員人工数	2.83	3.75	4.75
職員人件費	22,289	29,828	37,653
嘱託等人件費	9,053	10,812	9,394
合計 C(A+B)	388,348	404,713	426,489
C 国庫支出金	128,181	158,589	146,094
の 県支出金	69,587	69,824	72,920
の 市債			
財源 市債			
その他	89,650	65,836	87,508
一般財源	100,930	110,464	119,967

事業成果の点検

評価指標	地域包括支援センターの認知度							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	34年度	27年度	52	28年度	60	29年度	61
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った	高齢者からの様々なニーズに対応できるよう、情報提供や支援を行うことが当該事業の目的であり、必ずしも目標値を設定した上で実施する事業ではないが、引き続きセンターの認知度を上げるとともに、高齢者への適切な支援に努める。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当該事業は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続できるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために援助を行う身近な相談窓口としての地域包括支援センターを設置しているものであり、介護保険法に定められる地域支援事業において、必須事業として位置づけられている。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	相談支援は行政サービスの一環であり、受益者負担を求める性質の事業ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、介護保険法における地域支援事業において必須事業として位置づけられており、阪神間の自治体においても、ほぼ全ての地域包括支援センターの設置は、社会福祉法人等に委託し、事業実施している。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	市内在住の65歳以上高齢者及びその家族からの総合相談や権利擁護業務等については地域包括支援センターが担っているが、対応困難ケースや虐待ケースについては基幹的機能を有する市が、各地域包括支援センターへの支援・指導等を行っている。
委託等の可能性	上記以外	委託等の余地有	
協働の領域	市民の領域	行政の領域	内容
	A B C	D E	行政と委託先が連携して事業を実施している。
現状			
将来像			

総合評価

平成29年度の総合評価	平成27年度より条例にて地域包括支援センターの配置人数を国基準とし、地域高齢者の総合相談や権利擁護業務等、他都市並に実施できる体制とした。その結果、センターの対応・支援件数は着実に増加しており、センターの認知度も上昇しつつある。一方で、地域高齢者からの総合相談、認知症の対応、成年後見制度の利用や虐待等、増加・多様化する課題に対し、解決まで長期化するなど、対応に苦慮する案件も数多くあり、センターの質の平準化を目指すとともに、引き続き、様々な支援ニーズに対し効率的かつ効果的に対応する必要がある。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 今後も高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの必要性と重要性が益々高まっていくことから、市民への認知が進むよう周知に努めていく。また、基幹的機能を担う市担当課として、関係機関や近隣住民等の協力も得ながら、引き続きセンター3職種へ支援を行い、センターの対応力向上に向けて取り組むとともに、自立支援・介護予防に資するケアマネジメントの質の向上を図るため「気付き支援型地域ケア会議」のモデル実施を進めていく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	在宅医療・介護連携推進事業費	TJ16	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法第115条の45-2、施行規則第140条の62-8		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成27年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援		
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。		
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり		
局	健康福祉局	課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳		

事業概要

事業実施趣旨	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な医療・介護を提供するための連携体制の構築を図る。
対象(誰を・何を)	市内在住の高齢者及びその家族、介護者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができるよう、多職種協働により医療・介護を一体的に提供できる体制を構築する。
事業概要	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療機関・介護サービス事業者等の多職種が連携・協力し、患者・利用者が安心して医療・介護を受けることが可能な仕組みやルールを構築する。
実施内容	<p>医療・介護連携に係る団体(16団体)で構成する「尼崎市医療・介護連携協議会」において、「人づくり(専門職間の顔の見える連携、スキルアップのための研修)」、「ものづくり(ツールづくり、体制の構築)」、「意識づくり(市民への啓発)」の視点で検討・協議を行い、多職種による「チームアプローチ」を推進する各種取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多職種が参加する研修の開催</li> <li>尼崎市民がかりつけ連携機関リストの作成・配布</li> <li>多職種連携ファイル(わたしファイル)の作成・仮運用</li> <li>医療機関・介護機関リンク集の作成・公表</li> <li>在宅療養ハンドブックの作成・発行</li> <li>尼崎市医療・介護連携支援センター(あまつなぎ)の開設</li> </ul>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	246	11,215	23,558	H27年度新規事業
報償費	50	60	100	講師謝礼
需用費	97	2,202	281	郵送料
委託料		8,903	22,809	業務委託料
使用料及び賃借料	62	38	246	会場使用料
その他	37	12	122	旅費+役務費+負担金補助及び交付金
人件費 B	3,780	8,556	10,551	
職員人工数	0.43	0.96	1.20	
職員人件費	3,418	7,636	9,512	
嘱託等人件費	362	920	1,039	
合計 C(A+B)	4,026	19,771	34,109	
C 国庫支出金	96	4,374	9,069	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	48	2,187	4,534	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	54	2,467	5,421	第1号保険料22%
一般財源	3,828	10,743	15,085	

事業成果の点検

評価指標	入退院時に医療機関等と連携している居宅介護支援事業所の割合				単位	%
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	28年度	29年度
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 や達成できず 下回った					45.5
	平成29年度の尼崎市医療・介護連携協議会において、入退院調整に係る加算の取得率向上を目標指標にすると整理した。					

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護保険法の地域支援事業として、全ての市区町村での実施を義務付けられている。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	介護保険法の地域支援事業として、医療機関・介護サービス事業者等の多職種の連携・協力を推進する事業であり、受益者負担を求める性質の事業ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	介護保険法の地域支援事業として、平成30年度以降、全ての市区町村での実施を義務付けられている。(可能な市区町村は平成27年度から実施。)
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	平成29年度途中から、尼崎市医師会に業務の一部を委託している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	行政を含めた多様な主体の連携体制を構築することが本事業の趣旨である。	

総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度は、尼崎市医療・介護連携支援センター(あまつなぎ)の開設、多職種連携ファイル(わたしファイル)の作成、在宅療養ハンドブックの発行など、その仕組みづくりを推進した。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 医療・介護連携の仕組みを実効あるものとするために、専門職や市民への周知や啓発等を進めていく。具体的には、高齢者自身が、生き方や暮らし方、さらには看取りのあり方などを考え、家族をはじめとする身近な人や支援する専門職とその情報を共有することの大切さの理解を深めるため、「在宅療養ハンドブック」などを活用して様々な団体等との協働により、医療・介護連携に係る市民啓発を進めていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	認知症対策推進事業費	TJ1B	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成26年度		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳

事業概要

事業実施趣旨	高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数も益々の増加が見込まれている。認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で暮らしていることが地域包括ケアを実現する。
対象(誰を・何を)	市内在住の認知症高齢者等及びその家族と地域の支援者
求める成果(どのような状態にしたいか)	認知症になっても安心して尼崎市で暮らし続けられるよう、認知症に関する様々な不安や悩み疑問について、市民が必要な時に必要な情報を得て、次の行動がスムーズにとれるようにする。
事業概要	国が示す新オレンジプランの実現をめざし、1 認知症に関する相談窓口の充実、2 認知症の人と家族が安らげる場の充実、3 認知症の人と家族の支援者を拡大する 4 認知症初期集中支援チームの設置 5 認知症高齢者等の見守りSOSネットワークの構築を、重点施策と位置付け、取組を進めている。
実施内容	1 認知症に関する相談窓口の充実 12地域包括支援センター配置の認知症地域支援推進員を中心に、認知症相談センター機能と各地域の実情に応じた医療介護連携の取組を継続。(相談実績:3,389件 来所と電話) 取組例は、認知症地域支援推進員会議(7回開催)や認知症施策推進会議(3回開催)でも共有。 市民向け「認知症あんしんガイド」の配布、30年度版に更新。認知症相談窓口職員向けの地域版認知症の状態に応じて活用できる資源情報の随時更新と総合事業のケアマネジメントにも活用できる全市版の資源情報の随時更新と市HP公開。 2 認知症の人と家族支援 認知症カフェ等ついでい場立ち上げ継続支援 計15か所(市HP非公表含む) 家族のための基礎講座 6回、参加者38名 高齢者こころの相談 相談人数29名 3 認知症の人と家族の支援者拡大 認知症サポーター養成講座 115回開催2,741名受講(学校や職場や各種団体に加入、家族や知人グループ、認知症カフェやいきいき百歳体操、高齢者ふれあいサロンでの開催が増えた) 講座の講師を担うキャラバンメイトの交流会を開催。新規メイトの講座開催に繋がる情報提供をした。 4 初期集中支援チーム設置、尼崎訪問看護ステーションに委託し、11月～稼働、支援件数15件。 5 認知症みんなで支えるSOSネットワーク運用。事前登録214人 発見協力依頼13件

事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	5,736	10,260	15,543	
報償費	181	234	764	委員、講師等謝礼
旅費	3	9	64	職員旅費
需用費	1,395	2,152	2,694	消耗品等
委託料	4,080	7,755	11,430	業務委託料
その他	77	110	591	役務費+使用料及び賃借料+
人件費 B	28,906	24,671	17,797	負担金補助及び交付金
職員人工数	3.29	2.60	1.80	
職員人件費	26,009	20,680	14,269	
嘱託等人件費	2,897	3,991	3,528	
合計 C(A+B)	34,642	34,931	33,340	
C 国庫支出金	2,237	4,001	5,984	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	1,119	2,001	2,992	地域支援事業交付金19.5%
市債				
の 市債				
内 市債	1,262	2,257	3,575	第1号保険料22%
源 市債				
内 市債				
源 市債	30,024	26,672	20,789	

事業成果の点検

評価指標	認知症サポーター 養成講座 受講者数	単位	人
目標・実績	目標値 42,692	達成年度 34年度	27年度 11,274 28年度 13,766 29年度 16,507
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った	養成講座の受講者数は目標値から大きく乖離しているが、我々としては養成者を量産するのではなく、認知症の人と家族を応援するサポーターとして、自主的に無理なく身近なところからできることを実践することの大切さを小規模・少人数の講座で理解してもらうことを重視している。	

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	国の新オレンジプランに沿い、認知症の人の意見が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境の中で自分らしく暮らし続けることができる社会」を目指すため、当事業により、認知症を正しく理解し、市民全体で当事者やその家族が抱く思いに寄り添い支えあう意識を高める取組をすすめている。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は行政サービスの一環であり、受益者負担を求める性質のものではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	総人口に占めるサポーターの割合 平成28年3月 国:5.5% 尼崎市:2.5% 西宮市:3.0% 伊丹市:2.2% 平成29年3月 国:6.5% 尼崎市:3.0% 西宮市:3.6% 伊丹市:2.7% 平成30年3月 国:7.5% 尼崎市:3.6% 西宮市:4.1% 伊丹市:3.6% サポーター1人当たりの高齢者人口 平成28年3月 国:4.7人 尼崎市:10.5人 西宮市:7.1人 伊丹市:10.5人 平成29年3月 国:4.1人 尼崎市:8.9人 西宮市:6.2人 伊丹市:8.8人 平成30年3月 国:3.6人 尼崎市:7.4人 西宮市:5.6人 伊丹市:6.8人
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	地域包括支援センターへの認知症支援推進員の兼務配置、初期集中支援業務はすでに委託実施している。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容 行政を含めた多様な主体が連携しながら行う業務である。
	現状 将来像	

総合評価

平成29年度の総合評価	認知症の人やその家族、介護者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、この事業を、市民の認知症に対する理解浸透を進める一つの手段として、着実に進めていく。さらに、「医療・介護・地域住民等」が連携し、認知症の気づきから鑑別診断を含む認知症の進行や容態の変化に応じ、適時・適切に切れ目なく必要な支援やサービスが提供されるよう取組を強化する。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 本市の医療・介護連携の会議体等も活用し、認知症の人等への切れ目のない医療・介護の連携策とも連動させ、この取組の更なる周知など事業を推進していく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	生活支援サポーター養成事業費	TJ1E	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成29年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する支援者としての生活支援サポーターを養成する。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	要支援高齢者等の生活援助や生活支援を行うための人材を新たに養成する。
事業概要	後期高齢者の増加等に伴い、将来的な介護人材不足も見込まれる中、訪問介護員は要介護者等の重度者に重点化を図っていく観点などから、要支援高齢者等の生活援助や生活支援を行うための人材を新たに養成することを目的とした研修等を実施する。
実施内容	<p>尼崎市生活支援サポーター養成カリキュラムに関する知識を習得するための養成研修を13時間で行い、生活援助に係る新たな担い手等を300人養成する。</p> <p>・研修修了者に研修修了証を発行するとともに、研修修了者の住所、氏名、希望する活動分野等を記載した名簿を作成のうえ管理する。</p> <p>・研修修了者の希望に合った活動、関心を持てる活動等の情報を発信するなど研修修了者の活動支援を行う。</p> <p>研修実績</p> <p>回数 11回 参加人数 406人(申込者)、315人(受講終了者)</p>

事業費 (単位:千円)

事業費	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	8,132	9,092	
委託料		8,060	9,092	
報償費		72		
人件費 B	0	0	2,774	
職員人工数			0.35	
職員人件費			2,774	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	0	8,132	11,866	
C 国庫支出金		3,171	3,500	(国)地域支援事業交付金39%
県支出金		1,586	1,750	(県)地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他		1,789	2,092	第1号保険料22%
一般財源	0	1,586	4,524	

事業成果の点検

評価指標	養成講座参加数を目標数として設定する。(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					数	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	28年度	29年度	300
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った						平成29年度からの新規事業である。 目標としている生活支援サポーター養成講座の受講数はほぼ達成した。

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	将来的な介護人材不足も見込まれる中、訪問介護員は要介護者等の重度者に重点化を図っていく観点などから、要支援高齢者等に対する生活援助や生活支援を行うための人材育成を目的とした研修は重要である。り、生活支援サポーター養成講座を受講した市民の多くが、訪問介護事業所の訪問介護員として従事するようハローワークと連携して事業を進めていく。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	有 無	本事業は、市が制度の普及啓発のために行なっているものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
-----------------	-----	--

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他の自治体においても、総合事業の実施により、市民を対象にした生活支援のための研修が実施されている。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	養成研修の実施については、尼崎市社会福祉協議会に委託している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		内容 行政の責任において実施する必要がある。
将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	年度当初は300人を養成する事を目標としていたのに対して、315人が修了しており、目標については上回る事ができた。しかし、一方で修了者を就労に結び付ける事が十分にできず、ハローワークとの連携を図る等、就労者を増やすための取組をおこなった結果、少しずつ就労者が増えてきているものの、まだまだ増員をはかる必要である。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 介護予防・日常生活支援総合事業が平成29年度から実施されたことに伴い、新たに始められた事業である。今後も介護の担い手を育成する観点から、事業実施の継続が必要である。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	シルバーハウジング生活援助員派遣事業費	TJ1L	事業分類	ソフト事業
根拠法令	老発第0609001号厚生労働省老健局長通知 尼崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成9年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴

事業概要	単身高齢者が増加傾向にある現状において、災害復興公営住宅の整備に当たり、ハード及びソフト両面で高齢者に配慮したシルバーハウジングとすることにより、単身高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を送ることができるように支援する。
対象 (誰を・何を)	シルバーハウジング入居者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	単身高齢者等が地域の中で、自立して安全かつ快適な生活を送ることができるよう支援する。
事業概要	災害復興公営住宅の整備に当たりハード及びソフト両面で高齢者に配慮したシルバーハウジングを設置することにより、単身高齢者が地域の中で、自立して安全かつ快適な生活を送ることができるように支援する。災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員(LSA)を派遣し、生活相談、安否確認等を行い在宅生活を支援する。
実施内容	災害復興公営住宅等のシルバーハウジング入居者に対し生活援助員(LSA)を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、単身高齢者等の在宅生活を支援する。生活援助員(LSA)不在の夜間には社会福祉法人が委託した民間警備会社が緊急時に対応する。 [生活援助員(LSA)派遣住宅及び委託先] 派遣住宅名 シルバー住戸数 委託先法人名 LSA派遣人数 (11人) 市営神崎北住宅 30戸(70戸) 阪神共同福祉会 市営久々知住宅 22戸(52戸) 阪神共同福祉会 1人(2団地) 市営水堂住宅 270戸(414戸) 長生福祉会 5人 市営西長洲北住宅 30戸(81戸) きらくえん 市営今福住宅 30戸(136戸) きらくえん 市営金楽寺住宅 32戸(71戸) きらくえん 市営潮江住宅 60戸(240戸) きらくえん 3人(4団地) 市営道意住宅 30戸(150戸) サンシャイン 1人 市営築地北住宅 30戸(120戸) ほがらか会 1人

事業費	(単位:千円)			
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	41,024	40,889	40,870	
委託料	41,024	40,889	40,870	
人件費 B	3,599	3,659	3,726	
職員人工数	0.45	0.46	0.47	
職員人件費	3,599	3,659	3,726	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	44,623	44,548	44,596	
C 国庫支出金	15,824	15,672	15,473	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	7,912	7,836	7,867	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	9,376	9,545	9,663	第1号保険料22%
内訳 一般財源	11,511	11,495	11,593	

事業成果の点検

評価指標	利用人員	単位	人	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	
		27年度	28年度	
		477	479	
		29年度	491	
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	シルバーハウジング入居者に対して適切な生活相談及び、安否確認等が実施できた。		

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	シルバーハウジング高齢者生活援助員(LSA)の派遣により、シルバーハウジング入居者に対して適切な生活相談、安否確認等に取り組みしており、単身高齢者等が安全、快適な生活を送るための一助になっている。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	入居者の所得に応じて利用者負担金が生じる。単身高齢者の増加に伴い、今後も必要があると見込まれる。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市においてもシルバーハウジング対象戸数以外の内容に概ね相違はない。近畿圏中核市においては、自治体の規模や状況により、人件費等の単価に違いがある。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	各社会福祉法人に委託している。市では、利用料関係業務を行う。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	シルバーハウジングは生活援助員(LSA)のサービス提供が制度化された公営住宅であり、行政の責任と主体性により行うものであるため、委託先と連携して事業を実施している。	

総合評価

平成29年度の総合評価	単身高齢者の更なる増加が見込まれる中で、シルバーハウジングの入居者に対しては、高齢者生活援助員(LSA)の派遣を通じて、適切な生活相談や安否確認等が行われており、高齢者の自立した生活を支援できている。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 現在の生活援助員(LSA)によるサービス提供は、シルバーハウジングの入居契約に基づくことから、引き続き当該契約に基づいて必要なサービスを提供するとともに、地域見守り体制の強化が求められる中で、生活援助員(LSA)のより効果的な活用等について研究していく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	徘徊高齢者家族支援サービス事業費	TJ1R	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市徘徊高齢者家族支援サービス実施要綱		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成13年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援		
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。		
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

事業実施趣旨	徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として、利用者の介護負担の軽減を図る。																							
対象(誰を・何を)	徘徊高齢者を介護する家族																							
求める成果(どのような状態にしたいか)	徘徊高齢者を介護する家族へ介護負担の軽減																							
事業概要	認知症高齢者が屋外で徘徊したときに早期に発見する位置情報検索システムを活用し、安全の確認や事故防止などを行い、家族の不安と介護負担の軽減を図る。																							
実施内容	<p>1 認知症高齢者を介護する世帯に位置情報端末機(携帯用の小型端末機)を貸与し、認知症高齢者の衣服等に装着する。</p> <p>2 屋外での徘徊により所在不明になった際、家族等が位置検索を契約位置情報提供者に依頼する。</p> <p>3 依頼を受けた位置提供事業者が位置検索した情報を電話やファクシミリにより家族等に提供する。</p> <p>(貸与台数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>廃止</th> <th>増減</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>14</td> <td>26</td> <td>12</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>介護保険事業費会計では、地域支援事業交付金の対象となる新規利用者の端末機利用登録手数料を事業費として計上</p>					新規	廃止	増減	利用者数	平成27年度	19	11	8	36	平成28年度	15	13	2	38	平成29年度	14	26	12	26
	新規	廃止	増減	利用者数																				
平成27年度	19	11	8	36																				
平成28年度	15	13	2	38																				
平成29年度	14	26	12	26																				

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	113	106	197	
委託料	113	106	197	端末機利用登録手数料
人件費 B	609	742	742	
職員人工数	0.02	0.05	0.05	
職員人件費	590	714	714	
嘱託等人件費	19	28	28	
合計 C(A+B)	722	848	939	
C 国庫支出金	44	41	75	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	22	21	37	地域支援事業交付金19.5%
財 市債				
源 其他	25	23	48	第1号保険料22%
内 一般財源	631	763	779	

事業成果の点検

評価指標	利用人員 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	36	28年度	38	29年度	26
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った		徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として、利用者の介護負担の軽減を図ることができた。						

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	認知機能の低下等により徘徊し、行方がわからなくなったり、また身元がわからないまま保護される高齢者が増加しつつあり、早期発見と未然の事故防止を図る上で必要である。徘徊高齢者等の事故を未然に防止することによって在宅福祉の向上に寄与している。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	市民税非課税世帯及び生活保護世帯以外は月額利用料540円を利用者負担する。その他に対応時に別途料金が発生するものについては、利用者負担となる。(市民税非課税世帯及び生活保護世帯も含む)
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西宮市でも実施している。実施内容・方法・利用料などに概ね尼崎市と相違なし。
---------------	---------------------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	尼崎市社会福祉協議会に委託している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	介護者の負担の軽減を目的としており、行政の責任と主体性により行うものであるため、委託先と連携して事業を実施している。	

総合評価

平成29年度の総合評価	当該事業は、認知症高齢者が徘徊した場合に、早期発見できるシステムを活用しており、その居場所を家族に伝え、未然に事故防止を図るなど、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減、高齢者の在宅生活の継続・向上のための必要な取組である。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 利用者数については、情報発信の不足等により低調な状況が続いていることから、引き続き、業務受託者と十分に連携する中で、積極的に事業のPRを行っていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	高齢者向けグループハウス運営事業	TJ21	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法第115条の45第3項第3号		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成15年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴

事業実施趣旨	身体的に虚弱な状態にある高齢者が入居するグループハウスにおいて、日々24時間見守り等のケアを行い、高齢者が自らの能力を最大限に生かし自立した生活が営めるよう支援する。
対象(誰を・何を)	介護保険制度上において要介護1若しくは2又は要支援2の認定を受けている者
求める成果(どのような状態にしたいか)	引き続き、24時間見守り等のケアを行い、入居者一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう支援していく。
事業概要	身体的に虚弱な状態にある高齢者が入居するグループハウスにおいて、日々24時間見守り等のケアを行い、高齢者が自らの能力を最大限に生かして自立した生活が営めるよう支援する。
実施内容	身体的に虚弱な状態にある高齢者が入居するグループハウスにおいて、日々24時間見守り等のケアを行い高齢者が自らの能力を最大限に生かし自立した生活が営めるよう支援する。 ・(対象者) 介護保険制度上において要介護1若しくは2又は要支援2の認定を受けている者 ・(所在地) 尼崎市七松町3丁目13-6 (定員)16人 (利用人員)13人(H30.3.31現在) 平成7年の震災後に設置された仮設住宅を解消するに当たって、当時のケア付仮設住宅の入居者対応として、兵庫県において平成10年10月から5か年間の暫定的な期間で高齢者等向け災害復興グループハウスが事業運営されてきた。 その後、平成15年10月からは本市に事業が移管され、高齢者向けグループハウス運営事業として新たに入居や利用負担の基準等の設定をして実施している。

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	14,829	14,813	14,805	
委託料	14,829	14,813	14,805	運営委託料
人件費 B	990	1,034	1,031	
職員人工数	0.12	0.13	0.13	
職員人件費	990	1,034	1,031	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	15,819	15,847	15,836	
C 国庫支出金	5,783	5,777	5,699	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	2,829	2,889	2,849	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	3,262	3,259	3,408	第1号保険料22%
内 一般財源	3,945	3,922	3,880	

事業成果の点検

評価指標	入居者数						単位	人		
目標・実績	目標値	16	達成年度	年度	27年度	14	28年度	10	29年度	13
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った									
	特定の入居者に対するサービス提供を目的としている現状等に対する包括外部監査等の意見を踏まえる中で、平成27年11月から新規入居を一旦休止していたが、入居希望者がいる中で、施設の今後のあり方の検討をするためにはなお一定の検討期間を要するため、平成29年度から入居受付を再開した。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当該施設については、在宅と施設介護の中間的な施設として、虚弱の高齢者の自立と多様な生活を支える本来の施設機能に加えて、現在は地域のボランティアが多数参加する中で、入居者と地域の住民との定期的な交流行事が開催されており、地域に密着した交流拠点としての機能も定着している。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	既に入居者から利用料等を徴収しており、低所得者向けの入居施設であることから、これ以上受益者負担を増やすことは適正ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業を実施している他自治体は見受けられない。
---------------	-------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	事業は社会福祉法人に委託し、入居の決定は市が行っている。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 入居の決定は市が行うことで公平性を確保するとともに、施設の適正な維持管理は受託法人が実施している。

総合評価

平成29年度の総合評価	単身で虚弱な高齢者が入居する施設として、利用者が制限される面もあるが、地域との交流活動が定着しており、地域住民とボランティア、及び入居者との交流も盛んに行われている。また、入居者が重度の要介護状態とならないよう自立を支援するための介護等の専門スタッフも常駐しており、入居者も軽度の要介護の状態を維持できているなど、施策の設置目的は達成できている。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 多様な高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点となっており、モデル的な役割が期待される施設である。しかしながら利用者が制限されるなどの包括外部監査意見等を踏まえ、入居者への影響を勘案しつつ、24時間ケア付きの施設機能のより効果的な活用に向けて、引き続き検討を行う。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	高齢者自立支援型食事サービス事業費	TJ23	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市高齢者自立支援型食事サービス事業 要綱		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成12年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴

事業概要	同居率の低下や長寿化の進行により家族や自分自身によって適切な料理ができない高齢者が増加している。バランスの取れた食事を提供することにより高齢者の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、高齢者の在宅生活を支援する。
対象 (誰を・何を)	おおむね65歳以上であって ひとり暮らし 昼間ひとり暮らし 高齢者夫婦 障害者と同居している高齢者等で食事の調理が困難な者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	食事サービスは食事を提供することにより、高齢者等の生活をサポートだけでなく、安否の確認や孤独の解消といった機能を持つとともに高齢者のニーズや把握及び他の高齢者施策との有効性を図ることができ、在宅生活を支えていくことができるものである。
事業概要	おおむね65歳以上であって ひとり暮らし 昼間ひとり暮らし 高齢者夫婦 障害者と同居している高齢者等で食事の調理が困難な者に食事サービスを提供する。
実施内容	同居率の低下や長寿化の進行により家族や自分自身によって適切な料理ができない高齢者に食事サービスを提供する事業である。 1 配食回数等 1日1食(昼食又は夕食) 週5日(月曜日から金曜日) 2 配食区域 市内全域 3 配食数 20,941食(年間) 4 個人負担額 500円(1食あたり)

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	5,053	4,549	5,159	
委託料	5,053	4,549	5,159	事業委託料
人件費 B	810	795	872	
職員人工数	0.10	0.10	0.11	
職員人件費	810	795	872	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	5,863	5,344	6,031	
C 国庫支出金	1,971	1,774	1,986	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	985	887	993	地域支援事業交付金19.5%
市債				
内 其他	1,112	1,001	1,187	第1号保険料22%
訳 一般財源	1,795	1,682	1,865	

事業成果の点検

評価指標	延べ利用者数	単位	人
目標・実績	目標値	達成年度	年度
		27年度	1,971
		28年度	1,765
		29年度	1,430
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った。制度利用者に対して栄養バランスのとれた定期的な食事の摂取を支援できている。		

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食事サービスは食事を提供することにより、高齢者等の生活をサポートだけでなく、安否の確認や孤独の解消といった機能を持つとともに、高齢者の多様なニーズの把握及び他の高齢者施策との有効性を図ることができるなど、高齢者の在宅生活の支援に必要な取組である。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	1食につき500円を受益者負担としている。本事業は、市が一部関与して家庭の不安や負担を軽減するものであり、これ以上受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	東大阪市、奈良市、姫路市、松山市でも同様の事業を実施している。
---------------	---------------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	尼崎市社会福祉協議会に委託している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 高齢者の在宅生活の支援を行うことを目的としており、行政の責任と主体性により行うものであるため、委託先と連携して事業を実施している。

総合評価

平成29年度の総合評価	栄養バランスのとれた食事を定期的に摂取することができ、対象者の異常も早期に発見できることから、今後も必要な取組である。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 栄養バランスのとれた食事の摂取は健康の保持・増進のみならず、介護予防や重症化予防にも寄与していることから、ヘルスアップの取組と連携する中で、より効果的な取組内容を検討していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	住宅改造相談事業費	TJ25	事業分類	ソフト事業
根拠法令	住宅改造費助成事業実施要綱		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成7年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴

事業実施趣旨	身体の機能の低下した高齢者・障害者が住み慣れた自宅で安心して生活することができるよう、住宅改造の相談及び助言を行い、介護負担の軽減と生活環境の改善を支援する。
対象(誰を・何を)	介護保険制度の要支援・要介護認定を受けている被保険者
求める成果(どのような状態にしたいか)	住み慣れた自宅で安心して生活ができ、介護者の負担を軽減する。
事業概要	要介護・要支援の認定を受けている高齢者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合に、住まいの改良相談チームを設置し、必要な相談及び助言を行う。
実施内容	<p>1 チームの業務 住宅改造マニュアルの作成 相談、助言 改造の設計 他の関連サービスとの調整 関係機関との連絡調整 アフターケア</p> <p>2 チームの構成 ソーシャルワーカー(社会福祉士) 作業療法士 建築士</p> <p>平成29年度末時点相談件数:2,355件</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	12,828	13,545	13,815	
委託料	12,828	13,545	13,815	改良相談員人件費
人件費 B	360	398	396	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	360	398	396	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	13,188	13,943	14,211	
C 国庫支出金	5,003	5,283	5,318	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	2,501	2,641	2,659	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	2,822	2,980	3,179	第1号保険料22%
内 一般財源	2,862	3,039	3,055	

事業成果の点検

評価指標	実績件数(高齢者のみ)(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件		
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	1,778	28年度	1,965	29年度	2,355
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った								
	目標の設定はないが、住み慣れた自宅で安心して生活ができ、介護の負担を少しでも軽くすることは、要介護者とその家族の生活環境の向上につながっている。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	身体の機能の低下した高齢者及び障害者が、個々の生活実態やニーズに則したより効果的な住宅改造を行うことにより、住み慣れた自宅で安心して生活することができ、介護の負担の軽減にもなっている。高齢者・障害者の対象者及びその介護者が、不自由を感じていた箇所を改造することで、行動範囲を広げ前向きな生活が期待される。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	住み慣れた自宅で安心して生活するために、住宅の不自由を感じている箇所に対して相談及び助言を行う事業であり、受益者負担を求めるものではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県の人生80年いきいき住宅助成事業補助金交付基準に基づいて、他市もおおむね同じ状況で実施している。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	尼崎市社会福祉協議会に委託している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	高齢者の生活環境の向上を目的としており、行政の責任と主体性により行うものであるため、委託先と連携して事業を実施している。	

総合評価

平成29年度の総合評価	申請者個々の身体機能の低下と生活実態等に則したより効果的な住宅改造は、今後の生活環境の向上につながるとともに、介護者の介護負担の軽減につながっており、引き続き、制度のPRを行う中で、住宅改造が必要な対象者の支援を行う。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 身体の状況によっては、住宅改造を急がれる場合があるが、訪問調査や申請手続きに日時を要する場合があります、手続きの簡素化等の検討が必要である。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	家族介護用品支給事業費	TJ2A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法第115条の45第3項第2号		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成12年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴

事業実施趣旨	低所得で重度の介護を要する高齢者を在宅で介護している家族に対して、紙おむつを支給することにより、介護者の精神的、経済的負担の軽減を図る。								
対象(誰を・何を)	低所得で重度の介護を要する高齢者を在宅で介護している家族								
求める成果(どのような状態にしたいか)	在宅で介護している家族に精神的、経済的にゆとりをもって生活を送ってもらうために支援を行う。								
事業概要	低所得で重度の介護を要する高齢者を在宅介護している家族に対し、おむつ等を宅配し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。								
実施内容	<p>(1)対象者                      重度(要介護4・5)で紙おむつを必要とする市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族</p> <p>(2)対象介護用品                      紙おむつ、尿とりパッド</p> <p>(3)実績</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td>延べ人数</td> <td>2,757</td> <td>2,748</td> <td>2,637</td> </tr> </table>		H27	H28	H29	延べ人数	2,757	2,748	2,637
	H27	H28	H29						
延べ人数	2,757	2,748	2,637						

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	10,734	10,229	12,785	
扶助費	10,734	10,229	12,785	介護用品の支給
人件費 B	4,298	3,034	3,105	
職員人工数	0.65	0.47	0.38	
職員人件費	4,223	2,941	3,012	
嘱託等人件費	75	93	93	
合計 C(A+B)	15,032	13,263	15,890	
C 国庫支出金	4,186	3,989	4,922	地域支援事業交付金39%
の 県支出金	2,093	1,995	2,461	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	2,362	2,250	2,941	第1号保険料22%
内 一般財源	6,391	5,029	5,566	

事業成果の点検

評価指標	延べ利用者数	単位	人
目標・実績	目標値	達成年度	年度
		27年度	2,757
		28年度	2,748
		29年度	2,637
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 在宅で重度の要介護高齢者を介護している低所得世帯の家族に対して、介護用品の支給を行い、重度介護者家族の負担軽減を図った。		

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	在宅で要介護4又は5の重度の要介護被保険者を介護する家族の身体的・経済的負担の軽減になっており、在宅支援として欠かせない取組になっている。また、介護用品(紙おむつ)の配達を介護用品の専門業者に委託しているため、介護用品に関する相談にも応じることができている。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無
	対象者が低所得者であるため、利用者負担は適さない。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体も同様の事業を実施している。
---------------	--------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
現状 将来像	新規・更新申請の受付及び決定は市で行っており、配達は委託している。 新規・更新申請の受付及び決定は行政の責任と主体性により行うものである。 配達については、委託業者と連携し事業を実施している。

総合評価

平成29年度の総合評価	介護保険法に基づく地域支援事業の中の家族介護支援事業に位置付けて実施しており、在宅で要介護高齢者を介護する家族にとっては、身体的・精神的・経済的負担の軽減になっているため、今後も在宅における介護者支援として継続する。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 今後、施設介護より在宅介護が増える中で、事業コストも上昇が懸念されることから、これまで以上に各種おむつの組み合わせを一層工夫するなど、トータルコストの抑制にも取り組んでいく必要がある。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート(平成 29 年度決算)

事務事業名	住宅改修支援事業費	TJ2F	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成18年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業実施趣旨	福祉住環境コーディネーター等が、居宅サービス計画の作成に当たる介護支援専門員がいない要介護者等の住宅改修申請に係る理由書を作成した場合に助成金を支給するもの。
対象(誰を・何を)	福祉住環境コーディネーター等
求める成果(どのような状態にしたいか)	介護保険制度の円滑な実施の観点から、住宅改修支援事業に係る福祉住環境コーディネーター等への助成を行うことにより、要介護高齢者等の福祉の向上に資する。
事業概要	福祉住環境コーディネーター等が行う、住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。
実施内容	<p>1 事業内容</p> <p>福祉住環境コーディネーター、その他これらに準ずる資格等を有するなど、居宅介護住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅サービス計画の作成に当たる介護支援専門員がいない要介護者等の求めに応じて介護保険サービスにおける居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合、当該福祉住環境コーディネーター等に対して、1件当たり2,000円を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務に対し、1件当たり2,000円を助成する。</li> <li>事業所に所属する介護支援専門員については、居宅介護サービス計画の介護報酬に含まれているという観点から、対象外となっている。</li> <li>平成18年度より一般会計から特別会計になっている。</li> <li>*その他の資格・・・地域包括支援センター(3職種:社会福祉士・看護師・保険師・ケアマネ)・ケアマネ</li> </ul> <p>2 事業実績(H29決算)</p> <p>47件 94,000円</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	174	94	194	
補助金補助及び交付金	174	94	194	補助金
人件費 B	344	795	2,691	
職員人工数		0.10	0.10	
職員人件費		795	793	
嘱託等人件費	344		1,899	
合計 C(A+B)	518	889	2,885	
C 国庫支出金	68	37	74	(国)地域支援事業交付金39%
の 県支出金	34	18	37	(県)地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	38	21	46	第1号保険料22%
一般財源	378	813	2,728	

事業成果の点検

評価指標	助成件数の推移を検証する。(成果指標の設定が困難なため、支給件数を活動指標として設定している)						単位	件	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	98	28年度	87	29年度	140
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護保険法上、国の要綱にも定められており、本市も要綱として定めているもの。介護認定を受けた者で、住宅改修のみを利用し、訪問介護その他サービスを利用しない状況がある。この場合において、同制度がなかったと仮定すると、住宅改修に関する理由書の内容を行政で確認することがないままに、利用者と居宅支援事業所と契約を結ぶ状況も想定できることから、利用者の意向に沿わないサービス提供も行われる可能性が否定されず、適正な住宅改修がなされない案件の増加が懸念される。同制度が維持継続された場合、住宅改修の必要性等を検討するため、住宅改修業者、利用者、包括支援センター及び居宅支援事業所との相互の調整が必要であり、適正な事業執行が期待できる。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担	有	無	この制度がなかった場合、住宅改修のみを利用し、訪問介護等のサービスを利用しない者について、結果的に理由書作成費用が無報酬となる。住宅改修における理由書作成は、適正な業務執行のために必要な労務提供であること及び受益者の育成保護の観点から、一定の助成事業として継続していく必要があると考える。
見直しの必要性	有	無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西宮市:制度有 1件当たり2,160円助成 伊丹市:制度有 1件当たり2,000円助成 川西市:制度有 1件当たり2,160円助成 芦屋市:制度無 宝塚市:制度無
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部	一部	無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無			住宅改修に係る支給承認・不承認行為が行政決定を含めた行為であることから、業務の運動性および実績件数から見て委託にそぐわないと判断する。
協働の領域	市民の領域	行政の領域		内容 住宅改修費支給決定後の助成申請であるため、支給決定情報の取得及び個人情報の取扱いに関する法令等の整理が必要である。
	現状	A	B C D E	
将来像				

総合評価

平成29年度の総合評価	実績数は横ばい傾向にあるものの、ニーズは依然存在しており、要介護者の住宅環境の改善を図ることで、要介護者の安定的な在宅生活の維持に役立っている。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 本事業は、介護支援専門員のいない要介護者等の住宅改修のために必要であり、安定的な在宅生活の維持に有益であることから、今後も事業を継続する。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	介護相談員派遣事業費	TJ2L	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成14年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	介護相談員が、派遣を希望する施設等に出向き、利用者の相談に応じるとともに、利用者に代わり事業者に要望を伝える等、利用者と事業者の仲立ちをしながら、サービスの向上に向けた活動を行っている。																														
対象(誰を・何を)	介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の利用者																														
求める成果(どのような状態にしたいか)	利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質的向上を図る。																														
事業概要	介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設等の利用者を対象とした介護相談員の派遣を行う。																														
実施内容	<p>1 事業内容 介護老人福祉施設等を訪問し、利用者等から介護サービスに関する疑問や不満などの話を伺うことで、事業者との橋渡しや、事業者に思いを伝えられるよう支援すると共に、事業者の介護サービスの質的向上を図るため、介護相談員を派遣する。</p> <p>2 実施状況 ・ 介護相談員 11人 ・ 派遣先 介護老人福祉施設19施設 介護老人保健施設 5施設 認知症対応型共同生活介護20施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="8">活動内容</th> <th colspan="2">各年度末</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>面接</th> <th>声かけ</th> <th>気づき</th> <th>相談</th> <th>文書</th> <th>その他</th> <th>相談員数</th> <th>派遣先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29年度</td> <td>26,755</td> <td>10,362</td> <td>16,315</td> <td>46</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>		活動内容								各年度末		合計	面接	声かけ	気づき	相談	文書	その他	相談員数	派遣先	29年度	26,755	10,362	16,315	46	1	0	11	11	44
	活動内容								各年度末																						
	合計	面接	声かけ	気づき	相談	文書	その他	相談員数	派遣先																						
29年度	26,755	10,362	16,315	46	1	0	11	11	44																						

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	5,336	4,967	6,720	相談員報償費
需用費	5,336	4,967	6,720	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	2,399	1,500	1,518	
職員人工数	0.30	0.30	0.30	
職員人件費	2,399	1,500	1,518	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	7,735	6,467	8,238	
C 国庫支出金	2,080	1,937	2,587	(国)地域支援事業交付金39%
の 県支出金	1,040	968	1,293	(県)地域支援事業交付金19.5%
市債				
財源内 其他	1,174	1,093	1,547	第1号保険料22%
訳 一般財源	3,441	2,469	2,811	

事業成果の点検

評価指標	訪問施設数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)	単位	施設数						
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	43	28年度	44	29年度	44
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	開設1年以上のグループホームと特別養護老人ホームの8割以上、介護老人保健施設の半数近くを訪問し、相談活動をおこなっている。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護相談員が施設に訪問することで、利用者と施設の橋渡し役になり、お互いに誤解していることや、うまく意思疎通ができていないことを大きな不満になる手前で防げている。また、利用者には身近な話し相手として、また虐待などが無いかの見守り役として必要である。29年度は、介護相談員の要望により、月1回の連絡会において小研修を実施、また、他都市(宝塚市)の介護相談員との交流研修会を持つなど、介護相談員の資質向上に努めた。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は、保険者としての適正化を図るものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	基準は特になし。 ・実施市町村数 = 467市町村(広域・組合等の構成市町村数を含む。) ・介護相談員数 = 4,339人 ・兵庫県下実施市町村数 = 12市町(明石市・赤穂市・伊丹市・芦屋市・猪名川町・加西市・宝塚市・西宮市・豊岡市・尼崎市・丹波市・三田市) 平成30年2月28日現在(介護相談・地域づくり連絡会29年度調査より)
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	介護相談員として、活動するに当たって「介護相談員養成研修(介護相談・地域づくり連絡会主催)」を受けることが必須になっているため、民間委託は現在のところできない。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 介護相談員として、一般市民から公募で選任され、活動している。

総合評価

平成29年度の総合評価	介護相談員派遣事業は、実際に相談員が様々な施設を訪問することで、各訪問施設での問題点や良い点が共有でき、利用者にとって過ごしやすい施設になるように、また施設も利用者が直接言えない苦情を相談員が聞き施設に伝えることで円滑な施設運営ができることから、今後も相談員の質の向上を図りながら介護相談員事業を推進していく。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 今後、高齢者が増えていく中で、施設と利用者間や意思表示できない方との問題などが多くなると予想されるため、相談員の一人一人の傾聴能力を高め、制度や施設等の基準などの知識を深めるなど、相談員としての資質向上を図る。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	介護給付適正化事業費	TJ2P	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成19年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業実施趣旨	要介護認定者数の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にあり、持続可能な介護保険制度づくりを進めるため、介護給付適正化の取り組みが必要となっている。
対象(誰を・何を)	介護保険サービス事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	保険給付と保険料の増大を抑制するため、介護給付適正化事業により不適切な給付を削減し、介護保険制度の信頼を高めるとともに、利用者の自立支援に必要なサービスが適正に提供されることを目的とする。
事業概要	利用者の自立支援に必要な介護サービスが適正に提供されること等を目指し、ケアプラン点検・介護保険と医療情報との突合点検等を行う。
実施内容	<p>・介護給付適正化事業</p> <p>1 事業内容</p> <p>(1) 利用者の自立支援に資する適切なケアプランの作成がなされているか、過剰なサービス内容となっていないか等を点検し、不適正事例に対する指導を実施する。</p> <p>(2) 国保連合会からのデータをもとに、算定回数に期間や回数に制限のある加算などについて、報酬請求内容が適切かどうか点検する。</p> <p>(3) 国保連合会からのデータをもとに、介護保険給付と医療保険給付との重複を点検する。</p> <p>(4) 介護保険サービス利用者に対して、架空請求等の不正がないか確認してもらうとともに、介護保険制度への理解を深めてもらうため、サービス内容・費用を通知する。</p> <p>2 平成29年度実施状況</p> <p>(1) ケアプラン点検数...188件</p> <p>(2) 縦覧点検数...30件</p> <p>(3) 医療情報との突合点検...28件</p> <p>(4) 給付費通知の発送...21,357件</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	3,106	3,336	3,792	
報償費		18	56	研修会講師報償費
需用費	608	548	539	消耗品等
役務費	1,010	1,275	1,663	郵送料
使用料及び賃借料	1,485	1,485	1,521	介護給付適正化システム保守業務
その他	3	10	13	旅費
人件費 B	4,685	16,739	16,604	
職員人工数	0.22	0.36	0.33	
職員人件費	1,760	2,863	2,616	
嘱託等人件費	2,925	13,876	13,988	
合計 C(A+B)	7,791	20,075	20,396	
C 国庫支出金	1,211	1,301	1,459	(国)地域支援事業交付金39%
の 県支出金	606	650	729	(県)地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	683	734	875	第1号保険料22%
財源内訳	5,291	17,390	17,333	
一般財源				

事業成果の点検

評価指標	ケアプランの点検数(成果指標の設定が困難なため、ケアプランチェック数を活動指標として設定している)	単位	件
目標・実績	目標値	達成年度	年度
		27年度	28年度
		927	2,105
		29年度	2,507
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った		

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護給付費の適正化事業は、国がまとめた「第3期(平成27年度～平成29年度)介護給付適正化計画」に関する指針等にに基づき、本市「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に位置付けられており、介護給付費の適正化やケアマネジャーの資質向上を目的としている。この結果として介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	本事業は、保険者としての給付適正化を図るものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>全国実施状況(平成24年度)</p> <p>・ケアプラン点検実施率(63%)</p> <p>・縦覧点検・医療情報との突合実施率(83.5%)</p> <p>・給付費通知の発送(70.1%)</p> <p>本市はいずれの事業も実施中であり、適正化事業は高水準を維持している。</p>
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	業務の性質上、社会福祉士又は介護支援専門員資格を有する嘱託職員を採用し、業務を遂行している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	介護給付費の適正化事業は実施主体である保険者の事務である。	

総合評価

平成29年度の総合評価	介護給付適正化事業では、ケアプラン等の点検や実地指導により、請求誤りを指摘し、介護報酬の返還や事業所の適正な運営を図るもののほか、不正請求に対する抑止効果もある。また、介護予防・日常生活支援総合事業の実施や高齢者向け住宅サービスの適正化によりますます介護サービス提供の適正化が求められているところであり、介護サービス全体の質の向上のための取り組みを一層推進していく必要がある。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> ケアプラン点検において、ケアプラン支給限度額に近いサービスや同一建物で画一的なサービス利用が見られるものについては、必要なサービスであるかという観点だけでなく、過剰なサービス提供の可能性はないかという視点も加えて事務を遂行していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	成年後見制度利用支援事業費	TJ2R	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	老人福祉法第32条ほか		会計	60 介護保険事業費
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価:無)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成14年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	北部保健福祉センター福祉相談支援課 南部保健福祉センター福祉相談支援課
所属長名	林 弘之、上野 裕司

事業概要

事業実施趣旨	認知症の増加とともに、核家族化により親族等から支援を受けられない高齢者が増えている。福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で、本人に代わって成年後見人が適切な判断・契約を行うために、本事業にて成年後見人の選任・活動を支援している。
対象(誰を・何を)	認知症高齢者等、判断能力が不十分な人で、親族等による成年後見制度の申立が困難な人
求める成果(どのような状態にしたいか)	契約や財産管理、身上看護などの様々な場面で、成年後見人が要保護者を見守り、サポートすることで、本人が望む本人らしい生活の実現につなげる。
事業概要	家庭裁判所に対して成年後見制度による審判申立を行うことは親族等でなければならないこととなり、親族がいない場合は申立できないことから、市が代わって申立を行う。また成年後見制度の利用に必要な費用の助成を行う。
実施内容	判断能力が不十分であり、身寄りがない人について、家庭裁判所に対して成年後見制度による審判申立を行う。「身寄りがない」には親族から虐待を受けていて適切な支援が得られない場合も含む。 また経済的理由で、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、申立に係る費用と後見人に支払う報酬費用の全部又は一部を助成する。 <実績> 平成27年度 市による申立13件、報酬等費用助成23件 平成28年度 市による申立16件、報酬等費用助成57件 平成29年度 市による申立18件、報酬等費用助成69件

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	10,162	14,427	17,181	
役務費	113	169	560	郵送料・申立手数料
扶助費	9,971	14,143	16,494	後見人報酬・申立費用の助成
需用費	78	115	127	冊子印刷製本費
人件費 B	3,506	6,348	9,818	
職員人工数	0.22	0.58	1.04	
職員人件費	1,786	4,613	8,244	
嘱託等人件費	1,720	1,735	1,574	
合計 C (A+B)	13,668	20,775	26,999	・地域支援事業国庫交付金 ・地域支援事業支援交付金
C 国庫支出金	3,963	5,627	6,614	・地域支援事業国庫交付金
市債	1,981	2,813	3,307	・地域支援事業国庫交付金
市債				事業として実施
その他	2,235	3,174	3,953	
一般財源	5,489	9,161	13,125	本人負担金と保険料

事業成果の点検

評価指標	事業の利用件数							単位	件	
目標・実績	目標値	100	達成年度	年度	27年度	36	28年度	73	29年度	87
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った 市民や窓口での制度の周知とともに、相談件数や支援を行った(申立と費用助成)件数は増加傾向にある。地域包括支援センター等窓口からの適切な引継ぎが増えるにしたい、今後さらに伸展するものと考えている。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	社会的な権利擁護意識の高まりから、福祉サービスの契約や銀行での入出金などの生活場面で、判断力の低下した者は成年後見人がなければ利用を拒否されることが一般化してきているなど、必要性は年々高まっている。他の施策・福祉サービスは原則として本人による契約・申請等を前提としている。それらの能力が欠けてしまったものに、能力を付加するのが成年後見人の選任であり、他のサービスによる代替は不可能である。また身寄りがないものの申立では実質的に市町村のみ可能であり、本事業の進展が必要である。ただし、後見人の成り手不足といった成年後見制度自体の課題もあり、急速な進展は望めないと思われる。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	資産があるケースには、成年後見人の就任後に求償するなどの方法で、申立て費用、報酬の両面で、一定の負担を担っていただいている。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	後見の申立では市長が行うものもあり、行政による措置的な処遇方法である一面もあるため、行政が主体的に実施することが必要である。なお、本人や親族が行う申立に対する支援、啓発等成年後見に関する諸事業は、成年後見等支援センターの運営を尼崎市社会福祉協議会に委託するなど、可能な委託を行っている。
委託等の可能性	上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容
現状 将来像		福祉サービス事業所など、既に専門家と独自に連携し成年後見の申立て支援などを行っているものが多い。

総合評価

平成29年度の総合評価	法の動向等に併せ、報酬が捻出できない低所得者全体を対象とするなど制度的には整備が進んでいる。本事業についても制度の周知とともに利用件数は増加しており、相談窓口との連携など今後とも体制の充実を進めていく。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 成年後見等支援センターを設置し、新たな成年後見の担い手として市民後見の推進も進めており、それらの事業と連携しながら成年後見制度利用の進捗に努めていく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	高齢者緊急一時保護事業	TJ2T	事業分類	ソフ事業
根拠法令	(略称)高齢者虐待防止法等		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成22年度		項	05 地域支援事業費
			目	10 包括的支援等事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	北部保健福祉センター福祉相談支援課 南部保健福祉センター福祉相談支援課
所属長名	林 弘之、 上野 裕司

事業概要

事業実施趣旨	虐待を受けて、また、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、また、入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に警察等により身元を調査し、施設入所、ショートステイ等につなげていく。
対象 (誰を・何を)	高齢者等
求める成果 (どのような状態にしたいか)	高齢者を保護している間に、警察が身元捜索を行ったり、ケアマネージャーが正式な入所先を探したりして、親族などへの引渡し、若しくは入居先の確保につなげ、高齢者の安全を守る。
事業概要	緊急に受入可能な居室等を常時確保することにより、介護保険のショートステイ利用等が困難な要保護者を一時的に保護する。また入所時に必要な健康診断を即時実施するほか、最低限の日用品の支給等により当面の入所生活を支援する。
実施内容	委託施設でのショートステイ ショートステイにより、食事・入浴・介護等のサービスを提供する。委託先のうち、養護老人ホームでは個室1室を常時確保し、特別養護老人ホームでは静養室など、通常居室以外のスペースを活用する。 協力医療機関での健康診断 診療歴など医療情報がない、あるいはわからない要保護者は、そのまま受け入れれば施設内での他者への感染リスクを生じる。これらの要保護者が発生した場合は、協力医療機関にて、施設受入前に簡易な診断等を行う。 日用品の支給 着の身着のまま避難してきた要保護者などには、最低限の日用品の購入費用を扶助する。 <平成27年度実績> 利用件数2件(延べ23日) <平成28年度実績> 利用件数5件(延べ49日) <平成29年度実績> 利用件数3件(延べ30日)

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	526	375	866	
需用費	2	2	4	事務用品
委託料	471	347	780	一時保護利用分委託料等
扶助費	53	26	82	保護自費補助(医療費・被服費)等
人件費 B	2,838	2,387	5,550	
職員人工数	0.47	0.25	0.68	
職員人件費	2,494	1,989	5,390	
嘱託等人件費	344	398	160	
合計 C(A+B)	3,364	2,762	6,416	
C 国庫支出金	204	147	201	介護保険事業費(包括的支援事業費)で実施
県支出金	103	73	333	
その他	115	83	166	介護保険料
一般財源	2,942	2,459	5,716	

事業成果の点検

評価指標	保護受入体制の確保「保護期間14日以内の件数/総保護件数」(要保護高齢者の数と当該事業がどれほど寄与しているかが把握困難なため活動指標を設		単位	%
目標・実績	目標値	90	達成年度	年度
			27年度	50
			28年度	80
			29年度	100
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 29年度に発生した3件全て保護期間が14日間以内であった。			

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢化社会の進展により、全国的に高齢者の数は増加している。高齢者に対する虐待や、認知症による徘徊等により、緊急時に高齢者を一時保護する必要性は今後ますます大きくなっていく。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	利用者は、実施要綱に基づき定められた区分に従って、自己負担分を支払っている。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間各市とも、養護老人ホームを活用し実施している。関東では、特別養護老人ホームを持ち回りで利用する形が多く見られる。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	従来から委託してきた養護老人ホームを所管する社会福祉事業団に加え、29年度途中から特別養護老人ホームを運営する1社会福祉法人に委託を行っている。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 要保護者に対する処遇については民間のノウハウが利用できる。財政面では行政の支援が必要。

総合評価

平成29年度の総合評価	新規の保護受入施設(特別養護老人ホーム)の参入に時間を要したことが反省点である。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	<b>維持</b> 虐待や認知症などの問題を抱える高齢者は今後も絶えることは無いと思われるため、当該事業は引き続き必要である。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画改定事業費	303A	事業分類	その他
根拠法令	老人福祉法第20条の8・介護保険法第117条		会計	01 一般会計
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成14年度		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴

事業実施趣旨	住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう高齢者に関わる総合的なサービス提供体制を計画的に整備するために当該計画の改定を行う。
対象 (誰を・何を)	市民(主に高齢者)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	急増している認知症高齢者や単身高齢者等が住み慣れた家庭や地域で安全・安心して生活を継続できる社会を目指す。
事業概要	住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう高齢者に関わる総合的なサービス提供体制を計画的に整備するために当該計画の改定を行う。
実施内容	計画改定に際しては、尼崎市社会保障審議会の専門分科会「高齢者保健福祉専門分科会」において審議するとともに、関係団体との意見交換及び市民へのアンケートに加え、説明会や意見聴取を行う。また、改定された計画については、ホームページに掲載するとともに、広報誌に掲載する等、市民への周知を積極的に行う。  【平成29年度実績】 尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の実施(10回) 関係団体等との意見交換会(7回) 市民説明会(7回) 高齢者等に関する調査 ・高齢者利用意向調査(一般高齢者:2,000人、要支援高齢者:1,000人、要介護高齢者:1,000人) ・介護老人保健施設、有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅 (介護老人保健施設:13施設、有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅:60施設) パブリックコメントの実施 平成29年12月16日～平成30年1月5日(6人から49件の意見)

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	5,654	0	
報償費		15		3年に一度の改定のため、次回は
旅費		75		H32年度に実施予定
需用費		44		
委託料		5,400		
使用料及び賃借料		120		
人件費 B	0	7,426	0	
職員人工数		0.70		
職員人件費		5,568		
嘱託等人件費		1,858		
合計 C(A+B)	0	13,080	0	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
の 財源				
内 其他				
訳 一般財源	0	13,080	0	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	介護保険利用者負担軽減対策事業費	339K	事業分類	法定事業
根拠法令	社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	15 民生費
事業開始年度	平成12年度		項	05 社会福祉費
			目	20 老人福祉費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業実施趣旨	低所得者で、特に生計が困難である者に対して社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行った場合、軽減分の2分の1を当該社会福祉法人等に助成することで、低所得者の経済的負担を軽減している。
対象 (誰を・何を)	・市県民税非課税世帯のうち、生計困難者 ・総合支援法において、利用者負担0円でホームヘルプサービスを利用していた障害者(境界層 軽減措置が講じられなければ生活保護世帯となる所得層をいう。)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	低所得者については、介護保険制度において高額介護サービス等に特例を設けているが、これに加え、居住費や食費が自己負担となった施設給付の見直しに伴う低所得者及び障害者の利用者負担について、軽減措置を講じることで、必要なサービスが受けられるようにする。
事業概要	低所得者で、生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減を行うことによって生じる法人負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。 障害者施策から介護保険制度に移行する高齢者等に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減を行うことによって生じる法人負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。
実施内容	社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置 <内容> 低所得者で、特に生計が困難である者に対して社会福祉法人が利用者負担の軽減を行う場合、当該社会福祉法人に軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。 <対象サービス> 社会福祉法人が実施する特別養護老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 障害者総合支援法からの制度移行措置 <内容> 低所得世帯(生活保護境界層)であって総合支援法によるホームヘルプサービスを利用していた者について、当該サービスの利用者負担を0円とし、経済的負担の軽減を図る。

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	313	726	1,328	
負担金補助及び交付金	313	726	1,328	補助金
人件費 B	3,413	2,697	2,171	
職員人工数	0.45	0.25	0.19	
職員人件費	2,804	1,982	1,506	
嘱託等人件費	609	715	664	
合計 C(A+B)	3,726	3,423	3,499	
C 国庫支出金				
の 県支出金	235	544	996	老人福祉費補助金(県3/4)
の 市債				
の 財源				
内 其他				
訳 一般財源	3,491	2,879	2,503	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	主治医意見書支払費	T31A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画			款	05 総務費
事業開始年度	平成12年度		項	05 総務管理費
			目	20 介護認定費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定に必要となる「主治医意見書」の作成手数料の支払を、兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。
対象 (誰を・何を)	主治医意見書作成にかかる作成料
求める成果 (どのような状態にしたいか)	支払事務の一部を兵庫県国民健康保険団体連合会に委託することで、支払処理の適正化及び事務処理の効率化を図る。
事業概要	要介護認定に必要となる「主治医意見書」の作成手数料の支払を、兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。
実施内容	要介護認定等に必要となる主治医意見書は、保険医療機関等に作成を依頼し、作成料の支払が必要となる。この支払業務は、膨大な事務量となるため、支払対象の大部分を占める兵庫県内の保険医療機関等への支払業務については、医療費の支払に精通している兵庫県国民健康保険団体連合会に委託し、支払処理の適正化及び事務処理の効率化を図る。 <参考>(H29決算) ・県内意見書作成 初回在宅 6,479件 初回施設 4,208件 継続在宅 14,066件 継続施設 1,597件 ・県外意見書作成 初回在宅 307件 初回施設 246件 継続在宅 424件 継続施設 146件

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	123,614	124,716	130,573	
役務費	123,031	124,130	129,969	意見書作成料
委託料	583	586	604	国保連委託料
人件費 B	6,456	6,463	6,477	
職員人工数	0.42	0.42	0.42	
職員人件費	3,359	3,341	3,329	
嘱託等人件費	3,097	3,122	3,147	
合計 C (A+B)	130,070	131,179	137,050	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財源内 市債				
訳 其他				
一般財源	130,070	131,179	137,050	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	認定調査委託料	T31K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	05 総務費
事業開始年度	平成12年度		項	05 総務管理費
			目	20 介護認定費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	認定調査業務の一部を社会福祉協議会等へ委託する。
対象 (誰を・何を)	要介護認定申請者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	認定調査業務を適正かつ効率的に実施し、適正な介護保険事業の運営を行う。
事業概要	被保険者からの要介護認定申請に伴う認定調査業務の一部を、社会福祉協議会や施設に委託することで、介護保険事業を円滑に行う。
実施内容	1 事業内容 平成30年度では、遠隔地で認定調査を要するものも含め年間28,703件の認定調査件数を見込んでいる。これらの認定調査の一部を、社会福祉協議会、施設等に委託することにより、認定調査業務を適正、迅速かつ合理的に行う。 2 事業実績 平成29年度(実績) 調査員実施分 9,092件 社会福祉協議会委託 14,580件 事業者委託(市内) 1,794件 施設委託(市内) 1,039件 他市調査委託 居宅 819件 施設230件

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	76,062	77,728	81,880	
委託料	76,062	77,728	81,880	認定調査委託料
人件費 B	61,227	61,643	62,072	
職員人工数	0.75	0.75	0.75	
職員人件費	5,999	5,966	5,945	
嘱託等人件費	55,228	55,677	56,127	
合計 C (A+B)	137,289	139,371	143,952	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財源内 市債				
訳 其他	270	352	0	要介護認定調査受託収入
一般財源	137,019	139,019	143,952	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	居宅介護サービス給付費	T71A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護被保険者が指定居宅サービスを利用したときに、居宅介護サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス事業者から、指定居宅サービスを受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対して、当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費を支給する。</p> <p>&lt;事業実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護 84,518件 6,531,255,146円</li> <li>訪問入浴介護 3,521件 203,197,072円</li> <li>訪問看護 31,007件 1,172,633,076円</li> <li>訪問リハビリテーション 10,120件 341,808,813円</li> <li>通所介護 57,638件 3,988,358,857円</li> <li>通所リハビリテーション 18,026件 1,301,373,817円</li> <li>福祉用具貸与 101,555件 1,328,587,991円</li> <li>短期入所生活介護 15,043件 1,399,275,788円</li> <li>短期入所療養介護 1,433件 112,980,628円</li> <li>居宅療養管理指導 73,904件 571,459,482円</li> <li>特定施設入居者生活介護 6,070件 1,141,429,116円</li> </ul>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	17,130,292	18,092,360	19,299,204	給付費
負担金補助及び交付金	17,130,292	18,092,360	19,299,204	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				(国)介護給付費負担金25%
職員人件費				内5%程度は調整交付金
嘱託等人件費				(県)介護給付費負担金12.5%
合計 C(A+B)	17,130,292	18,092,360	19,299,204	その他
C 国庫支出金	4,358,565	4,657,658	4,835,181	第1号保険料22%
の 県支出金	2,197,269	2,322,532	2,479,964	(支払基金)介護給付費交付金28%
市債				返納金
その他	8,379,140	8,535,235	9,507,032	介護給付費準備基金繰入金
内訳	一般財源	2,195,318	2,576,935	繰越金
			2,477,027	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	地域密着型介護サービス給付費	T71F	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が住み慣れた地域内で自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護被保険者が指定地域密着型サービスを利用したときに、地域密着型介護サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・要介護被保険者が、指定地域密着型サービス事業者から、指定地域密着型サービスを受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(食事・居住に要する費用、その他日常生活に要する費用を除く。)について、地域密着型サービス費を支給する。</p> <p>&lt;事業実績&gt;</p> <p>&lt;事業実績&gt;H29(決算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期巡回・随時対応訪問介護看護 916件 148,743,973円</li> <li>夜間対応型訪問介護 0件 0円</li> <li>認知症対応型通所介護 2,912件 326,458,064円</li> <li>小規模多機能型居宅介護 2,670件 527,768,303円</li> <li>認知症対応型共同生活介護 5,216件 1,307,527,598円</li> <li>地域密着型特定施設入居者介護 492件 99,266,802円</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 877件 237,729,851円</li> <li>複合型サービス 546件 122,295,406円</li> <li>地域密着型通所介護 24,540件 1,527,418,203円</li> </ul>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	3,867,764	4,297,208	4,808,577	給付費
負担金補助及び交付金	3,867,764	4,297,208	4,808,577	
人件費 B	0	0	906	
職員人工数			0.08	(国)介護給付費負担金25%
職員人件費			634	内5%程度は調整交付金
嘱託等人件費			272	(県)介護給付費負担金12.5%
合計 C(A+B)	3,867,764	4,297,208	4,809,483	その他
C 国庫支出金	997,466	1,120,806	1,221,670	第1号保険料22%
の 県支出金	483,471	537,151	601,072	(支払基金)介護給付費交付金28%
市債				返納金
その他	1,891,157	2,027,190	2,368,665	介護給付費準備基金繰入金
内訳	一般財源	495,670	612,061	繰越金
			618,076	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	施設介護サービス給付費	T71K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護被保険者が指定施設介護サービスを利用したときに、施設介護サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・要介護被保険者が、指定施設サービス等を受けたときは、当該要介護被保険者に対して、当該指定施設サービス等に要した費用について、施設介護サービス費を支給する。(食事・居住に要する費用、その他日常生活に要する費用を除く。)</p> <p>指定介護老人福祉施設により行われる介護福祉施設サービス                  介護老人保健施設サービス                  指定介護療養型医療施設により行われる介護療養施設サービス</p> <p>・施設介護サービス費は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等(食事の提供及び居住に要する費用、その他日常生活に要する費用を除く。)に要する平均的な費用の額を勘定して、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。 (実績: H29決算)</p> <p>・介護老人福祉施設 19,708件 4,945,947,665円                  ・介護老人保健施設 12,742件 3,419,413,291円                  ・介護療養型医療施設 496件 180,058,463円</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	8,298,982	8,447,293	8,810,086	
負担金補助及び交付金	8,298,982	8,447,293	8,810,086	給付費
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				(国)介護給付費負担金25%
嘱託等人件費				内5%程度は調整交付金
合計 C (A+B)	8,298,982	8,447,293	8,810,086	(県)介護給付費負担金12.5%
C				「その他」
国庫支出金	1,725,293	1,780,875	1,797,793	第1号保険料22%
県支出金	1,452,322	1,478,276	1,541,765	(支払基金)介護給付費交付金28%
市債				返納金
その他	4,057,818	3,984,975	4,339,772	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	1,063,549	1,203,167	1,130,756	繰越金

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	特定入所者介護サービス費	T71S	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。																																																																													
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者																																																																													
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。																																																																													
事業概要	一定の基準を満たす低所得の要介護被保険者が指定施設サービス、指定地域密着型サービスまたは指定居宅サービスを利用したときの食費及び居住費の負担限度額と基準費用額の差額について、特定入所者サービス費を支給する。																																																																													
実施内容	<p>平成29年度事業実績                  32,222件 989,903,172円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者</th> <th rowspan="2">基準費用額</th> <th colspan="6">利用者負担限度額(円/日)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">世帯全員が市民税非課税者で</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">居住環境区分</th> <th rowspan="2">居住費</th> <th rowspan="2">食費</th> <th colspan="2">第1段階</th> <th colspan="2">第2段階</th> <th colspan="2">第3段階</th> </tr> <tr> <th>居住費</th> <th>食費</th> <th>居住費</th> <th>食費</th> <th>居住費</th> <th>食費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>1,970</td> <td></td> <td>820</td> <td></td> <td>820</td> <td></td> <td>1,310</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニット型準個室</td> <td>1,640</td> <td></td> <td>490</td> <td></td> <td>490</td> <td></td> <td>1,310</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従来型個室</td> <td>1,640</td> <td rowspan="2">1,380</td> <td>490</td> <td rowspan="2">300</td> <td>490</td> <td rowspan="2">390</td> <td>1,310</td> <td rowspan="2">650</td> </tr> <tr> <td>1,150</td> <td>320</td> <td>420</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多床室(大部屋)</td> <td>370</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>370</td> <td></td> <td>370</td> <td></td> </tr> <tr> <td>840</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>370</td> <td></td> <td>370</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 従来型個室の は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護、は介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護の場合</p>	対象者	基準費用額	利用者負担限度額(円/日)						世帯全員が市民税非課税者で						居住環境区分	居住費	食費	第1段階		第2段階		第3段階		居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	ユニット型個室	1,970		820		820		1,310		ユニット型準個室	1,640		490		490		1,310		従来型個室	1,640	1,380	490	300	490	390	1,310	650	1,150	320	420	820	多床室(大部屋)	370		0		370		370		840		0		370		370	
対象者	基準費用額			利用者負担限度額(円/日)																																																																										
		世帯全員が市民税非課税者で																																																																												
居住環境区分	居住費	食費	第1段階		第2段階		第3段階																																																																							
			居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費																																																																						
ユニット型個室	1,970		820		820		1,310																																																																							
ユニット型準個室	1,640		490		490		1,310																																																																							
従来型個室	1,640	1,380	490	300	490	390	1,310	650																																																																						
	1,150		320		420		820																																																																							
多床室(大部屋)	370		0		370		370																																																																							
	840		0		370		370																																																																							

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,029,823	989,903	1,079,818	
負担金補助及び交付金	1,029,823	989,903	1,079,818	給付費
人件費 B	0	0	3,229	
職員人工数				
職員人件費			0.20	(国)介護給付費負担金25%
嘱託等人件費			1,585	内5%程度は調整交付金
合計 C (A+B)	1,029,823	989,903	1,083,047	(県)介護給付費負担金12.5%
C				「その他」
国庫支出金	223,950	217,528	234,519	第1号保険料22%
県支出金	170,560	164,677	175,057	(支払基金)介護給付費交付金28%
市債				返納金
その他	503,337	466,704	531,651	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	131,976	140,994	141,820	繰越金

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	居宅介護福祉用具購入費	T721	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から福祉用具を購入したときに、居宅介護福祉用具購入費を支給する。
実施内容	<p>・居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。</p> <p>・居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給する。</p> <p>・特定福祉用具の購入に要した費用の額の100分の90に相当する額を償還払いで支給する。</p> <p>・支給限度基準額は、100,000円。</p> <p>・支給限度基準額の管理期間は、毎年4月1日からの12ヶ月間</p> <p>事業実績(H29決算) 1,346件 43,917,518円</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	43,125	43,918	44,517	給付費
負担金補助及び交付金	43,125	43,918	44,517	
人件費 B	0	0	2,315	
職員人工数			0.12	
職員人件費			951	
嘱託等人件費			1,364	(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	43,125	43,918	46,832	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	11,122	11,455	11,309	「その他」
の 県支出金	5,391	5,490	5,564	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	21,087	20,718	21,931	介護給付費準備基金繰入金
内訳 一般財源	5,525	6,255	8,028	繰越金

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	居宅介護住宅改修費	T72A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護認定者が住宅の改修を行ったときに、居宅介護住宅改修費を支給する。
実施内容	<p>居宅介護住宅改修費は、当該被保険者が現に居住する住宅について行われ、かつ、当該被保険者の心身・住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給する。</p> <p>&lt;支給限度額基準額等&gt; ・支給限度基準額は200,000円 ・支給は、原則として1回限りであるが、要介護認定が著しく高くなった場合や転居した場合については、再度支給を受けることができる。</p> <p>&lt;受領委任払&gt; 保険料の滞納がなく、工事着工前に市の承認を受けていれば、利用者は工事費から保険給付費分を差し引いた金額(1割等)を施工業者に支払、市は受領を委任された施工業者に直接保険給付費分(9割等)の支払を行う。</p> <p>&lt;事業実績&gt;H29年度決算 1,029件 84,923,623円</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	84,476	84,924	98,374	給付費
負担金補助及び交付金	84,476	84,924	98,374	
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	84,476	84,924	98,374	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	21,786	22,150	24,992	「その他」
の 県支出金	10,560	10,615	12,296	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	41,305	40,062	48,461	介護給付費準備基金繰入金
内訳 一般財源	10,825	12,097	12,625	繰越金

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	居宅介護サービス計画給付費	T72K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
実施内容	<p>介護保険法第46条 (居宅介護サービス計画費の支給)</p> <p>・居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から、指定居宅介護支援を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。</p> <p>・居宅介護サービス計画費の額は、地域等を勘案したサービスの平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (全額保険給付の対象となる。)</p> <p>事業実績(H29実績) 141,288件 2,052,075,552円</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,999,565	2,052,076	2,176,951	給付費
負担金補助及び交付金	1,999,565	2,052,076	2,176,951	
人件費 B	0	0	1,779	
職員人工数			0.22	
職員人件費			1,744	
嘱託等人件費			35	(国)介護給付費負担金25%
合計 C (A+B)	1,999,565	2,052,076	2,178,730	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	515,492	535,026	552,925	「その他」
の 県支出金	249,834	256,384	272,026	第1号保険料22%
の 市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
の 財源	977,987	968,384	1,072,594	介護給付費準備基金繰入金
の内 一般財源	256,252	292,282	281,185	繰越金

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	特定入所者介護予防サービス費	T75K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成18年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	05 介護サービス等給付費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。																																																																																				
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者																																																																																				
求める成果 (どのような状態にしたいか)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者																																																																																				
事業概要	一定の基準を満たす低所得の要支援被保険者が指定介護予防サービスを利用したときの食費及び居住費の負担限度額と基準費用額の差額について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。																																																																																				
実施内容	<p>平成29年度事業実績 156件 857,610円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象者</th> <th rowspan="3">基準費用額</th> <th colspan="6">利用者負担限度額 (円/日)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">世帯全員が市民税非課税者で</th> </tr> <tr> <th colspan="2">ア 高齢福祉年金受給者(生活保護受給者含む)</th> <th colspan="2">イ 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者</th> <th colspan="2">ウ アとイ以外の者</th> </tr> <tr> <th>居住環境区分</th> <th>居住費</th> <th>食費</th> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>1,970</td> <td></td> <td>820</td> <td>820</td> <td></td> <td>1,310</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニット型準個室</td> <td>1,640</td> <td></td> <td>490</td> <td>490</td> <td></td> <td>1,310</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従来型個室</td> <td>1,640</td> <td>1,380</td> <td>490</td> <td>490</td> <td>390</td> <td>1,310</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,150</td> <td></td> <td>320</td> <td>420</td> <td></td> <td>820</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多床室(大部屋)</td> <td>370</td> <td></td> <td>0</td> <td>370</td> <td></td> <td>370</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>840</td> <td></td> <td>0</td> <td>370</td> <td></td> <td>370</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">(注)従来型個室の は介護予防短期入所療養介護、 は介護予防短期入所生活介護の場合</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	基準費用額	利用者負担限度額 (円/日)						世帯全員が市民税非課税者で						ア 高齢福祉年金受給者(生活保護受給者含む)		イ 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者		ウ アとイ以外の者		居住環境区分	居住費	食費	第1段階	第2段階	第3段階			ユニット型個室	1,970		820	820		1,310		ユニット型準個室	1,640		490	490		1,310		従来型個室	1,640	1,380	490	490	390	1,310	650		1,150		320	420		820		多床室(大部屋)	370		0	370		370			840		0	370		370		(注)従来型個室の は介護予防短期入所療養介護、 は介護予防短期入所生活介護の場合							
対象者	基準費用額			利用者負担限度額 (円/日)																																																																																	
				世帯全員が市民税非課税者で																																																																																	
		ア 高齢福祉年金受給者(生活保護受給者含む)		イ 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者		ウ アとイ以外の者																																																																															
居住環境区分	居住費	食費	第1段階	第2段階	第3段階																																																																																
ユニット型個室	1,970		820	820		1,310																																																																															
ユニット型準個室	1,640		490	490		1,310																																																																															
従来型個室	1,640	1,380	490	490	390	1,310	650																																																																														
	1,150		320	420		820																																																																															
多床室(大部屋)	370		0	370		370																																																																															
	840		0	370		370																																																																															
(注)従来型個室の は介護予防短期入所療養介護、 は介護予防短期入所生活介護の場合																																																																																					

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	609	858	804	給付費
負担金補助及び交付金	609	858	804	
人件費 B	0	0	2,397	
職員人工数			0.17	
職員人件費			1,348	
嘱託等人件費			1,049	(国)介護給付費負担金25%
合計 C (A+B)	609	858	3,201	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	157	224	203	「その他」
の 県支出金	77	107	100	第1号保険料22%
の 市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
の 財源	298	405	399	介護給付費準備基金繰入金
の内 一般財源	77	122	2,499	繰越金

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	審査支払手数料	T81A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
			目	10 審査支払手数料

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	介護報酬の請求に関する審査及び支払を兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。
実施内容	<p>介護保険法第41条第10項 (居宅介護サービス費の支給)</p> <p>・市は、審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。</p> <p>介護保険法第176条(連合会の業務)</p> <p>・連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)法第41条第10項等の規定により市から委託を受けて行う居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関する審査及び支払</p> <p>(目的)</p> <p>介護給付費請求書の審査支払事務を国保連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。</p> <p>事業実績(H29決算)</p> <p>750,722件 33,782,490円</p>

事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	35,058	33,782	44,859	
負担金補助及び交付金	35,058	33,782	44,859	審査支払事務委託料
人件費 B	0	0	1,427	
職員人工数			0.18	
職員人件費			1,427	
嘱託等人件費				(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	35,058	33,782	46,286	内5%程度は調整交付金
C 国庫支出金	9,042	8,811	11,396	(県)介護給付費負担金12.5%
の 県支出金	4,383	4,223	5,607	(その他)
市債				第1号保険料22%
その他	17,141	15,937	22,099	(支払基金)介護給付費交付金28%
一般財源	4,492	4,811	7,184	介護給付費準備基金繰入金
				繰越金

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	高額介護サービス費	TC1A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	10 高額介護サービス費
			目	05 高齢介護サービス費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。																		
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者																		
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。																		
事業概要	要介護及び要支援被保険者が利用したサービスの本人負担額(月額)が一定額を超える場合に、高額介護サービス費または高額介護予防サービス費を支給する。																		
実施内容	<p>高額サービス費等の対象となる利用者負担</p> <p>・居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費に係るもの(介護予防を含む。)</p> <p>・特例居宅介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費に係るもの(介護予防を含む)</p> <p>・施設介護サービス費(食費・居住費(滞在費)の提供に要する費用を除く)に係るもの</p> <p>事業実績 80,861件 899,846,921円</p> <p>(所得に応じた利用者負担の上限額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者負担段階</th> <th>課税区分</th> <th>月上限額(世帯合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・高齢福祉年金受給者(生活保護者含む。) ・境界層該当者(注)</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>・課税年金収入と合計所得金額の合計が90万円以下の者(但し、合計所得額がマイナスの場合は、合計所得金額0とする) ・境界層認定者</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>・上記利用者負担段階1、2以外の者 ・境界層該当者</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>・市民税課税世帯者(平成29年8月から) 同じ世帯の全ての65歳以上の者がサービスを利用していない者を含む。) ・の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額446,400円(37,200円×12か月)を設定(3年間の時限措置)</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現役並所有者</td> <td>44,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)食費、居住費(滞在費)は対象外 (注)境界層該当者とは、利用者負担段階を1段階下げて減額することにより生活保護を必要としない状態となる者(福祉事務所で要否判定) (世帯の利用者負担の上限額) 同一世帯に要介護者等が複数いる場合は、上記の上限額を当該世帯全体(世帯合算)の利用者負担の上限とする。</p>	利用者負担段階	課税区分	月上限額(世帯合算)	第1段階	・高齢福祉年金受給者(生活保護者含む。) ・境界層該当者(注)	15,000円	第2段階	・課税年金収入と合計所得金額の合計が90万円以下の者(但し、合計所得額がマイナスの場合は、合計所得金額0とする) ・境界層認定者	15,000円	第3段階	・上記利用者負担段階1、2以外の者 ・境界層該当者	24,600円	上記以外	・市民税課税世帯者(平成29年8月から) 同じ世帯の全ての65歳以上の者がサービスを利用していない者を含む。) ・の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額446,400円(37,200円×12か月)を設定(3年間の時限措置)	44,400円		現役並所有者	44,400円
利用者負担段階	課税区分	月上限額(世帯合算)																	
第1段階	・高齢福祉年金受給者(生活保護者含む。) ・境界層該当者(注)	15,000円																	
第2段階	・課税年金収入と合計所得金額の合計が90万円以下の者(但し、合計所得額がマイナスの場合は、合計所得金額0とする) ・境界層認定者	15,000円																	
第3段階	・上記利用者負担段階1、2以外の者 ・境界層該当者	24,600円																	
上記以外	・市民税課税世帯者(平成29年8月から) 同じ世帯の全ての65歳以上の者がサービスを利用していない者を含む。) ・の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額446,400円(37,200円×12か月)を設定(3年間の時限措置)	44,400円																	
	現役並所有者	44,400円																	

事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	858,070	899,847	996,355	
負担金補助及び交付金	858,070	899,847	996,355	給付費
人件費 B	0	0	3,332	
職員人工数			0.31	
職員人件費			2,457	
嘱託等人件費			874	(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	858,070	899,847	999,687	内5%程度は調整交付金
C 国庫支出金	221,290	234,700	253,134	(県)介護給付費負担金12.5%
の 県支出金	107,259	112,481	124,544	(その他)
市債				第1号保険料22%
その他	419,557	424,499	487,745	(支払基金)介護給付費交付金28%
一般財源	109,964	128,167	134,264	介護給付費準備基金繰入金等
				繰越金

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	高額医療合算介護サービス費	TC1R	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成20年度		項	10 高額介護サービス費
			目	05 高齢介護サービス費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。																				
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者																				
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。																				
事業概要	各医療保険における世帯内で医療及び介護の両制度における本人負担額の合算額(年額)が一定額を超える場合に、高額医療合算介護サービス費または高額医療合算介護予防サービス費を支給する。																				
実施内容	<p>事業内容</p> <p>(1)対象世帯 各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)における世帯内で、医療保険と介護保険の両方に自己負担を有する世帯</p> <p>(2)限度額 年額56万円を基本とし、各医療保険制度や被保険者の所得、年齢区分ごとの自己負担額により設定。限度額を超えた分を支給する。</p> <p>(3)費用負担 医療保険者、介護保険者の双方が自己負担額の比較に応じて負担する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>後期高齢者医療 又は国民健康 + 介護保険</th> <th>被用者保険 又は国民健康 保険 + 介護保険 (70-74歳のみ)</th> <th>被用者保険 又は国民健康 保険 + 介護保険 (70歳未満を含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者 (上位所得者)</td> <td>67万円</td> <td>67万円</td> <td>126万円</td> </tr> <tr> <td>一歳</td> <td>56万円</td> <td>56万円</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>低所得者2</td> <td>31万円</td> <td>31万円</td> <td>34万円</td> </tr> <tr> <td>低所得者1</td> <td>19万円</td> <td>19万円</td> <td>34万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 低所得者2とは、同じ世帯の世帯主および国保加入者全員が住民税非課税の人(低所得者1以外の住民税非課税の人)</p> <p>(注2) 低所得者1とは、同じ世帯の世帯主および国保加入者全員が住民税非課税で、その世帯の首所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を0万円として計算)を差し引いたときに0円となる人</p> <p>事業実績(H29決算) 6,036件 201,072,117円</p>	所得区分	後期高齢者医療 又は国民健康 + 介護保険	被用者保険 又は国民健康 保険 + 介護保険 (70-74歳のみ)	被用者保険 又は国民健康 保険 + 介護保険 (70歳未満を含む)	現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	126万円	一歳	56万円	56万円	67万円	低所得者2	31万円	31万円	34万円	低所得者1	19万円	19万円	34万円
所得区分	後期高齢者医療 又は国民健康 + 介護保険	被用者保険 又は国民健康 保険 + 介護保険 (70-74歳のみ)	被用者保険 又は国民健康 保険 + 介護保険 (70歳未満を含む)																		
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	126万円																		
一歳	56万円	56万円	67万円																		
低所得者2	31万円	31万円	34万円																		
低所得者1	19万円	19万円	34万円																		

事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	74,975	201,072	128,384	
給付金補助及び交付金	74,975	201,072	128,384	給付費
人件費 B	0	0	1,648	
職員人工数			0.08	
職員人件費			634	
嘱託等人件費			1,014	(国)介護給付費負担金25% 内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
合計 C(A+B)	74,975	201,072	130,032	
C 国庫支出金	19,336	52,444	32,616	「その他」
の 県支出金	9,372	25,134	16,048	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	36,660	94,855	63,243	介護給付費準備基金繰入金
内訳	一般財源	9,607	28,639	繰越金

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	介護予防ケアマネジメント事業費	TI34	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成29年度		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防・日常生活支援総合事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止をするともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う。 高齢者が住み慣れた地域の中で、人と人とのつながりを通じ、生きがいや役割等を持って暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う。
実施内容	<p>・居宅介護支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況やその置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第一号通所介護事業者又は第一号生活支援事業者その他の適切な事業者が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業</p> <p>・第一号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)</p> <p>介護予防・生活支援サービス計画費の支給</p> <p>・居宅要支援被保険者が第1号介護予防事業を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、指定第1号事業が指定第1号介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画又は施行規則第140条の62の5第1項第1号に規定する第1号予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画の対象となっているとき、</p> <p>・居宅要支援被保険者等が当該第1号事業を含む指定第1号事業に係る計画をあらかじめ届け出ているとき。</p> <p>【事業実績】介護予防ケアマネジメント費(H29決算) 20,426件 97,444,187円</p>

事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	97,444	200,637	
給付金補助及び交付金	0	97,444	200,637	介護予防・日常生活支援総合事業
人件費 B	0	0	828	
職員人工数			0.10	
職員人件費			793	
嘱託等人件費			35	
合計 C(A+B)	0	97,444	201,465	
C 国庫支出金		22,279	50,158	
の 県支出金		12,184	25,179	
市債				
その他		50,804	100,221	
内訳	一般財源	0	12,177	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	高額介護予防サービス費等相当事業費	TI35	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成29年度		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防・日常生活支援総合事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。																		
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者																		
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。																		
事業概要	要介護及び要支援被保険者が利用したサービスの本人負担額(月額)が一定額を超える場合に、高額介護サービス費または高額介護予防サービス費を支給する。平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたことにより事業が発生したものの、																		
実施内容	<p>高額介護予防サービス費等の対象となる利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費に係るもの</li> <li>・特例居宅介護予防サービス費、特例介護予防地域密着型介護サービス費に係るもの</li> <li>・施設介護予防サービス費(食費・居住費(滞在費)の提供に要する費用を除く)に係るもの</li> </ul> <p>事業実績(H29年度 決算)286件 676,787円 (所得に応じた利用者負担の上限額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者負担段階</th> <th>課税区分</th> <th>月上限額(世帯合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・老齢福祉年金受給者(生活保護者含む、) ・境界層該当者(注)</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者(但し、合計所得額がマイナスの場合は、合計所得金額0とする) ・境界層該当者</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>上記利用者負担段階1、2以外の者 ・境界層該当者</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>市民税課税世帯者(平成29年8月から) 同じ世帯の全ての65歳以上の者(サービスを利用していない者を含む、) 利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額446,400円(37,200円×12か月)を設定(3年間の時限措置)</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現役並所有者</td> <td>44,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>食費、居住費(滞在費)は対象外 (注)境界層該当者とは、利用者負担段階を1段階下げて減額することにより生活保護を必要としない状態となる者(福祉事務所等要否判定) (世帯の利用者負担の上限額) 同一世帯に要介護者等が複数いる場合は、上記の上限額を当該世帯全体(世帯合算)の利用者負担の上限とする。</p>	利用者負担段階	課税区分	月上限額(世帯合算)	第1段階	・老齢福祉年金受給者(生活保護者含む、) ・境界層該当者(注)	15,000円	第2段階	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者(但し、合計所得額がマイナスの場合は、合計所得金額0とする) ・境界層該当者	15,000円	第3段階	上記利用者負担段階1、2以外の者 ・境界層該当者	24,600円	上記以外	市民税課税世帯者(平成29年8月から) 同じ世帯の全ての65歳以上の者(サービスを利用していない者を含む、) 利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額446,400円(37,200円×12か月)を設定(3年間の時限措置)	44,400円		現役並所有者	44,400円
利用者負担段階	課税区分	月上限額(世帯合算)																	
第1段階	・老齢福祉年金受給者(生活保護者含む、) ・境界層該当者(注)	15,000円																	
第2段階	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の者(但し、合計所得額がマイナスの場合は、合計所得金額0とする) ・境界層該当者	15,000円																	
第3段階	上記利用者負担段階1、2以外の者 ・境界層該当者	24,600円																	
上記以外	市民税課税世帯者(平成29年8月から) 同じ世帯の全ての65歳以上の者(サービスを利用していない者を含む、) 利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額446,400円(37,200円×12か月)を設定(3年間の時限措置)	44,400円																	
	現役並所有者	44,400円																	

事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	675	1,517	
負担金補助及び交付金	0	675	1,517	給付費
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	675	1,517	
C 国庫支出金	0	154	378	
の 県支出金	0	34	190	
市債	0			
の財源	0	352	760	
内 其他	0	135	189	
訳 一般財源	0			

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	審査支払手数料(総合事業分)	TI36	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成12年度		項	05 地域支援事業費
			目	05 介護予防・日常生活支援事業費

施策	07 高齢者支援
展開方向	07-2 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
行政の取組	07-2 福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり
局	健康福祉局
課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二

事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	介護報酬の請求に関する審査及び支払を兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い平成29年度から発生したものの、
実施内容	<p>介護保険法第41条第10項 (居宅介護サービス費の支給)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。</li> </ul> <p>介護保険法第176条(連合会の業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。</li> <li>(1)法第41条第10項等の規定により市から委託を受けて行う居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関する審査及び支払</li> </ul> <p>(目的) 介護給付費請求書の審査支払事務を国保連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。</p> <p>事業実績(H29決算) 58,992件 2,654,640円</p>

事業費

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	0	2,655	6,382	
負担金補助及び交付金	0	2,655	6,382	審査支払事務委託料
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	2,655	6,382	
C 国庫支出金	0	607	1,595	
の 県支出金	0	332	800	
市債	0			
の財源	0	1,384	3,190	
内 其他	0	332	797	
訳 一般財源	0			